

に更正され、更に翌十五年度に於ても再び同様の更正を受け、十五年の縣會に於ては三度更正され、十六年度には僅かに百圓を留め、一萬六千八百十八圓を十七年度に支出されることゝなつた。茲に於て關係地方民は非常に驚愕し、屢々當局に向つて本工事を一日も速かに施工せられんことを陳情し、吾が黨亦その速成を當局に要望したが、本工事はこれに關聯する下流の附帶工事の進捗上繼續年期の一箇年延長は已むを得なかつた。

然るに昭和二年通常縣會に於て縣當局は本繼續工事の計畫を更新して、昭和三年度より十箇年の繼續事業として總工費七萬五千五百二十四圓を以てする新計畫を提案した。工費の内譯は新堤築造費二萬四千六百九十九圓、舊堤除却費四千八百十八圓、田川コルベルト延長工費三萬四千八百十三圓、用水路埋設費一千三百七十五圓、護岸費一萬二千八百八十圓、用地其他補償費一千八百六十九圓である。茲に於て關係地方民は「一日モ早クコルベルトノ延長ト堤防ノ擴張トヲ鶴首致居候折柄更ラニ十年後ノ曉ニ至ラザレバ工事ノ完成ヲ見ザルガ如キコトハ寔ニ遺憾」となし、「天災ハ豫知シ能ハザル次第ニテ一朝有事ニ際會セバ其ノ被害ノ區域甚大ニシテ關係部民ノ困憊一方ナラ」すとて、該工事を昭和三年度より同五年度まで三箇年繼續に短縮し工事の施行方を縣當局及び縣會に申請し、吾が黨亦工事を徒らに遷延するは地方民多年の熱望に反し甚だ遺憾なりとして、土木委員會に於て遂に本案を修正し、昭和三年度の更正額四千三百二十圓を六千三百二十圓とし、昭和十二年度四千

三百十八圓を二千三百十八圓とし、明年度に於て適當の年度割の更正をなし、昭和六年度位に本工事の完成するやうせられたき希望を附して決議した。翌昭和三年の通常縣會に於て當局はよく吾が黨の希望を容れ、本工事を向後二箇年間に短縮施工せんため、昭和四年度より昭和十二年度に至る毎年度支出額を昭和四年度金一萬八千四百三十九圓、昭和五年度金一萬八千四百三十九圓に更正せんとする繼續費の變更案を提出した。本案は前述の如き前年通常縣會に於ける希望決議を尊重して提案せられたるものであるから、吾が黨は進んで協賛した。かくして二十年の長きに亘つて關係地方民の熱望し、吾が黨亦常に縣下難川中の難川としてその改修工事の緊要なるを認め完成の一日も速きを冀へる本工事は茲に昭和五年度を以て工を竣へることを得た。

次に姉川の改修工事がある。由來本河川は曲折尠からず河床實に亂雜にして、加ふるに堤外地に雜木繁茂せる等相當荒廢を來たし、流路ために安定せず、殊に流域の地勢上豪雨の際破堤に因る損害は實に甚大なるものがあるに鑑み、縣當局は東淺井郡虎姫村地内北陸線鐵橋下流より琵琶湖に至る姉川約五千米及び伊香郡高時村地内井明神橋下流より姉川合流點に至る高時川一萬米の間の一部堤防を改廢し、河狀の整理と擴幅工事・堤外地の整理・護岸整理を行ひ、以て流路の安定を期し、沿岸住民の脅威を除かんとする改修計畫を樹て、内務省に具申しおきたるところ、總工費百十一萬圓の内七十萬圓は時局匡救事業により、昭和七年度以降三箇年間に工事を執行せられることゝなり、



その結果高時川筋に於て六千六百米の未完成部分を残すのみとなつた。本工事は一部匡救事業の恩恵を受けたとはいへ、元來全然別個の目的を以て起工せられたものである。従つて昭和十年度以降に於て匡救事業の企畫せられると否とに拘はらず、速かに完成を要するものであるから、昭和十年度より三箇年間に未改修部分を四十一萬圓を以て改修する計畫が提案された。吾が黨もとよりかくの如く巨額の經費を投ずるとはいへ、根本的に河川の利用を有效ならしむる本計畫には進んで賛成した。爾來本事業は順調に進行し、昭和十二年度を以て豫定通り竣工した。

次にまた百瀬川の改修がある。百瀬川は上流に於て四十間乃至六十間の河幅を有するに拘はらず、下流は一跳びに跳び得るが如き不自然なる河狀を呈し、加ふるに四十分の一の平均勾配を有するため土砂の流出堆積甚しく、小河川でありながら縣下の有名なる難川として地方民を苦しめ、縣は亦年々その復舊修理に多大の經費を投じ來たつたのである。殊に西近江路は大正八年の縣會に於て道路改良繼續事業に編入せられ、一大改修を實施せられることになつたが、本路線は百瀬川に接觸する附近に於て常に災害を被り、道路としての効用を著しく阻害されることが屢々であつたから、同年の縣會は同川の河底に隧道工事を施行して同路線を通過せしめ、それによつて百瀬川の交通機關に及ぼす災害を食ひ止めんとする希望を當局に呈するなど、百瀬川の治水に關しては縣を擧げて共慮したのであつた。縣當局はこれが根本的治水計畫を樹てるため、内務當局にも調査を申請し、

苦々に調査研究を進めたが、百瀬川全體の治水計畫を樹てるには少なくとも數十萬圓の巨費を必要とせるため、到底財政の耐えるところではなかつた。しかし内務省に於ては同河川を全體に於て砂防的河川として處理すべしとなす同情ある意見を有し、従つて國庫の補助を受くべき見込もあつたから、年々水害による破堤の個所には應急修理を實施し來たつたが、大正十一年の縣會に當局はその根本的改修の第一歩として、水源方面に可及的にその地形を利用して堰埭を築造し、その堰埭の作用によつて下流に土砂の排出するを防止せんとする案を立て、その工費として五萬八千圓の豫算を提出した。然るに縣會は堰埭工事が新事業なるが故と、一つにはこの計畫を以て百瀬川に對する根本方針を解決するものとしては甚だ議論の餘地ありとして本案を否決し、當局に對しては尙ほ一段の研究を重ね、永久不易の根本方針を確立し適當なる時機に於て提案せられたしと希望した。

爾後縣に於ては根本的の大計畫は遂に樹立せられなかつたが、年々臨時部單年度の堤防修築・河川修築の工事として相當の巨費を投じて改修を繼續し、一方國庫補助による土砂扞止工事をも併せ行ひ、大正十四年度を以て一應竣工を告げ、以來稍々小康を得てゐた。然るに數年を経て又々土砂の流出甚しく屢々災害を被るに至つたから、昭和九年の縣會に於て吾が黨の前田節氏よりこれが根本的改良計畫樹立の意思有りや否やに關して縣當局に質問を發し、當局は徹底的に調査して適當の機會に改良計畫を樹てたき旨を答辯するところがあつた。然るにその後にも同河川の改修工事



は成案を得るに至らず、昭和十一年七月縣參事會員は百瀬川の土砂堆積狀況を實地調査し、吾が黨の北村又三郎氏の如きは百瀬川の改修工事は土木事業ではない、社會事業として、一刻も早くこれを行はねばならぬと、當局にその必要を強調し、同年の通常縣會に於て吾が黨の石田與太郎氏は亦速かに根本的方策を講ずべしと要望した。しかしそれには巨額の經費を要するため、未だに實施の時機到來せず、その實現は將來に持ち越されることとなつた。

### 第三項 港 灣

琵琶湖の周邊に所在する主要港灣としては大津・堅田・雄松・大溝・舟木・今津・海津・大浦・塩津・片山・南濱・長濱・彦根・長命寺等が數へられるが、これ等港灣に對する施設としては浚渫以外殆ど見るべきものがない。只その中にあつて彦根港灣改修工事は幾多の論議を捲き起し、多年に亙つて縣政界に大問題を提供せし難事業であつた。

抑々木工事は森知事によつて大正七年の通常縣會に、湖西地方より湖上を利用し湖東方面に通ずる時間と經費の利益上松原港灣より直ちに彦根停車場に達する幅八間・水深三尺・延長千九百間の運河を開鑿し運輸の便を開くの計畫を樹て、その總工費三萬九千六百八十四圓を要求されたのはじまり、吾が黨は進んでこれに協賛を與へ、大正八年度より大正十二年度に至る繼續事業として施

行されることとなつた。

然るに翌大正八年の通常縣會に於て堀田知事は、前年の計畫では折角の工事もその利用が十分でないとの理由から、これに現代的設備を施し、相當なる汽船の出入を可能とするには運河の幅員十間・水深十尺八寸以上に掘下げ、航路及び船溜を掘鑿しなければならず、現代的築港として船溜面積六千坪、繫船壁には二百噸級汽船二艘を繫留せしめ得、尙ほ別に物揚場を設け、和船の荷役をなし得るなど最少限度の設計のために茲に計畫を改めて、その工費四十六萬二千圓を要求した。而して約四萬圓の工費が一躍その十一倍以上になることは非常なる驚愕不安を招いたが、新計畫によれば掘下げ・掘鑿のために多量の土坪を生じ、これを以て松原内湖の適當なる個所に埋立を行へば、道路その他港灣として必要な用地を除いて不用地四萬三千坪を得ることとなるので、これを當時彼地附近の時價七圓を以て賣却し得れば約三十萬圓の收入を見込み得るのみならず、彦根町より八萬八千圓の寄附を收納する豫定であつたから、差引七萬四千圓、更に前年の計畫工費約四萬圓を減すんば僅かに三萬四千圓の増額を以て、前計畫より遙かに有利なる修築をなし得るといふことになつて、遂に大正八年度より同十四年度に至る繼續事業として施行することに縣會は前後共一致協賛を與へたのである。かくて決定を見た各年度割支出額は大正八年度五千圓、大正九年度六萬圓、大正十年度九萬七千圓、大正十一年度・大正十二年度・大正十三年度は各々十萬圓であつた。



然るに大正十二年の通常縣會に彦根港灣改修工事年度の更正議案が提出された。即ち本工事は用地買収その他の事情により豫定年度に完成することが到底困難となるため、更に一箇年を延長して十三年度は十萬圓を五萬圓と減額變更し、十四年度に於ても五萬圓の年度割とされたのである。

反對派は同年縣會開會以來しきりに本工事を以て彦根町民すら好まざる工事にて單に政友會の黨勢擴張の具に供せられたるものなりといひ、常に不要工事なりと叫んだが、一たび本工事の更正案が提出されるや、一讀會に於て毫も不要論の徹底をなさず、殊に森知事時代の計畫は四日市・彦根間に鐵道を敷設し、これを利用するための運河であつたから、既にその鐵道問題の消滅した今日に於ては主眼とするところが失はれたのであつて、最早根本に於てその効用がなき故に本年施工計上の分を十四年度に繰延べんと意見を出したが、鐵道問題が全然その理由でなかつたことは明かであるから、彼等の主張は不急か不要か極めて曖昧であり、本縣會に於て平素の主張を裏切つて叫べる不急論は議決の時に至つて最も明瞭にその姿を現はし、不要論を棄て、不急論と變じ、各地の演說會に於て述べた事柄並びに一讀會の當初に述べた意見と最後に於ては全然相異なる言を以てせしことなど、實に彼等の無責任には驚かざるを得ない。

吾が黨は反對黨の論議を一々論駁して剩すところがなかつたが、尙ほ縣民の誤解を招くことを避けんため、土木委員會の決議報告中に吾が黨の中村委員長をして事業状態の調査の結果を發表せし

めた。その要點は次ぎの通りである。同港灣の浚渫工事は豫定の計畫通り十二年度に二割五分、十三年度に五割五分、十四年度に二割遂行せられる。埋立地は十二年度に仕上面積一萬五百坪、十三年度に二萬三千三百坪、十四年度に八千六百五十八坪、合計四萬二千五十八坪を埋立てる。埋立地の實際に賣却し得る面積は道路敷その他の用地を差引き、殘餘の三萬八千八百五十坪である。これを假に坪七圓にて賣却するときは二十七萬圓となる。この上彦根町の寄附金八萬八千圓を合せ、總工費中より差引けば縣費の支出は十萬四千圓に過ぎない。土木課に於て調査せしところにすれば港灣附近の用地は通例坪十一圓の時價であるから、假に十圓を以て計算すれば縣費の負擔は零となる。工費支出の見込並びに工費の支拂濟金額は大正九年度より十二年度末に至る支拂見込額は二十五萬三千八百八十八圓にして、内支拂濟額は十四萬二千四百十圓、十三年度の支拂見込額は十五萬八千百十二圓、十四年の支拂見込額は五萬圓、合計四十六萬二千圓となる工事請負契約額は十一年度に於て十六萬一千四百九十二圓、十二年度に於て二十九萬二千八百五十五圓八十七錢、合計四十萬四千三百四十七圓八十七錢、殘すところ五萬七千六百五十七圓である。以上の如き状態であつて、今期縣會に於て必要不必要の議論が喧しいのであるが、假に一步を譲つて不必要としても、事業の状態がかくの如く進行してゐる以上本案を廢するとか或は減額するが如きは寸毫の餘地なしと認むといふのであつた。



而して本更正議案は吾が黨の賛成によつて原案通り可決決定された。

大正十三年通常縣會には本工事の進行に伴ひ地質上の關係より一萬八千圓を増額しなければ最初の目的を十分達し得ないため、當初の工費豫算四十六萬二千圓を四十八萬圓に増額し、繼續年期を一箇年延長して十四年度の既定支出額五萬圓を四萬五千五百圓とし、その残額二萬二千五百圓を十五年度に支出せんとする更正議案が提出され、原案通り可決された。

かくして年々縣會に於て問題となれる本工事も十五年度を以て完成を告げることゝなつた。

しかし、この後と雖も本工事は埋立地の處分、松原港口の改修等幾多の問題を残し、事業そのものに就て或は失敗であるとか種々説をなすものがあり、大型汽船の出入が甚だ困難で十分に港灣たるの機能を發揮し得ない現状では敢えて成功とは云へないが、元來地元の希望によつて實現したものであつて、反對黨の宣傳の如くこれを翼賛せし吾が黨獨りその責任を負ふべき理由はない。而して埋立地の賣却問題の如き時勢の進展によつて解決するを得べく、當初より難問題とされてゐる松原港口の改修さへ完全に行はるれば、本港灣の前途は慥に有望なりとの確信を有するものである。

次に大津港修築に關する問題がある。本問題については既に大正八年の通常縣會に吾が黨より次ぎの如き建議案を提出し、全會一致その修築の必要なるを認めてこれを可決し、當局にその立案を要望したのである。

### 建 議

大津市港灣ハ其規模狭小ニシテ本縣ニ於ケル貨物集散ノ最大港灣タルニ適セザルモノアリ故ニ之レガ大改修ヲナスカ爲メ府縣制第四十四條ニ依リ本縣知事ニ意見書ヲ提出セントス

### 理 由

大津市ハ本縣唯一ノ都市ニシテ近ク京都ノ咽喉ヲ扼シ阪神ノ市場ニ呼應ス即チ本縣農工ノ產物商品及林產品等ニシテ琵琶湖水運ノ便ニヨル貨物ノ大部分ノ集散地タリ産業ノ益々發展セントシ又大ニ發展セシメザルベカラザル本縣現時ノ狀勢ニ鑑ミテ狭小ナル大津港灣ハ其改修ノ切要ナルヲ感ゼズンバアラズ故ニ縣當局ニ對シ適切ナル調査ヲ遂ゲ次期縣會ニ其改修案ノ提出ヲ求ムル爲メ茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリ

爾來縣當局は相當調査を進めたが、未だ具體的に成案を見るに至らざる内に、昭和二年の通常縣會に於て民政黨より、大津港の修築を以て焦眉の急となし、次期縣會にこれが修築案の提出を望む建議案が提出された。これに對して吾が黨は大津港の修築は最も望むところではあるが、當局に於ては調査を續行中にて未だ成案を得ざる現状にあつてこれが修築費の提案を望むが如きは時期尙早であり、縣財政の最も窮況の際にその財源として多額の縣債を募るが如きはその時機に非ずとして、これを否決した。その後昭和九年に至つて大津港は國の指定を受けたが、内務省も費用多端の折柄、



直ちに國庫の補助を受け得る時期が到來せざるため、具體的計畫の樹立はその時機を俟つて行ふべきこととして今日に至つてゐる。

又次ぎに港灣浚渫の繼續事業がある。琵琶湖内の港灣は河川の流出する土砂によつて、多少の程度之差こそあれ、埋没の傾向にある状態であり、これ等港灣の維持は浚渫以外に方法がないため、大正十年度より十四年度に至る五箇年の繼續費十六萬八千八百九十五圓を以て、縣費支辨の二十九港灣中より主要なるもの二十港灣を選び、浚渫船を購入して、順次浚渫せしむる案が大正九年通常縣會に於て可決され、爾來豫定通りに浚渫工事は進捗したが、大正十四年度に於て財政の緊縮により既定支出額一萬六千四百三十九圓を四百三十九圓に改め、殘額はこれを十五年度に繰延べられた。而して十五年度を以て繼續事業たる港灣浚渫工事は完了せるために九千圓の經常費を計上し、爾來一萬圓内外の經費を投じて連年經常的に浚渫を行ひ、港灣の維持に努めてゐるが、吾が黨は常にその工事を縣費支辨港灣全部に及ぼすべきことを要望し、當局に對する鞭撻を怠らなかつた。

### 第三節 勸業政策

#### 第一項 總說

産業の興隆は國富増進の根本である。これが隆頽は忽ち國縣政の消長に關する。本縣の産業は農蠶を主とするも、工産・水産も亦決して少しとはしない。故に何れも共にこれを助長して、その發達を企圖しなければならぬ。吾が黨は多年これが助長獎勵に最も力を傾注した。即ち普通農事に就ては農事試驗場を移轉擴張して、これが完成を圖ると共に主力を品種改良と増産事業に注がしめ、蠶業に就ては蠶業試驗場をして、優良原種の配付に力を注がしめ、一般農産業の獎勵に就ては系統農會に多額の補助金を交付し、技術員の設置、採種圃及び米麥多收穫の獎勵、各種副業を始め畜牛・養鶏の獎勵、養蠶組合・農業組合の設置獎勵、桑園改良事業等に努力して、着々その効果を收めしめた。工産に就ては工業試驗場の事業を擴張して、一般當業者の指導獎勵に任ぜしむる外、高島織物の改良發達を圖るため高島織物模範工場を設置し、信樂燒陶器の改良發達を圖るため、信樂窯業試驗場を設置して、何れもその地方の特産物に一新生面を開かした等は、特に著しき事實である。水産に就ては曾て川島知事時代に設置された琵琶湖水産十一年計畫を繼承して、多年淡水魚族の増殖に努め、特に鱒の養殖に就ては醒ヶ井養鱒場を縣營に移管して顯著なる成績を挙げ、小鮎配給事業資金を設定して各府縣の需用に應じ、本縣に饒産する小鮎を全國各河川に放流して、漁獲の増進を圖りたる等はその主なるものである。林産に就ては治山治水の根本策たる造林の獎勵、縣有林の造成等に力め、畜産に就ては種畜場を設置して家畜の増殖に資益せし等、一々これを枚舉に遑がな



い。是等の業態に對し永年の間に、幾多波瀾を捲き起したる政治上の諸問題及び各種指導獎勵施設に對し、吾が黨の執り來りたる態度について、以下項を分ちて少しく記述して見よう。

## 第二項 農 産 業

本縣の主たる農産物は米と麥の二種類である。本縣は米の移出縣であるにも拘はらず、種類が雜駁で都人士の嗜好に適しなかつた。故に品種の改良と品質の向上とが最も急務とせられた。依て明治二十八年四月膳所町大字別保に農事試験場を設置し、各種の試験研究を行つて米麥作の改善に資し、又民間では明治二十一年に米質改良組合なるものを組織し、後には重要物産同業組合法に依り近江米同業組合と改稱し、爾來幾多の歳月を経、縣の施設と相俟つて品種の改良と品質の向上に努力して、相當の實績を擧ぐるに至つたが、農事試験場は膳所町より草津町に、又近江米同業組合は米の縣管検査に依り、遂に解散の運命に遭遇して政治上重大なる問題を惹起した。猶ほ大正十二年の米價下落に依る農村振興問題等以下順を逐ふて説明することとする。

### 一、農事試験場の移轉改築問題 付たり分場設置問題

本縣の農事試験場が設置されてゐた膳所町外の粟津ヶ原は、近江八景の一粟津の晴嵐として天下に知られた湖南の一景勝地である。この地に去る大正八年に旭人造絹絲株式會社の人絹工場が設立

された。この工場の臭突（世人は往々これを煙突と間違へて居るが臭氣を發散する臭突であつて煙を吐く煙突ではない）からは時々鼻持のならぬ臭氣を發散する。而もその工場の隣りが農事試験場であつて、その農場では品種改良のために純系分離と云ふ大事の作業を行つてゐる。ところがこの臭突から飛散する有害瓦斯が、風向きの都合で純系分離を行つてゐる圃場へ吹いて來ることがあつて、到底満足な分離作業を行ふことが出來ない。のみならず試験の成績は少しも擧らない。元來農事試験場の近傍にあゝいふ工場を設立することを許可したのが抑もの間違で、少くとも當時の當局者の認識不足からである。そこで大正十四年の通常縣會で吾が黨の議員がこれを指摘して最早農事試験場はその機能を發揮することが出來ないからこの際適當の地へ移轉するの考へはないかと質したが、未だその時でも縣當局は他に試験場を移轉するの意志は持つて居らない旨を答辯してゐた。然し事實問題としては到底その儘に放任して置くことは出來なかつたから、大正十五年の通常縣會に竣工費金貳拾壹萬圓を以て栗太郡治田村に本場を、また同郡草津町に園藝部を移轉改築する案を提案するに至つた。この案に依ると當時の試験場よりも規模は餘程大きく、土地も亦適當と認められたから吾が黨は進んでこれに賛成して遂に移轉改築を完成せしめた。

農事試験場の位置は粟津ヶ原にしても草津町外にしても湖南の一角に偏してゐる。由來本縣の地勢は太湖を中央に湛へてゐる關係上、湖南・湖北・湖東・湖西と夫々氣候風土を異にしてゐる。從



て湖南地方で試験したものが必ずしもその他の地方に適すると云ふ譯には行かない。だから一般の農事奨励上遺憾の點が少なくなかつた。故に吾が黨は多年湖北・湖東・湖西の適當の地に分場の設置を要望したが遂にそれが容れられて、去る昭和十年に伊香郡木之本町に湖北分場、昭和十七年に愛知郡愛知川町に湖東分場、昭和十八年に高島郡安曇町に湖西分場の設置を見るに至つたことは斯業の爲め洵に幸慶とするところである。

## 二、米の縣營検査問題

往昔封建時代には諸藩の貢米制度が極めて嚴重で、米の品質も善良であつたから、江州米の名聲は京阪地方に高かつた。廢藩置縣後は制度が漸く弛緩し、品種は妄りに小粒の粗悪なものを撰び、乾燥調製等も粗雑に流れて、多年好評を博した江州米の聲價は、年と共に全く地に墜ちんとするに至つた。茲に於て民間有志の奮起するところとなり、明治二十一年七月に滋賀縣米質改良組合なるものを設立し、爾來組合に於ては嚴重なる産米の自治的検査を行ひ、品質の改善・乾燥調製及び俵裝等の改良に着々その実績を挙げ、明治三十一年三月には重要物産同業組合法に依り組織を改めて近江米同業組合と改稱し、孜孜として米質の改良を圖つたため、近江米の聲價は大に昂揚し防長米と共に京阪地方の好評を博するに至つた。而してその組合の幹部は久しき以前よりその大部分は吾が黨の人士がこれを占めてゐた。時恰も昭和四年の通常縣會に知事田寺俊信氏は會期も半ば過ぎた

十二月六日、突如として米穀検査の縣營案を追加豫算（穀物検査所費金拾五萬四千四百參拾八圓）の形式で提案した。田寺知事は人も知る如く民政黨内閣に依つて來任した知事でその爲すところは悉く吾が黨の地盤切り崩しであることは明かなる事實であつた。吾が黨は米の縣營検査必ずしも不可とはしない。然しながら知事が提案した動機が極めて不純である。即ち近江米同業組合の幹部が全部吾が黨出身の人士であるから、その検査制度を縣へ取り上げて組合を解散せしむると云ふ外には何物もなかつた。その提案の理由は、近江米の聲價を高めるために検査の公正を期し、検査手数料を減額して生産者の負擔を軽減すると云ふにあつた。然し近江米同業組合は多年の經驗によつて検査を行うてゐるので、その検査たるや最も地方に適切なるものであつて何等不公正と認むべき點はなかつた。又検査手数料を軽減しても小作米の如きは從來地主が負擔してゐるのであるから小作生産者には少しも軽減とはならない。故に吾が黨は斷然これに反對するに決した。是れより先田寺知事が米穀検査の縣營を斷行するの意志あるやに仄聞した近江米同業組合では、米穀検査縣營反對の一大運動を展開し、同年十一月十四日大津市三井寺下縣公會堂に於て、近江米同業組合員代表者大會を開き參會者約五百名にて左の宣言決議を爲し大に氣勢を擧げた。

## 宣 言

我等ハ明治二十一年以來茲ニ四十有二年我等ノ手ニ依ツテ近江米同業組合ヲ組織シ我等ノ眼ニ依



テ米穀検査ヲ施行シ全國各府縣ノ到底企及シ得ザル模範的自治的事業トシテ最モ特色アル本縣ノ一大誇リヲ保有シ來ツタ 然ルニ何者ノ迷妄ゾ 此ノ光輝アル多年ノ歴史ヲ蹂躪シ我等組合員ノ平和幸福ヲ攪亂シテ輕卒ニモ之ヲ縣營ニ移サントスルノ論議ヲ縱ニスルモノガアル 是レ實ニ我等ノ自由ヲ束縛シ我等ノ名譽ト福利ヲ奪ハントスル者ニ非ズシテ何ゾ

昭和維新ノ今日此ノ如キ時代錯誤ノ官僚主義民衆壓迫ノ專横暴舉ハ斷ジテ免スベキデハナイ 我等ハ我等ノ名譽ノ爲ニ我等ノ權利ノ爲ニ將又我等ノ産業獨立ノ爲ニ政黨政派ヲ超越シ一致團結彼等ノ暴論ヲ排撃シ組合組織當時ニ於ケル先覺者ノ意志ヲ繼ギ奮勵努力以テ組合ノ完全ナル維持存續ヲ圖リ益々改良發達ヲ遂ゲンガ爲ニ一意邁進スベキコトヲ宣言ス

昭和四年十一月十四日

近江米同業組合員代表者大會

### 決 議

一、自治的産業ノ基礎ヲ確立シ米檢事業存續ノ目的ヲ達成スル爲メ適宜ノ處置ハ舉ケテ組合會議長並ニ組合役員ニ一任ス

右決議ス

昭和四年十一月十四日

近江米同業組合員代表者大會

一方反對黨も亦米穀検査縣營賛成の大會を開いて知事に聲援を與へた。十二月六日に提案された本案は縣會に於て委員附託となし、慎重審議の上十二月十三日その可否を決すべく上程さるゝことゝなつた。當日は原案に反對・賛成の兩派の有志は縣下各地より陸續大津市に集まり、市内は到るところに殺氣が漲ぎつて何時如何なる椿事が惹起するやも計り知れざる状態であつた。反對黨は多數の彌次馬を狩り集めて、早朝より縣會議事堂の傍聽席を占領し、吾が黨議員の發言を妨害する等議場は頓に殺氣を帯び、實に未曾有の混亂を呈した。吾が黨は服部、森、佐野の各議員を壇上に立たしめて原案反對の理由を演説せしめ、遂に大多數を以てこれを否決した。田寺知事は否決は元より覺悟の上である。府縣制第八十三條に依り直ちに内務大臣の指揮を請ふて原案を執行し茲に四十有餘年の歴史を有する近江米同業組合は、昭和四年を以て遂に解散するの已むなきに至つた。由來原案執行なるものは極めて非立憲的である。本縣に於て最近原案執行を見るに至つたのは、本問題と大正十四年に蠶業試験場の移轉問題との二案である。是れが何れも民政黨内閣時代に行はれたことは甚だ遺憾とするところである。

### 三、農村振興問題

經濟界の變動に伴ひ物價は變動する。殊に吾が國の主要食物たる米價の變動が最も甚だしい。米



價は不作なる年に限りてより以上に暴落する。明治の晩年より大正年間はいつもさうであつた。それは如何なる理由からかと云へば不作な年柄には政府は安價なる外米を輸入せんが爲めに關稅の撤廢を斷行したからである。大正十二年の關稅撤廢に依る米價の下落は一層甚だしかつた。爲めに農民は疲弊困憊の極に達した。農村振興の聲の喧しかりしはこの時より甚だしきはなく、殆んど全國的大問題となつた。偶々同年九月一日の關東大震災に帝都は殆んど灰燼に歸し悲絶慘絶實に振古未嘗有で、國運の進展に及ぼした影響は極めて甚大なるものがあつた。政府は是れが復興に専念たる餘り農村の窮狀を顧みるに遑がなかつた。從て米價は益々慘落し農村をして救ふべからざる窮地に陥れしめた。吾が黨は農民の唯一の味方として天下に率先して農村救済を呼號し、本縣亦同年十一月の通常縣會に吾が黨所屬議員をして農村振興に關する左の意見書を提出せしめ劈頭にこれを可決して政府に善處方を要望した。

#### 農村振興ニ關スル意見書

近時農村ノ疲弊困憊其ノ極ニ達シ農村振興ノ聲ハ輿論トナリテ天下ヲ風靡シ曩ニ第四十六議會ニ於テ國政上ノ中心問題トシテ論議セラレ種々適當ノ決議ヲ見タリト雖モ其多クハ將來ノ實行ニ屬スルヲ以テ農民ハ偏ニ其實現ヲ期待シタリキ此時ニ當リ這般關東ニ突發シタル大變災ニ世界ヲ震撼セシメ數十萬ノ生靈ヲ失ヒ巨億ノ資財ヲ灰燼ニ歸シ悲凄慘絶振古未嘗有ニシテ國運ノ進展ニ及

ホシタル影響ハ極メテ甚大ナリ吾人ハ深ク之ヲ憂ヘ舉國一致帝都ノ復興ニ努メサルヘカラサルヲ思フト同時ニ農村ノ振興産業ノ啓發ニハ一層緊切ナルモノアルヲ痛感セシムルハアラハ蓋シ復興ノ事タル畢竟國民ノ經濟力ニ依ルヘク國民經濟力ノ充實ハ産業ノ進展殊ニ其根幹タル農業ノ發達農村ノ振興ニ俟ツヘキハ素ヨリ論ヲ待タス而シテ曩ニ政府力事變ニ處シタルトコロヲ見ルニ其對策機宜ヲ制シ違算ナキヲ得タルモノナキニアラスト雖國ト市トヲ混同シ帝都復興ニ全力ヲ傾注シ地方農村ノ振興ヲ殆ント閉却セルノ感ナキ能ハス爲メニ農村ヲシテ益々困難ノ淵ニ沈淪セシメ農業ノ衰頹農家ノ廢滅ヲモ敢テ顧ミサルカヲ疑ハシムルモノアルハ彼ノ米麥其他食糧品ノ關稅ヲ撤廢シタルニアリテ急轉直下米價ハ慘落シ困憊ノ極ニアル農村ヲ驅リテ窺地ニ追ヒ本年米價ノ凶惡ト相待ツテ遂ニ農村ヲシテ立ツ能ハサルニ至ラシメントス此ノ如クニシテ農民ハ生産尊重ノ念慮ヲ減殺シ食糧問題ノ解決ニ大蹉跌ヲ來タシ頃日又關稅撤廢ノ期間ヲ延長セントスルノ議アリト聞キ恐怖戰慄怨嗟ノ聲野ニ滿チ農村ノ人心收拾スヘカラス從ツテ思想上ノ變化ハ微妙ノ間ニ推移シ寔ニ言フニ忍ヒサルモノアルヲ憚ハシム加之農家負擔ノ輕減ヲ劃スヘキ地租移讓ノ中止産業開發並ニ獎勵上ニ關スル事業ノ繰延中止等ノ說頻々トシテ吾人ノ耳朶ヲ強打ス斯ノ如クニシテ地方産業ノ衰頹ヲ顧ミス農家ノ窮狀ヲモ敢テ等閑ニ付スルカ如キコトアラシカ遂ニ國家存立ノ基礎ヲ危殆ニ導クノ恐ナキ能ハス



政府ハ即時米穀輸入税ヲ復活シ且ツ速カニ的確ナル農村振興策ヲ確立シ具體的ニ施設ヲ實現セシメテ農家ノ生活ヲ保障シ國家百年ノ大計ヲ誤ラサランコトヲ

右府縣制第四十四條ニ依リ本縣會ノ決議ヲ經テ意見書提出候也

大正十二年十二月二十三日

滋賀縣會議長 藤澤萬九郎

内務大臣子爵 後藤新平殿

### 第三項 蠶業

本縣の蠶業は古い歴史を有し、殊に蠶種は關西屈指の産地で名聲が高かつたが、品種が雜駁で世運の進歩に伴はず、斯業の發展を阻害することが少なくなかつたので、去る明治三十九年に東淺井郡大郷村大字曾根に、原蠶種製造所を設置して品種の改善統一を圖つた。爾來幾多の苦心を重ねて金近江、銀近江など時世に適應した多數の優良原種を製造して、これを蠶種製造家に配付し、一般養蠶家の飼育に適當なる蠶種を製造配付せしめたから、本縣の蠶業は大に發展し從來湖北三郡殊に東淺井郡を主産地とした養蠶業は全縣下に普及するに至り、繭の年産額は八萬貫を突破するの盛況を見るに至つた。猶ほ桑の種類及び栽培法の改良を圖る爲め、明治四十四年度よりは原蠶種製造所

に試験桑園を設置し、専ら適當なる各種桑樹の試験を行つて當業者を資益し、更に世運の進歩に伴つて大正十一年に蠶業試験場と改稱し、原蠶種の製造配付を爲す外に蠶の試験育、桑樹の試験等一般養蠶業の試験機關となり、從てその利用も獨り蠶種製造家のみならず、一般養蠶家の廣く利用するところとなつた。然るに大正十四年の通常縣會に知事高橋守雄氏はこの蠶業試験場を長濱町に移轉改築の議を提案して一大紛擾を起した。その顛末は左の通りである。

#### 一、蠶業試験場の移轉改築問題 付たり 繭質鑑定所設置問題

大正十四年十一月十日から開會された同年通常縣會に大正十五年度豫算を以て蠶業試験場改築費金拾萬七千參百參拾七圓（繭質鑑定所新建築費を含む）を計上して提案された。その理由とするところは、蠶業試験場の桑園は地下水が高いので桑葉が原種の飼育に適しない、故に已むを得ず他より適當に桑葉を求めてゐる、これが爲め毎年多額の追加豫算を要するから、適當の地たる長濱町に移轉せんとすと云ふのであつた。この事は同年十月二十八日高橋知事から井上政友會支部長に豫算を内示せられた際にも説明があつたので、縣下蠶糸業界の重大問題となり、當業者の熾烈なる反對運動を惹起するに至つた。事の起りは渡邊同試験場長が當年の原種製造に失敗したのが一部原因を爲してゐるが、試験場所在地が吾が黨の勢力範圍であつたところから、これを長濱町に移轉して同町及びその附近の吾が黨の地盤を覆滅せんとする高橋知事の意圖であつたことは争はれぬ事實であ



る。吾が黨の佐野議員は勸業費の一讀會に於て、この問題を提げ知事、内務部長、蠶糸課長に數十項目に分ちて質問を發した。その質問の要旨は

- 1、蠶業試験場移轉問題は曾て一回政黨の争より當議場の問題となりしことあり、その際當局者は現在の位置を最も適當とし、移轉の必要を認めずと言明してゐる。その後擴張増築の必要ある毎に屢々擴張案が提案された。今回も亦本年十月迄は或は建築技師を派遣し或は試験場長の意見を徴して、現在の場所に於て増築すべく計畫されてゐたことは明かな事實である。然るに十月下旬に至り急轉直下移轉改築の計畫を立てられた。この間の消息について大なる疑問がある。
- 2、現在の桑園は地下水が高き故不適當なり、僅かに一尺四五寸掘り下ぐれば水が出るとの事あり。然るに實地調査の結果は試験場の桑園三ヶ所共三四尺を掘り下ぐるも地下水らしき湧水を認めず。
- 3、現在の蠶業試験場の桑園は地下水高き爲めその桑葉は原種の飼育に適せず、故に原種飼育に必要な桑葉は他より買入れてゐる。これがため毎年五六千圓の追加豫算を爲してゐるとのことなるが、毎年度の決算報告を見ても左様なる事實はない。只試験場の掃立蟻量の都合上春夏秋の三期を通じて、試験場の桑園のみにて桑葉が不足した場合に買入れてゐるのである。
- 4、大正八年四月に原蠶種製造所より發行せる「桑樹ニ關スル試験報告」なる浩瀚なる印刷物は當

時江本主任技手が十年間各種の試験を行うて發表せしものにて從來桑樹に關し斯の如き有益なる試験成績は曾て見ざるところなりとて學界に非常なる貢獻をなせしものなり。而してその試験なるものは、今日縣當局が地下水が高き故に不適當なりとせらるゝ桑園にて行はれたるものにて、而も桑樹仕立方試験の結論としては「桑ハ地下水が相當高イトコロデモ立派ニ成育スル、仕立方ハ根刈ヨリモ寧ろ高刈ガ適當デアル」とまで書いてあるのは大なる皮肉である。

5、地下水は大體に於て山邊より湖邊が高い。假りに大郷村會根地方が地下水が高いから不適當なりとせば同一地帯に屬する長濱町附近も亦同様ならずや。

6、地下水の高き桑園の桑葉は、水分が多い故不適當なりとのことなるが、桑葉の水分は主として品種に依るものにして地下水高きが故に一定の含有量以上に水分を含むものにあらずと思考す。如何。又地下水高きところの桑葉が、蠶兒に如何なる影響を及ぼすか、その試験成績を承りたし。

7、蠶業試験場は、當業者を實地に指導し、當業者をしてこれを利用せしむる上に於て、當業者の最も多き土地を適當とす。東淺井郡は縣下に於ける七十名の蠶種製造業者の内半數以上を有し、養蠶家も亦縣下第一位なり。殊に大郷村は養蠶を以て主業となせるもの大多數を占む。この地に蠶業試験場の設置せられたるは當然ならずや。



その他微に入り細を穿つた痛烈なる質問に對して、知事、内務部長及び蠶糸課長は満足なる答辯を爲し得なかつた。本問題も亦勸業委員に附託せられて慎重審議せられた。吾が黨は繭價の公正を期する爲めに繭質鑑定所の設立は、多年吾が黨及び當業者の希望するところであるから、この建築には毫も異存はないが、蠶業試験場は現在の地を以て適當となし、黨議を以て移轉に反對することに決した。この間縣當局の手は動いた。果然その事實が現はれた。吾が黨所屬議員田中久平氏（阪田郡神照村出身）を始め長濱町附近より多數の脱黨者を出した。當時縣會議員三十名中、吾が黨所屬議員は二十三名であつたが、田中氏一名脱黨して二十二名となつた。尙ほ絶對多數である。委員會は慎重審議の結果、縣會最終の日石田委員長より蠶業試験場は移轉改築の必要を認めざるを以て委員會に於ては移轉改築費豫算中、繭質鑑定所建築費に相當する金額はこれを豫備費に編入し他日縣參事會に附議する財源に充當し他は全削するに決した旨を報告した。議場で反對派は盛んに論議を闘はしたが、吾が黨議員は大多數を以てこれを否決した。前にも述ぶる如く、本問題は高等政策より提案されたものであるから、否決は元より高橋知事の覺悟するところであつた。依て知事は府縣制第八十三條に依りて内務大臣の指揮を受けて原案を執行し蠶業試験場は大正十五年長濱町外の阪田郡六莊村地先に移轉改築せられたのである。

當時高橋知事が原案執行の意思あるやに聞知した吾が黨議員は、山中正吉氏外二十二名の連署にて、左の陳情書を内務大臣に提出した。掲げて當時の狀況を知悉するの參考とする。

蠶業試験場移轉改築問題に對する縣會議決の儀に付

#### 陳 情

本年通常縣會、知事は東淺井郡大郷村大字曾根に現存せる蠶業試験場を阪田郡長濱町に移轉改築の義を提案し縣會は審議の結果尙考慮を要すべきものなりとし延期的意味を以て之を否決したり。然るに仄聞する處によれば知事は該案の否決を以て不適當なる議決或は公益に害あるものとし原案執行の指揮を請ふの手續中に在りと。依て茲に相互の意見を開陳し敢て閣下の御高慮を仰がんとす。抑本年我滋賀縣會へ提案したる蠶業試験場の移築に對する知事の理由とするところは

- 一、現位置は交通不便なる事
- 二、地下水高きが爲めに桑葉の不良なる事
- 三、建築物腐朽しその改築を要するの時に當り移轉候補地の長濱町より建築費の半額並に敷地三千坪の寄附申出あり 縣經濟上の利益なる事
- 四、繭質鑑定所の新設を要する折柄長濱町は縣下唯一の産繭集散地として適當なるは一般の認むる所なるを以て此の建設をなすと共に蠶業試験場を同所に併設するは一舉兩得なる事

概要以上の理由を以て繭質鑑定の爲めには新たに經常費として金壹萬壹千五百八圓を蠶業試験場



繭質鑑定所建築費は臨時費として金拾萬七千參百參拾七圓を豫算に計上せり。茲に於て縣會は繭質鑑定所を長濱町に設置するは更に異議なきところなるを以て繭質鑑定に要する費用は原案の通り可決し建築費は提案豫算の形式が單に蠶業試験場建築として繭質鑑定所と區分せず合記せられあるを以て此の案を直ちに修正するは科目の上より或は發案權侵害の恐れあるを以て此の内より鑑定所建築に要する費額を豫備費に増加し他日豫算を定めて縣參事會の議に付し支出せらるべきことを附帶決議とし蠶業試験場の移築は左の理由を以て延期的否決したり。即ち

一、知事は現在の位置を目して交通不便なりと云ふも元來東淺井郡は縣下蠶業の中心にして殊に蠶業試験場を最も多く利用すべき蠶種製造家は大半同郡に在りて明治三十九年試験場を此地に定めたる理由も亦茲に存せり。今若し之れを長濱町に移轉せんか其大部分の關係者は却て遠距離となるのみならず大郷村は長濱停車場より約三十町に過ぎざるに一方移轉候補地は長濱町と稱するも恐らく土地の餘裕なき同町にあらずして必ずや接續村落の地をトするものと推測し得べく然る時は停車場より孰れも相當の距離ありて蓋し其差十町に出でざるべく強て交通の便否を云爲するの理由に値せず。

二、現位置は地下水高きが爲め桑葉不良、飼育に害ありと稱するも試験場設置以來二十餘年其業績極めて良好にして何等の故障なかりしに非ずや。偶本年技術員の新たに他より任せられ本縣の氣候土地の關係等を熟知せざりし爲め不良なる結果を呈したる事は之れを既往の實績に徴し決して桑葉關係にあらざる事を證し得べし。

三、假りに現今の場所が桑葉不良なりとせんか新たに移築すべき位置はより以上適當の場所を選定せざるべからず。然るに知事は土地買収上支障ありとの故を以て縣會に移築地を示さず唯單に長濱町と答ふるのみ。斯の如くんば縣會は如何にして新舊兩地の適否を比較對照し得べけんや。

四、歴代の縣當局は現今の位置を最も適當なりと認むる旨屢々縣會に於て言明し未だ一人の不適當なる事を唱へたるものなし。然るに現知事が突如此地を不適當なりと稱するに至つては縣民はその孰れを信じて可なりや。

五、移轉せんとする長濱町は寧ろ工場地帯に屬し且つ繭の集散地なり。故に繭質鑑定所等を設くるに便なりと雖煤煙或は蠶蛆等の害は無毒純良の地を擇ぶべき蠶業試験場の位置としては相當杞憂を懷く旨多し。

六、現に蠶業試験場と最も密接の關係を有する縣下蠶種同業組合は舉つて該地に移轉することを反對し其他多數之れに共鳴するもの、陳情相次ぐ是れ亦大に考慮を要する點ありと思惟せり。

七、移轉候補地の地元よりの寄附の申出ある事を歓迎するに急にして輕舉事を決し而して縣下蠶



業の根本を誤るが如き事なき様最も慎重に考慮せざるべからず。

以上の理由により縣會は彼此考慮を要する爲め即決を避け議論なきものは即ち之れを斷行し本案の如きは暫く籍すに時日を以てせん事を欲し之れを否決したり。翻て今該試験場の沿革に徴するに大正六年縣當局は試験場の増築を感じ縣會に附議したるに縣會は寧ろ長濱町の如き地に移築するを可とするの意見を以て之れを否決したる際縣當局は極力現今の位置を適當とする所以を主張し翌大正七年更に増築案を提出し特に前年來問題となりたる位置の調査考究を遂げ其結果を報告し絶對に良好の位置なる旨を縣會に言明したる末前年の同一議員に依り遂に原案の可決を見るに至れり。其後大正十一年更に大擴張の案を提出したるも時恰も財政緊縮を要する際なるを以て該擴張は延期したるが斯の如く歴代縣當局は常に該位置を適當なりと認めて公言し縣會亦之を承認し來りたるに今遽に之れを不適當なりと稱するは直ちに之れを首肯し能はざる處なり。又知事は移轉理由説明中にも新候補地は萬全のものに非ざる比較論を以て之れを説明し而も縣會が之れを詳知する事能はざるは是非一層の不安を増加するものと謂はざるべからず。又縣當局は大正六年縣會に於て之れが移轉を希望するの意見ありし當時既設のものを移轉するには相當重大なる理由の存せざるべからざる事を以てし縣會の主張は此理由に値せずと斷じたる事あり。今次の移轉理由又頗る薄弱にして曩年縣當局の主張に相對し果して其重大なる理由を具備せるや否洵に疑なき

を得ざるなり。然るに今知事は以上の如き事を以て是れを不適當なる議決或は公益に害ありとなし閣下の指揮を仰ぎ原案を執行せんと聞く。我等は尙其暴舉に對し更に左に反對の理由を述べん。

一、中央集權の弊を矯めて之れを地方分權となすの急要なる叫びは今日全國民の輿論にして地方自治の健全なる確立は實に刻下の急務なりとす。然るに官僚政治の萬能なりし時代と雖地方自治に對する原案執行の如きは容易に之れを行はざりしに拘らず今日官僚政治を排し専ら民衆的政治によらざるべからざるの時に際し斯の如き問題を以て不適當なる議決又は公益に害ありとなし原案執行の舉に出づるが如きは是れ正しく議政機關を無視し地方自治の破壊をなすの暴政なりと謂ふも敢て過言にあらざるべし。

殊に道途傳ふる處に依れば鶴澤本縣内務部長は曩に長濱町長に對し寄附の交渉をなす際若し縣會に於て否決する事あらば必ず原案執行の舉に出づる事を私約したりと。是れ今日知事が本問題に頗る困惑し將來寄附問題に付ては大に考慮を要すと有志に自ら語れる言辭に綜合すれば蓋し思ひ半ばに過ぎざるべし。若し果して如斯あらんか苟も内務部長は縣會發案以前に於て寄附者の追窮に依りかゝる私約を結び原案執行の決意を以て提案したるものにして不謹慎の極なるのみならず實に縣會の權威を輕んずるものと斷ぜざるべからず。

即ち知事は本案の否決を以て不適當なる議決或は公益を害するものと思惟すれども凡そ斯く



の如きものをして尙不適當なる議決或は公益に害ありとせば恐らく縣會に於て議決するの要更になけん。僅少の修正或は延期等を以て爲めに自意に滿たすとし之れを原案執行となすが如きは實に立憲政治の本義を滅却し封建時代の吏僚と雖尙且つ之れを避けて爲さざる處なりと信ず。殊に此暴政は延て將來縣當局と縣民との間に至大なる溝渠を築き縣政運用上實に由々敷支障を招來するは敢て論を待たざる處にして我等の深憂措く能はざる所以なり

仰ぎ希くは閣下幸に我等の不遜を咎めず本縣政の現状を查察せられ前陳の事情に對し御明斷と御高慮を賜はらん事を

謹て陳情仕候也

大正十四年十二月十六日

滋賀縣會議員 山 中正 吉外二十一名

内務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

#### 第四項 水 産 業

##### 一、琵琶湖水産經營事業計劃

周回六十里面積四十六方里を有する琵琶湖の水産は頗る豊富で鱒・鯉・鮒・鰻・小鮎等その他魚

族の種類は實に多數に上つてゐる。縣は明治時代より種々取締規則を制定して魚族の濫獲を防止し、或は湖邊各所に禁漁區を設けて蕃殖を保護し、或は鯉・鱒の魚苗を養成放流して増殖を圖る等官民の間に種々劃策腐心せられたが、漁業者の増加と漁法の精巧は日と共に進み、加ふるに密漁濫獲の悪弊は容易に革らず、幾多の施設も唯僅かに魚族の減耗を防止するに止まるの現状であつた。依つて進んで太湖を利用し、利源開發の途を講ずるの極めて緊要なるを認められ、去る明治四十年知事川島純幹氏に依り、琵琶湖水産經營十一箇年繼續魚苗放流計劃なるものが樹立された。その計劃の内容は鯉・鱒・鰻の三種類の魚苗を明治四十一年度より五十年度に至る間、毎年度鯉は六百五十萬乃至八百萬、鱒は五百萬、鰻は一百萬を放流し、これに要する經費は總額金拾九萬六千八百五拾五圓六拾四錢であつた。この増殖計劃に依つて琵琶湖は大に利用され、魚族も蕃殖し漁獲高も相當増加するに至つた。然し放流を中止すれば忽ち魚族の減少を來たすことは疑ひの餘地はなかつたから、十一箇年計劃の完了した大正七年度より、更に十箇年間即ち大正十六年度迄の繼續費豫算が設立されるに至つた。その内容は全體前の計劃と同様で、その經費總額は金拾九萬壹千五百拾壹圓七拾貳錢であつた。敍上の如く魚苗放流計劃は第一期第二期と繼續施行されたが、吾が黨は斯くの如き放流事業は、琵琶湖永遠の必須事業であるから、期限を定めた放流事業となすことは妥當でない。寧ろ必要經費は、これを毎年計上して永遠に施行すべきであると認め、縣當局に建言して經營費は大



正十一年度で打切り、大正十二年度よりは毎年度必要経費を豫算に計上して放流事業を繼續することとなつた。

## 二、養 鯿 事 業

琵琶湖放流用の鯿の魚苗は産卵時期に各河川で採卵したものを知内孵化場で孵化育成してゐる。尙ほ同場で養鯿事業も計劃されたが、渦水期になると知内川の水が減少するので、到底豫定の成績を擧げることが出来ない。故に去る昭和四年に藤野隆三氏から醒ヶ井養鯿場の設備を借受けて養鯿事業を經營することゝなつた。醒ヶ井養鯿場は元藤野四郎氏の經營に係るもので、相當巨額の経費が注入されたが、事業は餘り振はなかつた。これを縣が借受けて養鯿事業を經營するに至つてからは、大に成績が擧り前途に十二分の見透しが付くことになつたから、吾が黨は縣に慫慂して昭和十三年五月同場の全設備及び土地を金六萬圓で買収せしめた。その後醒ヶ井養鯿場は水産試験場の分場として經營せられ頗る順調に進み、逐次發展して遂に東洋一の名聲を博するに至つた。

## 三、常盤養魚場設置問題

琵琶湖水産經營に就ては前述の如く毎年相當の経費を注入してゐる。然し永遠にこれを注入するには相當収入の途を講ずる必要がある。依て大正十四年の通常縣會に知事高橋守雄氏は琵琶湖沿岸養魚適地の利用開發の目的で、琵琶湖水産經營資金として養魚事業設備費金拾萬八拾壹圓の特別會

計を設定せんとするの案を提出した。この案は栗太郡常盤村大字下物の地に五萬壹千六百貳拾九坪の水面を劃し鯉・鰻の養殖を行ふ計劃であつて、本縣養魚界の劃期的事業である。然し理想的の案ではあるが、果して豫定の如き収入が得らるや否は頗る疑問とされた。吾が黨は種々研討の上大體に於て適當と認めこれに賛成して本案を成立せしめた。實施の結果は一時は收支償はなかつたこともあつたが、後に至つて相當利益を擧ぐるに至つたことは大に欣幸とするところである。

## 四、小 鮎 配 給 事 業

小鮎は俗に一年草と稱し大部分は越年しないもの、又大鮎とは全然別個の種類と思惟されてゐた。ところが愛知川・姉川・安曇川等の上流は鮎の名産地とされてゐたのに、水力電氣事業の發達に伴ひ、是等河川に發電所が設置されてからは、鮎の漁獲が著しく減少して遂には絶滅せんとするの状況に立至つた。そこで大正八年度より河川魚族蕃殖試験として、小鮎を縣下各主要河川の上流に移殖放流してその成績を見たが、大正十二年に至つて適確なる結果を得るに至つた。則ち春期に小鮎を河川の上流に放流すると、八月頃には六七寸の鮎となりて立派に成長した。依て従來小鮎と鮎とは別個のものとしてされてゐたのは間違であつたことが分つた。これに力を得て縣は漁業者より毎年三四月頃小鮎を買上げて縣下各河川に放流して相當の成績を擧げ、又各府縣の要求に應じ大正十四年以來小鮎の縣外輸送の斡旋をなし、その數量は大正十四年度に京都府外三縣の十四萬尾であつたも



のが、昭和三年には京都府外二十三府縣の三百五十八萬尾に上つて、尙ほ年々増加の傾向にあつた。縣は本事業の進展に伴ひ、これが配給の圓滑を圖り、品質價格を統一し、且つ配給設備の完成を期する爲め、昭和三年十一月移殖小鮎の配給者を以て、琵琶湖産小鮎共同配給組合なる團體を組織せしめて、その配給の衝に當らしめたが、この組合は單なる申合組合であつたから、統制力が充分でなかつた。吾が黨は本事業は國家的に有利な事業であつて、將來大に發展すべきものであるにも拘はず、是れを民間の申合組合に一任するが如き姑息なる手段では、到底時世の進運に伴はないと認められたから、これを縣營にすべく大に縣當局に進言した。縣當局も亦その必要を感じて、昭和五年度から縣營に移管し、特別會計小鮎配給事業資金の下に運営することゝなつて、茲に圓滑なる配給が行はれ、年と共に隆盛に赴いた。則ち昭和十七年の小鮎配給總數は二千三百萬尾、三十數府縣・朝鮮・滿洲にまで及ぶに至つたことは國家の爲め幸慶とするところである。

##### 五、人絹工場の汚水問題と水産業

琵琶湖の水質は纖維工業に適する。去る大正八年旭人造絹絲株式會社は膳所町外の粟津ヶ原に本縣最初の人絹工場を設置した。人絹工場は多量の水を使用しその排水は藥品の使用によつて汚濁せられる。當時旭人絹の排水浄化設備は、唯七十坪の沈澱池を設置せるのみであつた。その後工場は旭絹織株式會社（現旭ベンベルク絹織株式會社）の經營に移り、大正十四年には從來の沈澱池を

擴張し、更に濾過池を造る等排水の浄化に力めたが、事業の擴張に伴ひ排水量も亦増大して、到底完全なる浄化は出来なかつた。従つて下流に於ては漸次漁獲が減少し、名産瀬田の蜆が一種異様の臭氣を帶び、時に魚族の斃死事件が惹起するなどのことがあつて、漸く漁業者の間に工場の排水は魚介類に大に被害ありと唱へ出し、遂に水産界の重大問題となつた。一方纖維工業は益々發達して、大正十五年には東洋レーヨン株式會社が旭人絹に隣接して大工場を建設し、これと殆んど同時に昭和レーヨン株式會社（後東洋紡績堅田工場）は、堅田町に一大工場を建設して繰業を開始するに至つたので、人絹工場に對する水産業者の反對は益々熾烈となり、縣會議場に於ても屢々論議せらるゝに至つた。吾が黨は委員を設けて調査の結果その被害の實狀を認め、大正十五年十二月十四日の縣會に於て、後記の建議案を提出し、縣當局に善處方を要望した。縣に於ても亦その被害あるを認め、屢々浄化設備の改善又は増設を促し、尙ほ常時技術員を設置して排水の調査を行ふ等監督を嚴にした。依て三人絹工場に於ては排水の浄化方法、設備の完璧を期する爲め、不斷の研究と努力を續けて、中和、沈澱、濾過の三工程を系統とする浄化設備を完成して、漸次水産業者との磨擦を幾分緩和するに至つた。

##### 化學工業ト水産動植物ノ蕃殖保護ニ關スル意見書

近時琵琶湖沿岸各地ニ勃興セル化學工業ニ依リ排出セラル、汚水ト水産動植物ノ蕃殖及棲息ニ關



シ徹底的ニ其ノ利害ヲ調査スルコト及之ニ依テ將來ノ水産計畫ヲ確立シ縣民既得ノ權利ヲ擁護セラレンコトヲ望ム

理由

縣土六分ノ一ヲ占ムル琵琶湖ニ對シ連年本縣ハ莫大ナル資財ヲ投ジ専ラ積極的ニ之ヲ開發セラレ爾來其効果ハ顯著ナルモノニシテ益々水産増殖ノ必要ヲ感ジ既ニ昨年本縣會ハ琵琶湖増殖基金造成案ヲ決議シ永遠ニ縣民ノ福利ヲ増進セシメラレツ、アリ然ルニ琵琶湖ノ水質ヲ利用セル旭絹織株式會社購所工場ヨリ排出スル汚水ハ水産動植物ノ蕃殖及棲息ヲ阻害スルモノニシテ同工場ハ最も完全ナル除害裝置ヲ施シ該汚水ヲ沈澱シテ放出セリト雖モ決シテ無害ナリトハ斷定スルコト能ハズ而モ専門學者ニ於テモ此種工場ヨリ排出スル汚水ハ如何ナル設備ニ依ルモ絶對無害ハ否定スルトコロナルヲ以テ縣當局ニ於テハ速ニ利害關係ヲ徹底的ニ調査シ以テ將來ノ水産増殖計畫ヲ確立セラルルト同時ニ縣民既得ノ權利ヲ擁護セラレンコトヲ要望スル所以ナリ

右府縣制第四十四條ニ依リ本會ノ決議ヲ以テ意見書提出候也

大正十五年十二月十四日

滋賀縣會議長 山中 正吉

滋賀縣知事 黑崎 眞也 殿

## 第五項 工業

本縣の工業は纖維工業を主とし、これに次ぐものは陶器・賣藥等である。纖維工業では長濱地方に於ける縮緬、能登川地方に於ける麻布、高島地方に於ける木綿・縮等は本縣の特産品として古來よりその名は江湖に喧傳せられてゐる。何れも戸内工業でその消長は本縣の經濟界に重大なる影響を及ぼす。故に斯業の改良發達を企圖する上に於て工業試験場の設置は最も必要とするところである。

### 一、工業試験場の設置

去る明治四十三年の通常縣會に、知事川島純幹氏は長濱・能登川の兩地に工業試験場の設置を提案した。當時縣會の分野は國民黨と政友會は勢力相半ばし、中立の向背に依つて多數を制することができた。議長は國民黨の横田隆治氏である。國民黨は長濱の工業試験場には敢て反對はしなかつたが、能登川の工業試験場には極力反對の意志を有してゐた。吾が黨は縣下の重要物産たる縮緬・麻布等の改良發達を圖る上に於て、兩試験場の設置を必要とし、知事の提案に賛成であつた。茲に於て兩派の間に議員の爭奪戦が起つた。ところが國民黨説に同意するものが一名多數であつた。吾が黨の院外者はこの形勢を挽回すべく種々運動して、遂に國民黨の愛知郡選出議員岡田伊太郎氏の



同意を得ることに成功した。縣會最終の日に本案は議事日程に上つた。國民黨は岡田氏を奪還すべくあらゆる術策を弄したが遂に目的を達しなかつた。然し形勢は極めて不穩である。川島知事は事態の容易ならざるを看取して當日の議會に禁傍聽を要求した。議長は傍聽禁止を宣言し議事を進めたが、議場は喧々囂々として到底審議を盡すことができなかつた。それが爲め遂に審議未了に終つて閉會するに至つた。依て知事は府縣制の明文に依り、内務大臣の指揮を受けて原案を執行し兩試験場の成立を見るに至つた。則ち明治四十四年度に兩試験場の事務室及び工場を建設し、四十五年二月より業務を開始するに至つた。能登川は主として麻織及び綿織に對し、長濱は絹織物に關する試験を行ふこととした。後大正四年度に至り本試験場を一とし能登川を本場、長濱を分場としたが、八年五月に再び分場を獨立せしめて能登川工業試験場・長濱工業試験場と稱した。兩試験場の設立に依り縣下の織物界は漸く革新の時期に入り、試験場に於ける試験研究の結果は當業者を資益したること少なからず、綿天鵞絨（ベツチン）・タイヤ真地・クレープ地・廣幅麻織物・小濱・錦紗・縮緬等の新物産の續出したのは與つて力ありと云ふべきである。兩試験場共設置以來時世の進運に伴ひ、幾度か擴張せられたが、茲にはこれを省略する。

### 二、高島織物模範工場の設置

木綿縮は高島郡の特産品で古き歴史を有する。然し粗製濫造で一向聲價は上らなかつた。明治の

晩年にクレープ地（片撚縮）が始めて製織せられて世上に出づるや、大に好評を博し、海外に販路を開いてから、俄然その産額は遞増するに至つた。又タイヤ真地も明治の晩年に試織に成功して漸次産額を増加するに至つた。是等新物産の改良發達を圖る爲め大正十四年の通常縣會に高島織物模範工場の設置を提案され吾が黨はこれを協賛した。

### 三、信樂窯業試験場の設置

本縣に於ける陶業の歴史は極めて古いが、現今物産として重要な位置を占めてゐる信樂焼は甲賀郡長野町附近一帯の地方より産出する陶器である。製品は往昔は古信樂と稱し精巧高雅な茶器類があつたが、今は火鉢・水壺等の日用雜具の製造がその大部分を占めてゐる。然し時代の要求に應じて是れが改善を企圖することは最も必要とされた。吾が黨は大正十四年の通常縣會に後記の意見書を提出して、窯業試験場の設置を促し、縣亦その必要を感じて大正十五年の通常縣會に提案し、昭和二年度に建設費五萬壹千貳百貳拾參圓を以て甲賀郡長野町に窯業試験場の建設を見るに至つた。爾來同試験場に於て幾多試験研究の結果は、當業者を指導誘掖し一新機軸を出さしめたもの數多あり、今や全國有數の窯業地としてその地位を占むるに至つた。

### 意見書

本縣ノ重要物産タル信樂陶器ハ殆ンド無盡藏ノ原料ヲ有スルガ故ニ今其ノ技術ノ向上ト改良ニ努



ムルトキハ産額優ニ増加シ本縣ノ福利ヲ増進スルコト極メテ大ナリト信ズ之レガ爲メニハ本縣ニ於テ適當ナル施設ヲナシ其ノ指導獎勵ヲ圖ルコト最モ喫緊ノコトニ屬スルガ故ニ大正十六年度ニ於テ他ノ工業獎勵ニ均霑シ相當ノ施設アランコトヲ望ム

右府縣制第四十四條ニ據リ本縣會ノ議決ヲ經テ意見書提出候也

大正十四年十二月九日

滋賀縣會議長 山中 正吉

滋賀縣知事 高橋 守雄 殿

#### 四、賣藥試驗場の設置要望

本縣に於ける賣藥は甲賀郡の龍池・油日地方、蒲生郡の日野地方が最も盛んである。何れも全国各地に行商して漸次盛大になつたものである。就中日野の賣藥は随分古い店舗のものもあり、全国的に名を知られたものもあるが、時代の進運に伴つて兩地方共に相當改善を要する點があるので、吾が黨は當業者の陳情を聴き、去る昭和五年の通常縣會に後記の意見書を提出して賣藥試驗場の設置を要望したが、容易にその實現を見ず、漸く昭和九年の通常縣會に、賣藥試驗室設備費の名の下に、當業者の寄附金を以て、縣廳内に賣藥試驗室の設置を見るに至つた。

#### 賣藥試驗場設置ニ關スル意見書

賣藥試驗場ヲ速ニ適當ノ地ニ設置セラレンコトヲ望ム

理 由

賣藥ハ往古ヨリ中産階級以下ノ民間治療藥トシテ必要缺クベカラザルモノナルヲ以テ之ガ良品ノ供給ハ國民ノ保健衛生上緊要ノコトニ屬ス依テ賣藥法ヲ制定シ賣藥ノ品質ト内容ノ改善ヲ圖リ藥品配合許可ノ範圍ヲ擴メ誇大ノ廣告ヲ戒ムル等取締ヲ嚴ニシ一面憐ムベキ病者ニ間接課税スル不穩當ナル賣藥税ヲ廢止シタルハ社會政策上適當ノ處置ナリト信ズ

蘇テ本縣ノ賣藥ヲ見ルニ其産額ハ累年増加シ昭和二年度ニ於テ四百萬圓以上ニ達スルノ盛況ヲ示セリ然ルニ昭和三年度、昭和四年度ニ於テ參百參拾萬圓ニ減ジタルハ主トシテ經濟界ノ不況ニ原因セルハ勿論ナリト雖又一面ニ於テ本縣ニ之ガ指導獎勵ノ機關ナキガ爲ナラムト信ズ既ニ奈良縣ニ於テハ賣藥試驗場ヲ設立シ斯業ノ指導獎勵ヲ爲シツ、アリ本縣ハ産額ニ於テ奈良縣ニ次グ位置ニ在リ縣下ノ他ノ産業ニ對スル施設ヲ見ルニ賣藥ヨリ産額少ナキ水産、窯業等ハ既ニ専門ノ試驗場ヲ設ケテ指導獎勵セラレツ、アルニ獨リ賣藥ニ在リテハ今日迄何等之ヲ指導啓發ノ途ヲ講ゼラレザリシハ寔ニ遺憾トスルトコロナリ

故ニ速ニ賣藥試驗場ヲ設置セラレ以テ指導獎勵ヲナシ専ラ品質ノ改良ヲ圖リ進ンデ販路ヲ海外ニ開拓シ將來ノ發展ヲ企劃スルハ蓋シ目下ノ急務ナリト信ズ是レ本建議ヲ提出スル所以ナリ



右縣會ノ決議ヲ以テ意見書及提出候也

昭和五年十一月三十日

滋賀縣會議長 丸橋 茂平

滋賀縣知事 田寺俊信殿

### 第六項 林業

本縣の林野面積は推定約二十三萬四千町歩、土地總面積の約六割を占めてゐる。明治の初年森林の濫伐頻りに行はれ、従つて荒廢甚だしく、殊に東南部地方の禿瘠地は漸次その區域を擴大し、降雨毎に土砂を流下して河底を高めた爲め、毎年洪水に依る被害は實に巨額に上つた。明治の中期以降是等の禿瘠地には砂防工事を施して山楡を植栽せしめ、大に綠化に努めた結果一望蜿蜒たる禿瘠地は、漸次減少するに至つたが、その復舊は實に容易の業ではない。

神崎郡の富豪塚本家に於ては、本縣山林の現状を憂ひて、明治二十七年以降、年々多額の貲を縣へ寄附せられ、土砂拵止并に縣有林造成を助成せられた。縣はこれが動機となりて縣下適當の地に模範林を造成し、又植樹獎勵事業及び縣營苗圃事業等起し、一般造林者の補助及び樹苗の無償交付を實施し大に獎勵に努めた結果、一般に造林思想は漸次發達するに至つた。

#### 一、縣學林事業

縣立各學校の基本財産造成と縣下林業の發達に資する爲め、明治三十九年度より大正十二年度迄十八ヶ年の繼續事業として、豫算總額金九萬四千八百六拾圓を以て杉・扁柏を主とする總面積六百五十町歩の造林計畫案は明治三十八年の通常縣會に提案された。吾が黨出身の縣會議員を始め全會一致これを可決した。

#### 二、縣有林造成事業

曠古の御大典を記念し兼て水源の涵養をなさんが爲めに、野洲川外九河川の上流に於て、大正五年度より同二十六年迄、二十二ヶ年の繼續事業として、豫算總額貳拾七萬八百參拾壹圓の造林計畫案は、大正四年の通常縣會に提案された。本案亦最も適切なる事業として、吾が黨議員始め全會一致これを可決した。

#### 三、郡林の縣移管問題

縣に於ては一面基本財産の造成と共に、一般山林所有者に造林獎勵の目的を以て、如上の模範林・縣學林・縣有林等を經營し、郡も亦郡有財産造成の目的で何れも郡林を經營してゐた。然るに大正十一年度郡制廢止の結果、これが處分は頗る重要な問題であつた。吾が黨は當然これを縣に移管するを適當と認め、縣當局に建言した。縣當局亦その要請を容れ、遂に圓滿なる解決を見るに至つ



た。而して縣に移管された郡有林は、八郡十七ヶ所總面積五百二十八町歩であつた。

#### 四、木炭の縣營検査

木炭は山村住民三千餘戸の生産で林産物中重要な地位を占め、その製炭法式も各種各様で製品も亦粗製濫造が多く、木炭改良の必要なるは夙に識者の認むるところであつた。縣は製炭法の改善・量目の一定等種々獎勵を加へ、進んで縣營強制検査の施行を大正十五年の通常縣會に提案した。木炭は從來生産地に於て組合を設け、自治的に検査を施行し來つた。故に土地の事情に依り縣が制定した規劃の統一を急速に實施するときは、却て角を矯めて牛を殺すの憾みがあつた。依て吾が黨はこれを希望検査に修正して同意し、漸を逐ふて強制検査を實施せしむることにした。

#### 五、塚本家に對する感謝狀

塚本家が本縣の治山・治水に貢獻せられた功績は實に多大である。吾が黨は去る昭和五年の通常縣會に於て、左の感謝狀を提案し、全會一致の決議を以てこれを同家に贈呈した。

#### 感 謝 狀

夫レ水ヲ治メントスレハ先ツ山ヲ見サルヘカラス砂防植林ノ灌溉治水山忽諸ニ附スヘカラスアルヤ多言ヲ要セス貴家夙ニ茲ニ鑑ミラル、トコロアリ明治二十七年度以降年々多額ノ費ヲ縣ニ寄セラテ土砂扞止並ニ縣有林經營ヲ助成セラレ又明治四十一年度以降逐年魚族養殖ノ資ヲ寄セラル、アリ

今ヤ其額積ミテ拾六萬七千餘圓ニ上レリ抑モ砂防植樹ハ治水ノ根源ヲ司ル最重要施設ナレトモ其ノ効果ノ急速ナラサル爲メ自然之ヲ閑却視セラル、ノ嫌ヒアリ然ルニ率先之ニ着眼寄與セラレタルハ洵ニ貴家陰徳ノ致ストコロニシテ其餘慶ノ及フトコロ蓋シ幾何ナルヤヲ知ラス眞ニ敬重ニ堪ヘサルナリ茲ニ本縣會ハ全會一致ノ決議ヲ以テ深く感謝ノ意ヲ表ス冀クハ本會微意ノ存スル所ヲ諒トセラレ將來一層斯種事業ニ御助成ノ上益々縣下百年ノ大計ニ寄與セラレンコトヲ

昭和五年十一月三十日

滋賀縣會議長 丸 橋 茂 平

神崎郡南五箇莊村

塚本家御一族御中

#### 第七項 畜 産 業

本縣畜産の主なるものは肥育牛であり、古來近江牛としてその名が高い。肥育牛は農家が耕作に使用し、その老齡用に堪へないものを肥育してこれを販賣するのである。その主なる地方は蒲生郡を中心に湖東一帯である。生産地は高島郡の朽木村と東淺井郡の東草野村とであるが、到底縣内の需用を充たすことは出來ない。故に毎年但馬地方より輸入する仔牛の頭數は相當多數に上る。縣は



朽木・東草野を始め各地に種牡牛を配置して生産の奨励に努め、亦乳用牛の改良を促進せんが爲めに、巨資を投じて外國種々牛を購ひ、或は農商務省から外國種牡牛を借受けてこれを當業者に轉貸し、又畜産技術員を設置して斯業改發の衝に當らしむる等適當なる施設を行つてゐたが、吾が黨は畜産の改良發達を圖るには是非其種畜場の設置を必要とし、屢々縣當局に建言し、遂に昭和六年の通常縣會に、建設費金參萬參千五百圓を以て種畜場の設置が提案された。その場所は各方面を物色して昭和七年度に野洲川沿岸の野洲郡野洲町字市三宅に設置された。然し該地はその後不適當なる點を發見して、昭和十五年度に蒲生郡北比都佐村字山本に移轉された。

### 第八項 中ノ湖干拓問題

縣下蒲生神崎兩郡に跨る中ノ湖を干拓して耕地となさんとする事業は、最初日本干拓株式會社に於て企畫され、更に食糧問題解決の見地から、大正八年農商務省に於てこれが利用計畫書を發表せられた。然し何れもその實行を見るに至らなかつた。その事由は琵琶湖の水産上及び治水上に及ぼす影響は極めて甚大であつて、干拓に依つて得るところとその失ふところと到底相償はないからであつた。然るに去る大正十五年に又々この干拓を計畫するものがあつて、俄然水産組合及び琵琶湖治水會方面に一大衝動を與へた。干拓に反對の理由として擧ぐるところは、

一、中ノ湖は水深深きも七尺、平均五尺内外であつて、日光能く透射し、水底の大部分は泥土質で多量の有機物を含み、湖中の藻泥は附近一帶千百五十餘町歩の田畑の肥料として採取せられ、その量實に九千餘萬貫に達してゐる。

二、中ノ湖沿岸の漁業者約八百名、一ヶ年の漁獲高は約十萬八千貫、價格約二十萬圓に上る。且つ中ノ湖は溫水性魚族の産卵發育に適し、琵琶湖唯一の天然蕃殖場で、中ノ湖で孵化し、外湖に移動分布せらるゝ魚族の數莫大に上り、隨て琵琶湖の水産上に密接の關係を有する。

三、中ノ湖の干拓は淀川改良工事の目的を没却しその設計を破壊する。  
以上が反對理由の主なるものであつた。吾が黨は慎重調査の結果、相當反對の理由あるものとし、是れが解決を見ざる限り、干拓尙早なりとするの意見に一致し、大正十五年の通常縣會に左の意見書を提出し、大多數を以てこれを可決した。

#### 中ノ湖干拓ニ關スル意見書

縣下蒲生神崎兩郡ニ跨ル中ノ湖ノ利用ハ琵琶湖治水上将タ水産蕃殖上重大ナル關係ヲ有ス然ルニ  
仄聞スルトコロニ依レバ近時再ビ之ヲ干拓シテ耕地トナスベキ事業計畫アリト果シテ事實ナラン  
カスノ如キハ本縣民ノ利害休戚ヲ無視シ沿湖干係町村民ニ一大脅威ヲ與フルモノト認ムルヲ以テ  
之レガ實現セザル様御措置相成度



右府縣制第四十四條ニ依リ本會ノ決議ヲ以テ意見書提出候也

大正十五年十二月十四日

滋賀縣會議長 山中 正 吉

滋賀縣知事 黒崎眞也殿

### 第九項 伊吹山高層觀測所國營移管問題

航空事業の發達に伴つて、上層氣流の觀測は最も必要なる事柄である。去る大正七年森正隆氏本縣知事に任ぜられてこの點に着眼し、伊吹山頂に氣象觀測所の設置を計畫し、これを下郷傳平氏に謀つた。下郷氏進んで設備費全額の寄附を申出られ、經常費は大阪毎日新聞社より寄附せらるゝこととなり、業務を開始し上層氣象觀測上裨益するところ甚大であつた。然しかくの如き國家的事業は當然國營となすべきものであると考へられる。故に吾が黨はこれを國營に移管すべく屢々建言し、遂にその目的を達成し、昭和十六年度より國營に移管され、その規模を擴張し、伊吹山測候所として斯界に貢獻しつゝあるは、國家の爲め慶賀に堪へざるところである。

### 第十項 農産物加工施設に關する件

本縣は蔬菜の栽培に適し販路も亦極めて利便の地に在る。然るに農家の通弊は從來の傳統的農法を脱し得ず、斯かる時代向の有利の事業も遅々として發展の域に達しなかつた。大正の末年頃農業熱心者の奮起と當局の獎勵に依り、加工用蔬菜の生産が大に増加し、品質も亦頗る佳良である。殊に「グリーンピース」「トマト」の如きは最も時代向で内地の都市は勿論遠く海外にまで販路を擴張するに至つた。然し適當なる機關を設けてこれが加工を圖らなければ農家の利益を擁護することは出來ない。野洲郡守山町に設置された蔬菜加工工場は縣下唯一の農林産物加工工場であつたが、打續く不況に依り經營困難に陥つた。故に組織を變更して近江一圓の組合を設立し經營を立直したが、またもや生産品の暴落と取引の攪亂等に依つて、再び經營困難に陥つた。吾が黨は去る昭和二年の通常縣會に於て此種施設事業の經營に對しては相當助成をなすべき旨縣當局に意見書を提出したが、その後の施設徹底を缺きその核心に觸れなかつたから、更に昭和七年の通常縣會に再び意見書を提出した。その結果縣もこれが救済に乗り出し、昭和九年度に一旦これを縣營に移管し、更にこれを産業組合聯合會に移管して經營に當らしむることとなり、漸く農林産加工施設の確立を見、農家副業の發達を擁護するを得るに至つた。

### 第十一項 農業水利改良事業



本縣は周圍に山岳を繞らして、源をこれに發する大小河川はその數實に數百に上り、何れも琵琶湖に注いでゐるが、山が淺いから常時は殆んど干川であるものが多い。従つて沿川の耕地に用水の不足するところが少なく、殊に犬上川・野洲川沿岸が最も甚だしい。爲めに農業水利の改良は以前より叫ばれてゐても、農業水利には何れも古來の慣行があつて、農民は飽くまでこれを尊重してゐるから、容易に改善の實が擧げられない。偶々昭和七年時局匡救事業が行はれた際機漸く熟し、先づ以て犬上川農業水利改良事業が行はれることになつた。

#### 一、犬上川農業水利改良事業

犬上郡東西甲良・豊郷・川瀬の諸村は古來農業水利に恵まれなかつた地方である。一朝旱魃の際は對岸の多賀町敏満寺と犬上川上流の一ノ井堰を挾んで激しい水論が繰返され、時に負傷者を出すこともあつて、縣下で水論の最も甚だしい阪田郡の出雲井堰・伊香郡の餅の井堰と相并んで官民共に非常に惱まされてゐた。この水論を解消する方法は一に上流に「ダム」を築造して不斷に貯水する外はないのである、然し「ダム」築造には莫大の經費を要するから、容易に今日迄實現するに至らなかつた。幸にこれが時局匡救事業に依つて救はれたのである。即ち本事業は犬上川の上流大瀧村萱原の地先に一大堰堤を築造して、その上流を貯水池とするものである。これに依り灌漑する面積は多賀町の一部敏満寺・東西甲良兩村・豊郷の一部雨降野（河瀬は最初は加入せしも後脱退す）

地先の田地千百町歩で總工費百參拾四萬五千圓を昭和七年の通常縣會に提案された。總工費の負擔區分は國庫の助成金が半額、地元が三割、縣が二割の負擔である。是れより先き時局匡救事業として取入口の一部築造の爲め、工費金五萬壹千貳百六拾圓は前に縣參事會の議決を経たから、總工費は約百四拾萬圓に上る。取入口の一部は昭和七年十二月着手、「ダム」は昭和九年五月着手、昭和十八年度竣功の豫定となつてゐる。本案は多年の懸案でもあるし年々の水論を一舉に解決するものであるから、吾が黨を始め全會一致賛成ではあるが、地元大瀧村大字萱原の田地八町歩と山林の幾分を犠牲にしなければならぬのと、大瀧村に直接間接に諸種の不便利を與ふることになるから、この報償に對して縣は相當善處せられたき旨の希望條件を付して全會一致可決した。

#### 二、野洲川農業水利改良事業

野洲川農業水利改良事業は昭和十一年の通常縣會に提案された。その灌漑區域は甲賀・栗太・野洲の三郡十九ヶ町村に跨り縣下第一位である。總工費貳百拾萬圓、昭和十三年四月着手、昭和二十三年三月竣功の豫定で經費負擔區分は前同様である。本案亦多年の懸案を解決するものであるから、吾が黨始め全會一致を以て可決した。

### 第四節 教育政策



一、教育機關の設置改善

滋賀縣政上の三大事項として縣民の努力を傾注し來たつたのは土木・勸業の他に教育がある。教育に關する施設は明治初年以來縣當局の熱心なる勸奨と縣民の旺盛なる向學心により、初等教育機關はもとより、中等教育機關も夙くより設備普及され來たつた。

明治四年九月阪田郡長濱が率先して「滋賀縣第一小學校」を創立したのを小學校建營の嚆矢とし、明治六年二月松田縣令が告諭に立校方法概略をそへて小學校設立を促すや、滋賀・野洲・栗太の各郡に於て續々開校せられ、數年ならずして全縣下に普及した。

茲に於て縣當局は小學教員養成の必要を痛感し、八年五月小學教員傳習所を大津に新設、十月これを滋賀縣師範學校と改稱、十年三月更に滋賀縣大津師範學校と稱した。これより先き舊彦根藩主井伊直憲等の有志は彦根に校舎を新築して、九年第十一番中學區彦根學校と稱し開校してゐたが、十年七月これを彦根傳習學校と改めて、小學校教員養成の教授を開始し、八月には長濱講習學校を開いた。十二年二月彦根傳習學校を彦根初等師範學校と改稱、十三年四月これを廢して更に縣立中學として彦根中學校と改稱、九月廢校し、十月町立の彦根中學校とし、十八年には再びこれを縣立とし、二十年四月中學校令に據つて滋賀縣尋常中學と改稱し、三十一年四月滋賀郡膳所に滋賀縣第一尋常中學校新設と共に滋賀縣第一尋常中學校と改稱した。

女子中等教育機關としては、十三年三月大津師範學校に女子師範學科が設置せられ、十五年六月獨立して大津に女子師範學校が設立せられたが、十八年十一月これを師範學校に合併し、四十一年四月に至つて漸く滋賀縣女子師範學校として獨立した。又一般女子高等普通教育の方面では、既に夙く二十年五月私立淡海女學校が彦根に開校し、續いて二十二年四月滋賀縣私立教育會は大津に滋賀縣私立高等女學校を創立した。二十四年四月淡海女學校は彦根町立となり彦根女學校と改稱、二十八年五月更に彦根高等女學校と改稱し、三十二年八月には滋賀縣私立高等女學校は大津市立となり市立大津高等女學校と改稱し、三十五年二月兩校は共に縣立とされた。爾來明治の末年より大正のはじめにかけ時勢の進展に伴ひ縣下各地に創立開校せられるもの相つぎ、四十二年四月には蒲生郡日野町に町立日野女子手藝學校、四十三年四月には愛知郡立愛知實業學校男女兩部併置、四十四年四月には阪田郡長濱町に町立實科高等女學校、四十五年四月には大津に市立實科高等女學校、大正三年三月には町立日野女子手藝學校を廢し四月町立日野實科高等女學校、四年四月には甲賀郡寺庄村に同村外三箇村組合立寺庄實科高等女學校、水口町に町立水口實科高等女學校、六年四月には蒲生郡八幡町に町立八幡實科高等女學校、八年六月には伊香郡木之本町に町立木之本實科高等女學校が設立せられた。

本縣の實業教育は商業學校をその先驅となし、農業・工業學校等これに續いてゐる。先づ明治十



九年三月大津に滋賀縣商業學校が創立せられ、二十九年四月には滋賀縣蠶糸業組合に於て簡易蠶業學校を阪田郡六莊村に創設し、三十一年二月これを縣立滋賀縣蠶業學校とし、四月長濱町大字吳服に移轉し、三十二年四月その組織を變更して縣立滋賀縣農學校とした。三十四年四月滋賀縣商業學校を蒲生郡宇津呂村に移轉新築し、八月滋賀縣立商業學校と改稱した。三十八年五月には阪田郡春照村外二箇村組合立實業補習學校を農業學校規程に據り乙種に變更して山東農學校と改稱し、同月伊香郡立伊香農學校(乙種程度)を同郡木之本に新設し、四十一年四月には甲賀郡水口町に縣立水口農林學校を創設し、四十五年四月には大津市立大津商業學校(乙種程度)を新設した。大正に入つては四年に栗太郡立栗太實業學校(乙種程度)創立せられ、五年四月に町立彦根工業學校に乙種程度の商業科を加設して町立彦根商工學校と改稱した。

以上述べた如く本縣に於ては明治初年より大正のはじめにかけて縣立として或は市町村立として各種の學校が設立せられ、縣民の學事に就いての關心の淺からぬことを示してゐるが、由來本縣に於て政黨派が對立して縣政に關與するに至つたのは大正の中期にはじまるのであつて、それ以前にあつては地方問題に關して地方民の有志が活動した程度に止まり、殊に教育學事に關して政治上の問題となれるが如きは殆ど見るを得ないのである。たゞ膳所中學校の設立、縣立商業學校の移轉問題の如きに僅かに政黨の活動を認め得るに過ぎない。

本縣に於ては彦根中學校創設以來中學校は同校一校のみの存在であつたから、時代の要求に伴ひ他に一校新設の輿論熾烈なるものがあり、縣當局もその必要を認めてゐたが、その位置について滋賀郡膳所説をはじめ、滋賀郡坂本村説・神崎郡能登川附近説等があり、地方有志によつてそれぞれ運動が試みられ、相當に爭奪戦が行はれた。就中膳所町にては同町出身縣會議員森伊三郎氏を中心とし、有志相寄つて膳所中學建設同盟會を結成し、事務所を大津玉屋町に置いて大運動を開始した。自由黨(明治三十年六月進歩黨と合して憲政黨となる)は本問題については、膳所は舊藩地にして藩學遵義堂の跡に中學を建設するは有意義なりとし、同地に設立することに大いに努力し、縣當局は亦自由黨の意見を容れて、遂に三十一年四月膳所に滋賀縣第二尋常中學校を新設した。即ち新中學膳所招致に關しては自由黨に負ふところ多大なるものがあつたのである。

次に商業學校移轉問題である。中井弘知事が明治十七年本縣に來任するや、時代の進運に鑑み、實業振興の必要を認め、管下有力の實業家を説き、大いに積極的施設を勸奨し、着々その實績を擧げること努め、先づ商家固陋の迷夢を醒すにはその子弟に新教育を施すを以て急務となし、十七年の通常縣會に商業學校設立の件を民間より建議せしめたが、機未だ熟せずとして否決された。然しこれに屈せずして翌十八年の縣會に再び本案の提出あり、蒲生・神崎・犬上・阪田諸郡の有力實業家の後援を得て、茲に始めて初年度經費三千八百八十七圓二十錢を以て可決されるに至り、師範



學校を除いて他の中等學校に魁け縣立を以て設立を見る事となつた。然るに一般民情は未だ商業教育を理解せず、甚しきはその眞價を疑つてこれを無用なるものとした。されば創立以來七・八年間は入學者少なく、それも中途に業を廢するもの多くして、その經營極めて困難であり、遂に縣會に廢校問題さへ擡頭したが、有力縣會議員に商議員を委嘱し、辛うじて存續を維持し得たのである。然るに日清戰爭以後事業熱大いに勃興し、學校卒業生の需要多く、同校はこの頃より遽かに活況を呈し、社會の進運に伴つて二十九年度より定員を二百名に、三十一年度には三百名に増加した。中には遠く近江商人の名を慕うて來るものあり、生徒の半數は縣外人であり、その出身殆ど全國に及んだ。茲に規模を大にして校舎を新築する議起り、大津・八幡・神崎等何れも地元の熱心な招致運動があり、縣當局は大津市に對し新築費の寄附を懇談するところがあつたが、大津市はこれに應じ得なかつたため、當局は遂に他に移轉を決意するに至つた。茲に於て招致運動は遽かに活潑となつたが、憲政黨(三十一年十月憲政黨解散し、新たに憲政黨「舊自由派政友會の前身なり」及び憲政本黨「舊進歩派」組織せられ、兩黨對立す)は近江商人中心地たる蒲生郡に商業學校を移轉新築するは甚だ當を得たるものなりとして八幡町説に賛意を表した。これに對して憲政黨は具體的成案を有しなかつたが、同派所屬議員小島彌助氏等の活動により神崎郡に移轉することの可なるを主張し八幡説に反對した。地元八幡町にては縣會議員たりし町長原田四郎左衛門氏等憲政黨の後援を得て大いに盡力劃策し、中立議員の同意を得るに成功し、その敷地を八幡町に於て

提供するときは目的貫徹の見透しがつたため、三十一年十一月六日の町會は千百五十圓の整理公債と約二千四百圓の現在金を以て宇津呂村に六千坪の地所を購入し、學校移轉に決すればこれを敷地に寄附することに決した。而して十二月二十四日の縣會に於て一名の多數を以て商業學校八幡地方移轉、新築の件を決議し、三十二年度より三十六年に至る五ヶ年繼續年限を以て新築することとなり、着々工事を進捗せしめ、九萬餘圓の工費を以て三十五年度に完成した。これより前三十四年四月新校舎に移轉、五月五日創立十五周年を兼ね移轉式を舉行し、六月八日校名を滋賀縣立商業學校と改め、八幡町民の宿望はこゝに達したのである。これもとより町民の熱誠極まる奔走による結果ではあるが、吾が黨の前身たる憲政黨の絶大なる助力によるものたるは云ふまでもないところである。

大正の初年に至つて、中央に於ける政黨政派の對立抗爭は漸く吾が滋賀縣政の上にも波及し來たり、從來殆ど政治上の問題とならなかつた教育に關する事項も、學校の新設・移轉、組織の變更等の案件をめぐつて黨派間の角逐を惹起せしめることとなり、吾が黨は常に縣民の福利増進を基調とし傳統的積極政策によつて教育機關の完成を目指し、斷乎その所信に邁進し來つたのである。

明治四十年川島純幹知事來任するや、縣下教育の狀況に鑑み、大いに教育施設擴張の必要を認め、彦根・膳所の外に野洲川・愛知川・姉川・安曇川四川の沿岸に中學を増設すべき計畫を樹てたが、



時機の未だ到來せざると財政の都合により具體化されるに至らなかつたが、世界大戰の勃發後經濟界の好轉と將來の實業戰乃至文化戰に備えて、縣下教育施設の擴張充實の必要が痛感せられ、森知事の來任するに及んで、その施政方針の中にも教育の刷新が採り上げられ、大正七年の通常縣會に於て中學校増設に關する諮問案が提出せられた。同案によれば先づ湖東に一校を新設し、將來縣の財政に鑑み漸次湖北・湖西に夫々増設せんとする知事の意見であつた。中學校の増設は縣民の夙に熱望してゐたところであるから吾が黨はもとより縣會は一致してこれに賛成し、その結果水口町が選ばれ、大正八年四月を以て縣立水口中學校を縣立水口農林學校内に設置開校せられ、生徒定員は三百名とせられた。本案が縣會の問題となるや、蒲生・神崎・東淺井等各地方に招致運動熾烈を極め、その位置に就いて縣下の大問題となつたが、遂に甲賀郡水口町に現在する縣立水口農林學校を十年三月を以て廢校し、これを中學校に組織變更せんとするに決し、その準備として八年四月より縣立長濱農學校の農業養蠶部に農林部を加設し、生徒定員二百名を三百五十名に増加せられた。このため、縣會は吾が黨をはじめ全會一致を以て「栗太郡立栗太實業學校ヲ甲種程度ニ進メ縣立トセラレン事ヲ望ム」旨の建議が提出せられ、既成學校の存立を圖ると共に湖南各郡の實業教育志願者をしてその目的を達せしむる最善の方法として、同校を甲種程度に進め縣立とするの計畫を樹て大正八年度通常縣會に提案すべきことを要求した。

大正八年堀田知事が本縣に來任するや、縣政百般に亘つて積極方針を執り、土木に、勸業に、教育に大いに劃策するところがあつた。教育に關しては本縣多年の懸案にして、又縣民の夙に熱望せる中學校増設問題を一舉に解決し、更に商業學校及び工業學校の新設をも併せて斷行せんとし、同年の縣會に總額百五萬七千五百七十一圓、大正九年度より八箇年計畫の教育費繼續事業案を提出した。曩に川島知事は野洲・愛知・姉・安曇の四川の沿岸に中學校新設を計畫したが時機尙早として實現の見込立たず、單なる計畫に終つた。しかし森知事は中學校増設の緊要なるを認め、縣會の協賛を得て、先づ水口農林學校の組織變更によつて野洲川沿岸即ち湖南の地に一校を設置するに成功し、次いで財政の状態を斟酌して湖東に一校を設け、更に適當なる時機を得て漸次湖北・湖西に夫々増設すべき案を立てたのであつた。而して湖東に新設の場合には神崎郡の某富家の寄附金二十萬圓を採納して能登川に設置せんとする知事の意向であつた。然るに堀田知事は中學校の増設は教育振興上喫緊の問題なりとしてかゝる漸進主義を放棄し、一舉に湖東・湖北・湖西の三地方に三中學校新設を計畫し、八日市・長濱・今津をその候補地として案を立てた。かくて知事案が巷間に流布せられるや、各地方に誘致運動は勃然として起り、地方有志は縁を求めて政黨・政派に頼り、猛烈なる爭奪戰が開始された。その中湖西地方の今津は殆ど問題なく、湖東は八日市に對して森知事案の能登川が對抗し、寄附金問題・交通上の適否・既設中學校との關係等によつて論議が上下された



が結局大勢は八日市案に傾いた。残る湖北地方は知事案の長濱に對して東淺井・伊香兩郡は結束して極度に反對し、縣政界に豫期せぬ波瀾を捲き起した。知事は長濱に中學校を新設すると共に長濱農學校を蠶業に組織變更してこれを東淺井に移轉せんとする計畫であり、吾が黨も亦最初は知事案を可としたのであつた。地元の長濱町に於ても中學校が設置されるならば農學校の移轉は亦已むを得ずとして、文部省に對して中學校設置の指定方を申請し、表面知事案に同意を表してゐたが、農學校同窓會は移轉に絶對反對を表明し、全卒業生に檄して猛運動を展開せしめ、町當局はこれに對して同情的默認の態度を執り、寧ろその成功を期待するかの如くであつた。茲に於て東淺井・伊香兩郡の地方民は湖北三郡の中學校として東淺井郡虎姫村説を強硬に主張し、同地方の吾が黨員もこれに呼應して一步も譲らなかつた。虎姫説は湖北三郡の中學校といふ點に於て地理上より觀ても妥當であり、又既設の施設の權衡上より見ても亦妥當であるが故に、吾が黨に於ても遂に虎姫村設置を已むを得ずとなし、知事を動かして籲意せしめ、吾が黨の井上支部長は知事と共に上京して文部當局に陳情し、文部省は終に中學校設置の位置を虎姫村に指定した。かくして知事の投じた一石によつて大紛擾を捲き起した中學校増設問題も今津・八日市・虎姫にその位置を決定し、長濱農學校は現状維持に決して局を結んだ。今津・八日市・虎姫三中學校は九年四月より開校し、各校共生徒定員四百名と定められた。

尙ほ堀田知事は中學校増設と共に工業學校一校商業學校一校の新設を提案し、縣會の協賛を得て可決決定せられ、是亦九年四月より彦根工業學校を開校し、同時に市立大津商業學校を縣立に移管し、これを甲種程度として開校、定員四百名と定めた。

此期縣會に吾が黨は教育に關する各種の建議を提出し、當局を鞭撻して教育の刷新・振興を圖つた。先づ第一は女子教育刷新に關する建議であつて、歐洲戰亂の結果本邦女子の思想上にも多大の影響を受け變化を招き、徒らに舊態を以て安んずべきにはあらず、時代の趨勢に順應せる賢母良妻と思想健實なる女子を養成せんため、一定の根本方針を定め、これに基いて適當なる統一的施設計畫を樹立せよといふのであつた。次ぎには彦根町立乙種商工學校を甲種程度に昇格し、縣立學校となし、戦後經營の一として商業教育の振興を圖るべきであるといふのであつた。又次ぎに農業に關係ある中學程度の縣立學校を湖東の平野に建設し、本縣農業教育の完璧を期せよといふのであつた。以上はいづれも全會一致を以て可決せられ、爾後に於ける本縣教育施設の充實發展に資するところ多大なるものがあつた。即ち縣當局はこれ等建議の趣旨を採用して着々これが實現に努めた。

先づ十年四月縣立高等女學校學則を改正して女子教育の刷新を圖り、十一年四月より町立日野・長濱兩高等女學校並に愛知郡立愛知實業學校女子部を修業年限四ヶ年の縣立高等女學校として、縣立日野高等女學校・縣立長濱高等女學校・縣立愛知高等女學校と改稱し、これによつて縣下女子教



育施設を充實強化し、教育方針の統一を企てた。又商業教育の振興のためには十一年三月町立彦根商業學校を縣立とし、生徒定員を二百五十名、修業年限を五箇年として吾が黨の建議の主旨を實現した。(彦根商工學校は九年一月工業科を廢し、町立彦根商業學校と改稱し、定員百五十名、修業年限本科二年専修科二年となつてゐた。)これと同時に郡立神崎商業學校を縣立とし、尋常小學校卒業程度を入學資格とした。かくて縣立商業學校は八幡・大津・彦根・神崎の四校となり、本縣商業上樞要の地に夫々その教育施設が整ふことゝなつた。次ぎに農業教育方面では十一年三月豫定通り水口農林學校が廢止せられ、同時に郡制廢止に伴つて郡立野洲農學校・同愛知實業學校が廢校の已むなきに至つたが、これがために生ずる缺陷を補ひ、湖南に於ける唯一の農業教育施設として十一年四月栗太郡立實業學校を移管して縣立栗太農學校と改め、高等小學校卒業程度を入學資格と定めた。又湖北に於ける施設の必要を認め、同時に郡立伊香農學校を縣立とし、尋常小學校卒業程度を入學資格とした。かくして長濱・栗太・伊香の三農學校を以て本縣農事教育の完璧を期することゝなつた。

この年十月彦根町に官立彦根高等商業學校が設立された。既に大正八年、吾が黨内閣によつて戦後經營の一として幾多の高等實業學校が創設開校されたが、相踵いで増設の計畫があり、本縣に於ても學縣一致してこれが誘致に努め、その効あつて高等商業學校の設置を決定されたが、その位置に關して縣内に相當猛烈なる運動が行はれた。しかし、土地の適否・寄附金問題等によつて文部省

は遂に彦根町を指定し、その公示と共に地を相して新築に着手し、茲に開校の運びに至つたのである。大正八年の通常縣會に吾が黨より提出せし彦根商工學校の昇格移管に關する建議は近く創立せらるべき本校より受くる直接間接の便宜を豫想し、これに應ぜんとするのがその主旨の一部であつたのである。

かくして本縣に於ける中等教育機關は略々完備するに至つた。顧みれば、本縣の中等學校は全國最下位にある沖縄縣の上位にある程極めて少數であつて、時勢の進歩に隨伴せず不振の状態にあつたから、吾が黨は多年これが増設を主張し、縣當局に於ても既に夙く川島知事の在任中縣民の輿望に應へて増設の大方針を定め、森・堀田兩知事によつて漸く實現を見るに至つたのである。然るに反對黨は當時に於て一言の反對も唱へざるに拘はらず大正十年前後に至つて、政友會が中等學校を濫設して不急不要の事業をなしたりと殊更に反對の聲を揚げ、新聞に演説に専ら攻撃を始めた。しかしかくの如き論は彼等の爲にせんとする反對のための反對であつて、十二年の通常縣會劈頭に彼等が吾が黨知事なりと吹聴し來たつた末松知事が「縣民往々中等學校の過多を唱ふるものあれども斯は謬見で決して本縣の中等學校は多くはない、寧ろ女子中等教育機關の如きは尙ほ尠いから考慮せねばならぬ」と言明するや、彼等は一言半句縣會に於て平常の主張を明かにせず、又實行しようともしなかつたことは如何に彼等が無誠意無責任なるかを暴露せるものであつた。



大正十四年通常縣會に於て三農學校に關する組織變更が決定された。即ち先づ栗太農學校に於ては高小卒を入學資格となすものを尋卒・高卒二様の二部制に變更し、長濱農學校に於ては養蠶農林の二科に分れており、三年より分科せるものを二年より分科することとし、伊香農學校は地方よりの請願もあり、當局も亦その必要を認め、尋卒を入學資格とし三ヶ年修業なるものを高等小學校一年修業後四ヶ年修業に變更した。これ等はいづれも吾が黨が縣會に臨むに當り調査研究し、十五年度より改定を適當なりと認められたものであつて、吾が黨の主張は悉く貫徹されたのである。

大正十五年度の通常縣會に於て吾が黨は「縣下高島郡ニ高等女學校ヲ建設シ女子ノ中等教育機關ヲ充實スルニ努メラレン事ヲ望ム」、「男女子ノ中等教育ヲシテ偏輕ナカラシムル爲メ本縣ニ於ケル男子ノ中等教育機關ハ近時漸ク擴充スルニ至リタリト雖モ女子ノ教育機關ハ未ダ男子ノ夫レニ及バザルモノアリ從ツテ是レガ増設ノ急要ハ正ニ縣民ノ輿論ナリト確信スルヲ以テ縣當局ハ速カニ適當ノ地ニ該高等女學校ノ設置ノ計畫ニ出デラレン事ヲ望ム」の二建議を提出し可決された。前者は建議に明かなる如く縣下女子中等學校分布の狀況より考へ、又學徳千古の師表として仰ぐ藤樹先生發祥の地であり、學校建設地として殆ど理想郷なるを想ひ、高島郡に女學校を設置せられんことを要望したものであつて、後に本建議の趣旨は達成せられて藤樹實科高等女學校の設立を見ることとなつた。後者は湖南・湖北・湖東には五高等女學校が設置せられており縣下の女子中等教育機關は備

はりつゝあるが、更に大津・彦根間に一校を増設して女子教育の普及發達に資せんとする趣旨であつた。

昭和二年の縣會に於て、縣立中學校建築費繼續事業を更に五箇年期限を延長し、教育上急を要する工事は昭和三・四年度に完成し、殘餘の工事を昭和八年度内に終了する事に繼續年期を更正した。本事業は大正九年以後中等學校大增設によつて起されたもので、三個の繼續事業より成つてゐる。第一は彦根工業・八日市・虎姫・今津三中學の建築費で、豫算額百二萬四百九十四圓、大正九年度より昭和三年度に亘る繼續事業である。第二は大津商業學校の大正十年度より昭和三年度に至る繼續事業で、豫算二十四萬一千三百五十五圓。第三は大正十一年度より昭和三年度に至る繼續事業で、神崎商業・栗太・伊香二農校・長濱・日野・愛知三女學校の建築費百三十一萬五百六十四圓。以上の三個の繼續事業は既往に於て年度割金額を繰延べたものがあり、又縣財政上の按配上當初の豫定を變更せるため、昭和三年度の最終年度に當つて八十四萬五千九百八十一圓を支出することになり、この巨額を一時に支出することは縣財政上より見て到底不可能なるため、當初豫算より物價の下落等の理由により二十五萬七千二百四十圓を減額し、更に年期を昭和八年度まで五箇年延長することになつたのである。

又盲學校及び聾啞學校を昭和三年度より設置の件が提案され、社會政策上適切なる施設として可



決された。

昭和三年の縣會に吾が黨は市町村立中等學校縣立移管に關する建議案を提出し、大多數を以て可決された。その趣旨は、中等學校は原則として縣營なることが最も適當であるから、縣財政の許す限り、市町村立のものを縣に移管し、中等教育の普及徹底の施設を行はれたいといふのであつた。この年六月長濱町は山中縣會議長に長濱商業學校移管に關して陳情をなしてゐる。

又吾が黨は本期縣會に臨むに當り、多年の懸案たる女子師範學校と天津高等女學校との分離問題は益々その必要を感ずるに至れるを以て適當の方法を以てこれを斷行すべく態度を決し、縣會に於て當局を鞭撻するところがあつたが、當局は昭和四年五月臨時縣會を招集して、女子師範學校附屬小學校の改築に伴ふ天津高等女學校の新築案を提出した。即ち昭和四年度より同六年度に至る繼續事業として、天津市馬場町に七千六百六十五坪の敷地を求め、二十一萬八千圓を以て校舍を新築し、その敷地買收費及びその地均し費は天津市の寄附を採納せんとするのであつた。本案は全會一致原案通り可決され、多年の懸案は茲に解決するに至つた。

この年、通常縣會に於て當局は前年縣會に吾が黨より提出せる市町村立中等學校縣立移管に關する建議の趣旨に則り、長濱商業學校の移管案を提案し、滿場一致を以て可決された。同五年一月二十五日文部省告示第十一號を以て四月一日より縣移管認可となり、四月十三日を以てその祝賀式を

舉行した。大正十三年一月長濱町が時代の趨勢と土地の狀況とに鑑み、東宮殿下御成婚記念事業として設置せる同校は爾來七回の入學生を迎へ順調なる發展を遂げつゝあつたが、茲に縣立商業學校として新しい發足をなすことゝなつた。

昭和八年通常縣會に縣當局は、八幡商業學校は明治三十二年建設の本縣中等學校中最古の建築にして、十五學級七百五十名の生徒を收容するには極めて狹隘であり、教養上多大の支障を生ずるため、工費二十二萬圓を以てする改築案を提案した。總工費二十二萬圓中寄附金七萬圓、建物賣却代二萬圓、基本財産繰入二萬圓、併せて十一萬圓の特殊財産を得たので、殘餘の十一萬圓は起債に求めんとする計畫であつた。本案は縣會に於て各派共反對を示し、遂に否決し去つた。

然るに翌九年縣會に當局は八幡商業學校・膳所中學校及び長濱農學校の三校の改築案を提出した。八幡商業學校は明治三十二年、膳所中學校は同三十三年、長濱農學校は同三十四年の建設であつて、本縣々立中等學校中最も規模狹隘且つ設備の不完全なものであり、早晚改築を要する運命にあつたのであるが、偶々暴風被害によりその時期を早めた譯であつて、三校の總工費七十二萬圓、その内八幡商業學校卒業生より八萬圓の指定寄附があるからこれを受入れ、縣費支辨の經費は商業・中學校共各二十四萬圓、農學校は十六萬圓とし、前二校は本館を鐵筋コンクリート造、附屬建物は木造とし、後一校は全部木造を以て改築する計畫であつた。これに對して縣會は、八幡商業學校は現校



地を以て最も適當なる位置と認めるを得ず、仍て他に適當と認むべき位置を選定し、木造建築様式によりこれを移轉建築すべし、又膳所中學校は學級増加を希望する決議を附して原案通り可決した。

又本期縣會に、本縣女子教育の現状に鑑み、殊に現下農村の實情よりして、高等普通教育と實業教育を併せ行ひ、農村向に適切なる智徳を涵養せしむる比較的短年級の女子教育機關設置の必要を感ずるにより、修業年限三ヶ年一學級組織の實科高等女學校を設置することとし、その位置は近江聖人たる中江藤樹先生の遺徳を偲び、孝道農魂の修養を目的とするに適當なるものとして高島郡に新に建設する計畫を提案し、昭和十年度に於て豫算六萬四千圓を要求し、十一年度より開校の豫定であつた。本案は曩に吾が黨より提出せる建議の趣旨に則つたものであることは明かであり、吾が黨は進んでこれに賛成した。即ち藤樹實科高等女學校の創設である。

昭和十年縣會に於て縣當局は年々の吾が黨の要望を容れて中等學校の學級増加を提案した。即ち彦根・膳所兩中學校、彦根・大津兩高等女學校並に大津商業學校の五校に各々一學級を増加せんといふのであつて、進學心を暢達し、時勢の進運に即應せしめんとするものであつた。同時に彦根・膳所兩中學校の校地擴張、水口中學校及び長濱・彦根兩商業學校の講堂建設等を提案し、すべて可決された。又前年の通常議會に於て協賛せる彦根工業學校建築科設置に要する臨時設備費三萬圓も異議なく可決した。

昭和十二年の通常縣會に於て議員側より既に昭和六年に縣立移管の建議案の通過してゐる八幡高等女學校移管に關して當局に希望し、更に豫算案の議決に當り、町立女子中等學校の縣立移管に關する諸案件を次期縣會に提案すべきことを附帶決議し、併せて適當の時期に彦根工業學校に機械科を増設すべきことをも決議した。

尙ほ本期縣會に吾が黨をはじめ各派共同にて、航空に關する知識を啓發し、その技術を練磨して航空事業の充實進展を圖ることは常時たると非常時たるとを問はず我が帝國として眞に重且つ大なる最喫緊事たるに鑑み、遞信省計畫による國立航空學校を本縣に新設せられんことを切望する建議を提案し、全會一致可決した。

爾來今日に至るまで本縣の教育施設は當局と縣會との緊密なる協力により愈々完備するに至つたが、顧みれば大正の初年より吾が黨がその傳統的積極政策に則り、先見の明を以て、常に將來百年の幸福を慮り、克く當局を激勵し、これに協力して、施設の完備に努め來つた功績は絶大なりといはねばならぬ。

## 第五節 其他の案件

### 第一項 琵琶湖の治水問題と對策審議會



一、琵琶湖治水の沿革

太湖三萬六千頃煙波縹渺風穩かなるとき、紺碧の水面に白帆の點々する景觀は、眞に麗湖たるに背かない。が一たび風神の怒りに觸れると、忽ち狂瀾怒濤天を擣つの様相は實に凄まじく、往々にして岸壁を碎き埠頭を壞る。會々霖雨臻れば四圍の連山を洗ふて所謂八百八川より奔流する濁水は一夜にして太湖を氾濫せしめ、尺餘の増水を見るに至る。爲めに沿湖の田面數千町歩は浸水の憂き目を見て、稲作に甚大なる被害を及ぼすことは、少くとも毎年一回以上に及んでゐる。琵琶湖は或る程度の水位を保つことは最も必要であるが、程度を超ゆると從つてその被害も亦大きい。一體琵琶湖の水位は何程位が最も適當であるか、鳥居川に設置されてゐる量水標の二尺七寸五分が沿湖田面の無害水位とされてゐる。この水位を一般に常水位と稱する。この常水位なるものは明治七年以降二十年間の最高水位の平均水位である。今試みに明治の初年より大正六年まで、五十年間に於ける琵琶湖の最高水位を調べて見ると左の通りである。(琵琶湖治水沿革史に依る)「四尺以上の高水位のみを擧ぐ」

年次	最高水位	高水位ニ達シタル月日	常水位ニ復シタル月日	高水位日數
明治元年	一〇、〇〇尺	五月一日	八月一日	日

三年	八、〇〇	九月一日	十一月一日	一
七年	四、八〇	七月十三日	十月二十六日	一〇六
八年	四、四五	八月十二日	十月二十五日	七五
十一年	四、八〇	七月二十三日	十月十日	八〇
十二年	四、一〇	六月九日	八月四日	六二
十四年	四、五五	七月十日	八月二十一日	四三
十五年	四、〇〇	八月十三日	九月十七日	三六
十七年	七、〇〇	七月二十日	十一月二日	一〇六
十八年	八、九五	七月四日	九月二十四日	八三
二十一年	四、六〇	九月十六日	十月七日	二二
二十二年	六、六〇	十月六日	十二月五日	六一
二十三年	六、五〇	五月十日	八月十八日	一〇一
二十五年	五、四〇	七月二十七日	九月十二日	四八
二十六年	四、〇五	五月三十日	七月九日	四一
二十八年	七、〇〇	八月九日	十月十五日	六八



二十九年	一三、三五	九月十二日	
三十年	四、二五	五月十二日	八二
三十二年	四、八〇	十月十日	三〇
三十六年	四、八五	七月二十五日	一九
四十年	四、二三	九月十一日	三五
四十六年	四、七一	十月二十日	三三

右に依れば明治初年以來の最大高水位は、明治二十九年九月十二日の十二尺三寸五分で、常水位より高きこと殆んど十尺に近い。かくのごとき最大高水位は古今未曾有で沿湖田面の浸水反別一萬七千町歩、浸水戸數四萬九千七百五十五戸に上つた。

琵琶湖は滋賀縣管内に降つた雨量の全部を受けて、これを排出するには只瀬田川の一河川あるのみである。勿論京都疏水宇治電取入口の人工に依る引水路はあるが、何れも常時一定の水量より引水しないから、氾濫水を排出するの用をなさない。この廣い面積に降つた雨量を僅か一河川で短時に排出することは到底不可能である。則ち水位の高いだけ排水に多くの日子を要し、従つてその被害も甚大なのである。殊に大戸川より流出する土砂で南郷鹿飛附近が著しく淺瀬となつたことは、流水の疏通を妨げ益々琵琶湖を氾濫せしめた一大原因をなしたのである。琵琶湖の治水は舊幕時代

から爲政者の頗る頭腦を悩ましたところである。

明治維新以來歴代の本縣知事は琵琶湖の治水問題には大に苦心されたが、明治二十三年に知事岩崎小二郎氏は瀬田川改修の計畫を樹て、工事認可申請書を内務大臣に提出し、同時に國庫補助の建議具申をしたが、共に容れられなかつた。次で明治二十四年九月知事大越亨氏は瀬田川治水工事を政府の直轄にて施行せられたき義を内務大臣に上申した。内務大臣は同年十月八日付を以て「詮議中に付追て何分の義相達すべし」との指令を下付した。これが他日淀川改良工事として内務省の直轄で施行せられた工事の發端である。これより先き縣下各都市の沿湖の有志は年々琵琶湖の氾濫により蒙るところの被害の甚大なるに悩み屢々縣に陳情して瀬田川浚渫工事の施行を迫り、或は治水會を組織してこれが對策を議する等頗る苦心慘憺たるものがあつた。殊に明治二十三年に東海道鐵道瀬田川の架橋に依り流水の疏通を幾分妨げられた結果、琵琶湖治水上の重大問題となり、物論騒然たるものがあつた。こゝに於て瀬田川浚渫工事の益々必要なるを痛感するに至つた。然しこの浚渫工事すら本縣に於て如何に計畫が進められても大阪・京都の二府が故障を申出づれば容易に内務省は許可しない。明治二十五年十二月知事大越亨氏はこれが實現について非常なる努力を拂はれたる結果、幸に二府の諒解を得て内務省の許可を受け工事は施行せられた。然し本縣としてはこれだけでは到底沿湖の被害を除却することは出来ない。されば内務省は種々調査の結果愈々淀川改良工



事施行の大計畫を樹て第九帝國議會の協賛を経て工費一千餘萬圓を以て明治二十九年度より四十三年度に至る十五ケ年間の繼續事業として施行せらるることとなつた。その關係區域は本縣及び京都・大阪の二府一縣に跨つてゐる。

淀川改良工事の概要は改良計畫を分ちて三となし、一、上流瀬田川の工事。二、中流淀及び牧方附近の工事。三、下流大阪附近の工事である。その内本縣に關係する瀬田川の工事は河底を浚渫し同川筋道馬島に開閉自在の洗堰を築造するを以て主眼とする。この洗堰の設置について當時の計畫書には下の通り説明してゐる。「琵琶湖の水害たるや已に述べたる如く湖水の昇騰に起因するを以て之れが低下を圖るは即ち洪水防禦の目的を達する所以にして其方法たるや同湖唯一の吐口たる瀬田川を浚渫し湖水の疏通を快くする外良策なし是れ瀬田川浚渫の必要なる所以なり而して洗堰の作用に至つては一は以て湖水の爲め他は以て下流に對し瀬田川の流量を節制し除害の一助たらしめんとするにあり」と。以てその目的の概要を知るに足る。

明治二十九年六月淀川改良工事施行の爲め利益を受くる町村の分擔額を定むる爲めに臨時縣會が開かれた。當時沖野土木監督署長は滋賀縣會に臨場して詳細説明を爲した内に「下流に危険の恐れある場合には止むを得ず四日間琵琶湖の水を締切るが、四日間の後は非常なる速度を以て減水を計る」と云ふ一語があつた。各議員は交々起つて種々質問した。瀬田川を浚渫することは多年本縣の

希望するところであるから何等異論はないが、洗堰を設置して瀬田川の流量を調節し、一朝降雨出水の場合に假令一時たりともこれを閉鎖すると云ふについては各議員から種々意見が出て、遂に左の建議案が成立して、内務大臣にこれを提出することゝなつた。

#### 淀川改良工事施行ノ義ニ付建議

明治二十九年九月ヨリ十ケ年間ヲ以テ施行セラル、淀川改良工事ノ義ハ二府一縣ニ關係スル連帶工事ナレバ其據テ受クル利害ノ關係亦隨テ連帶均一ナラザルベカラズ然ルニ今其設計ヲ見レバ本縣下南郷附近ニ新ニ洗堰ヲ設置シ洪水暴漲ノ際ハ數日間之ヲ閉鎖シテ全ク暴水ノ流出ヲ抑止スルモノ、如シ右ハ實ニ從來ノ水利上慣行を破却シ本縣ノ權利ト公益ヲ侵害スル甚ダシキモノト認ムルニ依リ此際更ニ右設計ニ對シ充分縣下ノ安固ヲ保シ得ラル、相當ノ計畫設計アラシコトヲ望ム

年 月 日

滋賀縣會議長 鶴 飼 退 藏

内務大臣伯爵 板 垣 退 助 殿

然し結局は洗堰の閘門閉閉は内務省に於て二府一縣の利害を考察し、大阪土木監督署がこれを行ふといふ當初の計畫は變更されなかつた。工事は二十九年より着手された。別段大なる支障もなく順調に進んだ。洗堰閘門は明治三十七年度に竣功し、瀬田川の浚渫は明治四十一年度に完成を見



るに至つた。

淀川改良工事の一部である瀬田川の浚渫工事完成後は、多年本縣民の惱みであつた琵琶湖の氾濫も少なくなり、二尺七寸五分の常水位も一尺五寸内外となり、従つて稲作に大被害を與ふこともなかつたから、沿湖の農民は稍その堵に安んじてゐたが、大正六年九月の豪雨に依り琵琶湖は一時に氾濫した。これと同時に下流の京都・大阪の兩府下に於ても河水が増大し數ヶ所の堤防が缺潰した。爲めに大阪土木出張所は同年十月一日急遽瀬田川洗堰に角落百本を挿入した。これがため琵琶湖の増水は著しく、遂に四尺七寸の高水位に上つた。従つて沿湖各町村の稻田の浸水被害は非常に擴大し、琵琶湖治水上の重大問題を惹起するに至つた。依て琵琶湖治水會は猛然起つて角落拔取の爲めに大運動を開始した。先づ十月十二日に臨時總會を開催し、尋で十月十七日及び十九日の兩回大津市阪本町交道館で沿湖民大會を開催した。會するもの兩回共數百名に上つた。殊に十九日の大會には雨を冒して蓑笠のまゝ走せ參じたものも多數あつた。本大會に於て選舉せられた東上委員及び大阪土木出張所への陳情委員は夫々大運動を開始した。一面吾が黨の井上代議士始め各代議士各縣會議員等もこれと相呼應して活躍した。これと同時に角落とは別個の問題として、縣の管理に屬する通船用開門の開放を縣に迫る等、事態は頗る重大となつた。内務省は本縣官民一致の運動の結果小橋土木局長を西下せしめ、實地視察の上十月一日投入の角落百本の内、四十五本の拔取を執行

せしめた。然るに下流缺潰箇所堰止工事の緩慢のため、意外にも旬日を出でずして再び角落二十二本を投入するに至つた。爲めに愕然たる縣民は茲に再び猛烈なる大運動を開始するに至り、小橋土木局長の再西下となり、後藤内務大臣の視察となり、數回に涉つて投入角落の拔取となりて事は落着するに至つたが、根本問題である本縣の既得權益の保全については同年通常縣會の問題となり、十二月十日の會議に於て左の建議案を満場一致可決して意見書を内務大臣及び本縣知事に提出した。

#### 建 議

本年十月琵琶湖増水ニ際シ内務省大阪土木出張所ガ瀬田川洗堰角落百本ヲ挿入シ下流ノ水位減退スル迄半箇月以上其儘放置シ之ガ爲メ琵琶湖沿岸ノ浸水被害反別實ニ六千壹百餘町歩ニ達セリ右ハ内務省ガ淀川改良工事設計當時滋賀縣ニ與ヘタル言責ヲ無視セルモノニシテ滋賀縣ノ利權上默視スル能ハズ依テ府縣制第四十四條ニ依リ本會ノ決議ヲ以テ内務大臣及本縣知事ニ意見書ヲ提出セントス

右及建議候也

大正六年十二月八日

提出者 河村平兵衛外二十八名

大正六年の大洪水に依り上流の本縣と下流の京都・大阪二府との間に利害關係の衝突を生じたる



に鑑み、内務省に於ては淀川再改修の必要に迫られ、大正七年一月開會中の帝國議會にその豫算案が提出された。その要領は下流淀川の堤防最高水位三尺を五尺に嵩上せんとするもので、これに要する工費は六百萬圓である。但し滋賀縣の地先には關係しない。この提案に對し京都・大阪の治水會は大活躍をなし、洗濯の調節に關し洪水の際は斷然締切るべき言質を政府より取らんとしたから、吾が黨の井上代議士は極力本縣の權益擁護に努め、衆議院の豫算分科會に於て遂に二府の目的を達せしめなかつたのみならず、本縣の既得權益は充分これを確保するに至つたのは、その勞最も多しとすべきである。猶ほ同代議士の盡力に依り同分科會に於て、左の政友會幹事案の付帶決議をなさしめ、以て本問題の結末を告ぐるに至つた。

淀川改修増補工事ノ設計ハ不充分ノ嫌ナキヲ保セズ依テ政府ハ之ガ實施ニ際シ尙一層ノ完備ヲ期センコトヲ望ム又瀬田川洗濯ノ調節ニ付テハ特ニ周密ナル監督ヲナサレンコトヲ望ム

琵琶湖の治水問題としては、他に京都市の第一第二疏水引用問題、宇治川電氣の發電用引水問題等があるが、煩はしければこれを省略する。

## 二、琵琶湖對策審議會

琵琶湖の治水が本縣民に重大なる利害を及ぼすことは今更いふまでもないが、これが利用の對策についても亦決して等閑に付してはならない。されば琵琶湖の天然利用としては古來水産業がある。

琵琶湖は淡水魚族の繁殖地として最適地であり、従つてその種類も少なくない。就中鱒・鯉・鮒・鰻等は人工繁殖に相當努力しつゝあるは別項（勸業政策）に述べるところの如くである。近時纖維工業の發達に伴ひ湖畔に人絹その他の工場が各地方に建設されて、これより排出する汚水問題（別項勸業政策中纖維工業と汚水問題参照）で水産業者との間に磨擦を生じ、又風光明媚の地や古來の名勝地區が工場の建設等で荒廢に歸しつゝある状態が各地に瀕發し、従つて一方に於ては保存維持に力めてゐることを、一方に於てはこれを破壊するといふ矛盾が生ずるのは、畢竟縣に一定の方針が確立してゐないからである。さればこれが對策を講ずるは最も急務であるとされてゐた。吾が黨はこれに關し去る昭和八年十二月の通常縣會に各派と申合せて左の意見書を提出し適當なる方策を講ずべきことを建言した。

## 琵琶湖利用對策ニ關スル意見書

面積四十六方里ノ大湖ヲ擁スル本縣ニ在リテハ之レガ利用活用ノ途ヲ講ジ以テ縣民ノ福利増進ヲ企圖スルコトハ最モ緊急且ツ緊要ノコトニ屬セリ然ルニ從來之レガ天惠ノ大湖ヲ開發スルノ根本方策ナク徒ラニ寶庫ヲ死藏セシムルニ過ギザリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ仍テ速ニ之レガ利用開發ニ關スル根本方策ヲ樹立スベク適當ナル調査研究機關ヲ設置シ以テ化學工業、水産増殖、觀光施設、水運交通及治水對策等各般ニ亘リ合理的ニシテ而カモ和合協調的繁榮策ヲ樹立シ右方策ニ



從ヒ適切有效ナル施設ヲナシ以テ縣民ノ福利増進ニ寄與セラレンコトヲ望ム

昭和八年十二月二十二日

滋賀縣會議長

滋賀縣知事 伊藤武彦殿

縣は縣會の建言を容れ、昭和十年度に琵琶湖對策審議會なるものを設置した。その組織は審議會を分ちて四部門（干拓埋立問題・治水問題・工場誘致問題・觀光問題）とし、各部門に特別委員會を設置し、委員には斯界の權威者關係者官公吏縣會議員等數十名にこれを囑託した。昭和十年六月二十五日第一回總會を開き左の審議項目を設定した。

イ 農	業	ロ 水	産	業	ハ 工	業
ニ 治水	及 水利	ホ 交通	及 運輸	ヘ 保勝	及 觀光	
ト 軍	事	チ 保	健	リ 雜	部	

その後屢々委員會及び總會を開いて各綱目に就いて審議を重ね、昭和十二年七月六日琵琶湖對策審議會諮問事項答申書を決定して縣に提出するに至つた。答申書の内容は相當詳細に涉つてゐるから茲にはこれを省略する。

琵琶湖對策審議會に於て端なくも一大問題を惹起したのは、委員の一人である大阪土木出張所長

工學博士高西敬義氏の提唱に係る湖畔の大築堤案である。この案の内容は大體に於て京・阪・神の工業用水及び飲料水の不足を補ふために、琵琶湖の水位を八尺まで高めんとし、これが爲めに琵琶湖の周圍延長約六十里の内約三十里に高さ十二尺幅三十三尺の一大築堤をなさんとするにある。

案は高西博士の提唱ではあるが、内務省も相當に調査を進めてゐると云はれるから、遂に縣下の重大問題となつた。殊に京・阪・神の工業用水飲料水を補給することが主なる目的で、琵琶湖を高水位にするために生ずる本縣の利害は深く考究されてゐないので、本縣としては到底同意しがたい問題であるだけに、その反對も極めて高かつた。則ちその反對の急先鋒は利害關係の最も深い沿湖各町村及び水産業者等であつて縣下の輿論を沸騰せしめた。吾が黨は各派と協調して昭和十一年の通常縣會に左の意見書を提出し、主務官廳の考慮を求めた。

琵琶湖築堤問題ニ關スル意見書

琵琶湖ノ治水竝ニ全面的利用ニ關シ曩ニ本縣ニ於テ設置シタル琵琶湖對策審議會ニ於テ内務省大阪土木出張所長内務技師高西敬義氏ノ提唱セラレタル所謂淀川水系河水統制問題ハ琵琶湖ノ氾濫ヲ防止スルヲ目的トスト稱スルモ其ノ計畫タル湖岸ニ約百七十六軒ニ亘ル堰堤ヲ築造シ水位ヲ増嵩セントスルモノニシテ之レガ爲メ本縣ノ享クル利益ハ絶無ナルノミナラズ被害ノ甚大ナル實ニ想像ノ外ニアルヲ以テ之レガ實施ニ付テハ絶對ニ反對ノ意思ヲ表明スルモノナリ



右府縣制第四十四條ノ規定ニ依リ縣會ノ決議ヲ以テ意見書及提出候也

昭和十一年十一月二十五日

滋賀縣會議長 佐野 眞次郎

内務大臣 潮 惠之輔殿

滋賀縣知事 平 敏孝殿

その後内務省に於ては本縣各方面の反對の極めて強固なるに顧み、その方針を變へ高水位政策を放棄して、低水位政策を取るに至りたることは大に注目し値する。

## 第二項 縣舍廳改築問題

縣廳舍改築案は昭和十年の通常縣會に平知事によつて提案された。是よりさき明治二十四年頃より縣廳を大津より彦根に移轉せんとする所謂移廳論が彦根を中心とする地方人士によつて唱へられ、大津は滋賀縣の西部に偏在して地方民の不便少なからざるを以て縣の略々中心に位せる彦根に移廳すべしとなしたが、縣會に於ても、亦政府に於ても同論は容れられずして當時に至つた。然るに縣廳改築案が提出されるや、一時終熄せし該論は再燃し、滋賀縣にとつては由々しき政治問題となり、地元大津に於ては萬難を排し如何なる犠牲を甘受しても大津の地に縣廳を改築して移廳論を拂拭す

べしとなし、市當局はもとより市會は市民の聲を代表して縣會並に知事に意見書を提出して該案の可決を要望した。一方彦根に於ても改築案の提出は移廳論の貫徹に絶好の機會なりとして大々的に輿論の興起に努め政黨政派の如何を問はず結束して大津改築に反對し、縣民多數の便宜福利の爲めに彦根に移廳すべしとなし、その費用の如き如何なる多額なりとも地元より供出すべきことを叫び、縣下の輿論は賛否兩派に岐れて沸騰した。茲に於て縣會は急遽その態度を明かにすべき必要に迫られたが、該案はもとより政黨政派の直接的なる主義主張の消長に關する問題にあらず、全く地方的なる利害に關する問題なるを以て、各派は夫々その所屬議員を結束して可否を争ふ能はざる状態であつた。かくて各派議員は所屬團體の如何を問はず夫々地方的立場に立つて、或は吳越同舟して改築を叫び移廳を論じ、或は多年の政友と袂を別つて自論を固執し、改築案を繞つて縣會の空氣は昏ならざるものがあつた。茲に於て吾が黨支部は同問題をこの儘放擲せんか多年傳統の團結精神を素り結束を壞らんことを憂へ、所屬議員の地方的立場を棄て大所高所より觀て同問題に最後の決を與へんことを計り、所屬議員の個別的なる表決を許さず、黨議を以て賛否を決せんとし、支部長清水銀藏氏の裁斷に一任した。清水支部長は支部の長老富田八郎、丸橋茂平、代議士服部岩吉、森幸太郎の諸氏を會して凝議したが、支部長の裁斷は容易に決しなかつた。この間種々の道聽途説が行はれ、支部長始め長老及び代議士の多數は延期説に傾いたと報するものがあつた。然るに吾が黨議員



の多數は、既に移應論まで派生し、これを延期するときは將來種々の暗躍が行はれ、遂には黨の分裂を來すが如き虞れなしとせず、この際萬難を排して是非解決すべきであるとの意見が多數であつた。かくて本案は十二月十二日に上程され、平知事、前川參與の説明があり、谷口（鏡）議員外數氏より痛烈なる質問が出て後、議長指名の七名の特別委員に附託された。會期は追々切迫する、愈々その可否を決すべき日時は來つた。吾が黨議員は支部長の裁斷如何を待つほどに、吾が黨の機關紙たる江州日々新聞は會期満了の十二月十六日の夕刊に「清水支部長は一年延期に裁斷せり」と報するや、俄然吾が黨議員間に一大衝動を興へた。若し支部長の裁斷が江日紙の報するところと一致した場合には、大津市選出議員の信正副議長は非常なる苦境に陥るのみならず、多數議員に動搖を生ずる虞れがある。佐野議長は大にこれを憂へて同夜午後八時俄に吾が黨の議員全部を議長室に招いて各議員の意見を徴した。石田議員は「本問題は當然吾々の責任を以て可否を決すべきものであるが黨の圓滿を圖る爲め支部長に一任せしも一旦これが返戻を求めて各自が充分に意見を交換し賛否を決すべきである」と發議した。各議員もこれに同意し、一同打連れて支部長を支部に訪問しその意を通じた。支部長はこれを諒としたから一同は直ちに縣會議事堂に引揚げ、所屬議員集合して種々改築案を検討し、論議を重ねた結果多少修正を加へて同案賛成に決し、茲にさしも紛糾を極めし同案も政友會支部の結束を破ることなくして解決することゝなつた。然し同夜午後十一時に至

るも特別委員會は審査結了に至らなかつた。依て平知事は府縣制第五十條の規定に従ひ會期延長を行つた。かくて佐野議長は十七日午前零時より會議を開く旨を各議員に通告した。特別委員會は漸く修正可決に決定した。午前二時四十五分に至り本會議は開かれた。富井委員長は「委員會は數回に涉り慎重審議の結果（縣廳舎改築費寄附金）に於て金拾五萬圓を増額し（縣資金運用金）に於て金拾五萬圓を減額しその他は原案を可とするに決した」旨を報告した。佐野議長は採決の結果多數を以て委員長報告通り可決確定した。かくて縣廳舎改築案は吾が黨所屬議員の和協戮力、高邁なる團結精神により縣會を通過し、一大暗礁に乗り上げたかの如き縣政は茲に圓滑に運行進展するを得たのは幸であつた。因に民政黨に於ては同案は所屬議員の自由問題とされ、議員各自の意志によつて可否を決せる爲め、同案は政民兩黨の大多數を以て可決されるに至つたのである。

### 第三項 勸・農兩銀行合併問題

農工銀行は地方の農工業者に對する不動産擔保の金融機關である。勸業銀行も亦同一の目的を以て設立されたものである。只その貸付が大口と小口の差があるのみである。さればこれが合併問題は、去る大正八九年の頃より、大藏當局の慫慂するところとなり、大正九年には隣接の京都農工と勸銀との合併が成立した。従つて本縣の農工銀行に對しても、勸銀よりは合併を慫慂し來つた。



大正十年十一月滋賀農工頭取中小路與平治氏はこれを重役會に謀つた。重役一同は勸銀が如何なる合併條件を提示するか、一應これを打診するの必要ありとし、中小路頭取及び外二三重役を東上せしめた。然るに中小路頭取等は東上して勸銀重役と交渉を開始し、合併の假契約を締結して歸縣し、直ちにこれを重役會を報告した。重役の二三のものは事の意外に驚いて、合併反對の意思を表明したが、多數の重役はその條件に賛成した。依て臨時株主總會を開いてこれを附議するに先だち、一應大株主會を開いてその諒解を求むることゝなつた。その合併條件は左の通りである。

一、滋賀縣農工銀行と勸業銀行との拂込資本金を對等とし、即ち滋賀農工の拂込資本金百貳拾五萬圓に對し勸銀拂込濟のもの百貳拾五萬圓と株主交付金、解散費、退職手當等として金貳拾萬圓を交付する事

大體以上の通りであつた。この案に依ると當時滋賀農工の貳拾圓拂込濟の舊株式一株の時價參拾貳圓、五圓拂込の新株式一株の時價拾參圓との間に、非常なる不均衡を生じ、新株式のみを所有するものには一大損失を免れなかつた。これが抑々この合併に絶對反對を叫ばれた所以である。大體大株主會に於ては四五の反對はあつたが、多數の大株主はこれを承認した。治まらぬのは多數の新株所有者である。而も吾が黨の士に多數の新株所有者があつた。されば大株主會の模様を聞知した新株所有者は、續々吾が黨支部を訪問して井上支部長に詳細報告し、一臂の助力を要請した。井上支

部長は仔細に事の次第を聴取して、這は容易ならずとなし、支部の問題として相當援助すべきを約した。依て直ちに幹部會を開いてこれが對策を協議し、檄を飛ばして一般株主に報告した。一方農銀側は同年十二月十日勸銀との合併を議決すべき臨時株主總會を開催した。合併案の賛否を決すべき委任狀の絶對多數は吾が黨の手に集まつた。當日定刻前井上支部長始め、吾が黨法律顧問森川源吾氏及び黨員山中正吉・西島孫吉・梅井孫三郎の諸氏は、株主として總會に臨んだ。中小路頭取は開會を宣するや、喧噪の内に何事か紙片に書いたものを朗讀して直ちに退席し、何れにか姿を匿くした。居残つた多數の株主は非常に激昂したが、既に重役一同退席後であるから如何ともしがたい。直ちにその場で臨時株主協議會を開いて、井上敬之助氏を座長に推し、種々對策を協議した。一方農銀側は臨時株主總會に於て勸農合併決議の形式を整へ、直ちにその筋へ認可申請の手續を取つた。この事を探知した株主側は山中正吉・西島孫吉・梅井孫三郎の三氏を東上せしめ、合併反對の意思表示をなすと同時に、三氏の名を以て農銀總會無効決議取消の民事訴訟を大津地方裁判所に提出せしめた。農銀側は裁判所の通知に依り原告より供託金參拾萬圓の提供方を裁判所に申請した。裁判所は原告に對し少くとも金五萬圓の供託方を示達された。これが調達中農銀取締役富田八郎氏からも總會無効決議取消の訴訟が提起された。従つて株主側の供託金はその必要なきに至つた。裁判所はこれが審理中に翌大正十二年一月農銀の定時株主總會の時期が來たつた。この總會には役員



改選が行はれることゝなつてゐた。一般株主は又もや續々と委任状を送付し來り、吾が黨の手に絶對多數の委任状が集まつた。この總會の結果如何は縣民の齊しく注視するところとなつた。この形勢を看取して大津市の顔役吉井千代吉氏は、双方の間に仲裁を試み、役員の改選は無條件で、その詮考を知事に一任すべきことを提議した。この提議に對し農銀側も株主側も共に異議がなかつた。吉井氏は双方の同意を得て、知事堀田義次郎氏を訪問し、その詮考方を懇請した。知事はこれを諒承され、農銀總會當日左の諸氏を指名し、出席株主一同も異議がなかつたから、何れも指名の通り當選された。

取締役(頭取)	吉田羊治郎
同	村田虎次郎
同	井狩孫左衛門
同	山中正吉
同	日比久太郎
同	小山義象
同	上原海老四郎
同	塚本源三郎

監査役

同	中野善次郎
同	土田銓良
同	藤野嘉平
同	横關幸吉

(塚本氏は就任を辭退されしに依り次期總會に於て山中利一郎氏その補缺として當選さる)

以上の諸氏はその大部分は政友系の人々である。吉井氏は双方の同意を得て知事に一任した以上は、知事は恐らく双方より半數づゝ詮考さるゝものと考へてゐたらしい。それが全く裏切られたので大に憤慨し、各地から多數の子分を集め、縣廳に對し一大示威運動を開始した。又縣警察部はこれに對し、縣下各地から多數の警官を非常召集して、縣廳を護衛するなど、何時如何なる椿事が發生するやも計りがたく、事態は實に容易ならぬものがあつた。井上支部長はこの形勢を見て深く決するところあり、直ちに吉井氏に會見を申込み、一切の責任を自らが負ふてこれに接衝した。吉井氏大にその俠氣に感じ意全く解けて遂に事なきを得た。世人はこの時の兩氏の會見を男同士の談合と稱へて長く語り傳へたものである。

勸農合併問題は昭和十一年頃又々再燃し、各府縣に逐次行はれ、昭和十二年には餘すところ滋賀農工を始め茨城・神奈川・福島・愛知・岡山の六行となつた。



昭和十二年の夏勸銀側は滋賀農工の頭取猪田岩藏氏に對し、「若し滋賀農工にして勸銀と合併の意思があるならば勸銀は相當有利な條件にて何時にても合併に應ずる用意がある」旨を内通し來り特に野口理事を來縣せしめて種々懇談するところがあつた。猪田頭取は重役會の決議により、二三重役と共に東上して勸銀の合併條件を聴取し、歸縣後數回重役會を開き慎重にその條件を検討し、これならば株主に於ても異議なかるべしと、大株主會、臨時株主總會等順序よく運んで、昭和十三年三月二十八日遂に勸銀との合併を實現するに至つた。その際重役一同に對し勸銀側より交付した解散手當の大部分に等しき金八萬圓を、當時御造營中の近江神宮の外拜殿の建設費（金八萬圓）として重役一同の名を以て進納せしことは、奇特の行爲として大に推稱するに足りる。

#### 第四項 江若鐵道創立に對する利子補給問題

江若鐵道は森正隆知事の主唱により創立されたものである。去る大正六年森正隆氏本縣知事に任ぜられるや、同七年春先づ高島郡に巡視し、同郡が太湖汽船の便に依る外、交通の利便なきに頗る同情し、郡民が鐵道の布設を熱望するの情極めて切なるものあるを看取し、株式會社を組織して鐵道を敷設するの計畫を樹て、當時愛知郡長たりし佐野眞次郎氏を高島郡長に轉任を命じ、専らこれが實現に當らしめた。同年八月佐野氏高島郡に赴任以來、郡内有志と屢々會合し、或は郡民大會を

開いて郡民の總意を聴き、機愈々熟し有志と相携へて知事を訪問し、鐵道の布設に盡力あらんことを懇請した。知事は「湖西に鐵道を布設して交通の利便を開くことは刻下の急務とするところなるも、國有鐵道としてその布設を見るに至らしめんは容易の業にあらず、故にこの際は株式會社を組織し社線として布設する外に途なし、然して當分採算の見込相立たざる會社を組織するについて、沿線のもの克くこの株式に應募するの資力と熱意ありや」との質問に對し、有志一同は必ずこれに應ずべき旨を答へた。知事は更に語を次いで「本問題は獨り高島郡のみに限らず滋賀・大津の兩郡市に關係あり、猶ほ福井縣にも關聯するを以て先づ本縣一市二郡の結束を固め進んで福井縣の沿線町村に交渉する必要あり、而して茲に大に面倒なる問題あり、夫れは大津電車との關係なり、諸君も知らるゝ如く大津電車は濱大津終點（當時は濱大津が終點なりし）より阪本迄路線延長の權利を有し居れり、然るに湖西鐵道の起點は是非共濱大津とし、省線に連絡せしめざればその意義を爲さざるのみならず經濟的にも價値なし、故に政府に鐵道布設免許申請を爲さんとする場合に大津電車の同意がなければ容易に許可せられざるべきを以て、諸君は宜しく一市二郡公益の爲め大津電車の主腦者に對し權利の讓渡を求められたし」とのことに有志一同はこれを諒承した。

爾來高島・滋賀兩郡及び大津有志者の熱心なる運動に依り、大體株式會社設立の目算もついたが、大津電車との交渉は一向要領を得なかつた。



偶々同年十一月通常縣會が開會された。森知事は開會劈頭の施政演說中に湖西鐵道に言及し「本縣湖西の開けざるは交通機關の缺如せるに由るのであります、私は赴任以來深くこれを遺憾とし是非共湖西鐵道の布設を實現し、一は湖西二郡の開発を圖り、一は本縣の福利を増進し、以て國家の進運に資するところあらしめんと考へ、今や着々その準備を進めつゝあるのであります」と述べて、湖西鐵道の計畫のあることを發表した。

同月二十二日土木政策樹立の建議案上程の際吾が黨の山本岩三郎議員は「知事は湖西鐵道の必要を論ぜられた時、大津阪本間は大津電車が既得權を有する爲め故障があると言はれたが、それは如何なることか承りたい」との質問に知事は大津電車に對する一市二郡有志者の權利讓渡に關する交渉の顛末を述べ「大津阪本間に對し大津電車は單に協議すると云ふのであるからその協議がよく行けば宜しいが若し悪く行くとこの湖西鐵道は一頓挫を來さなければならぬやうになるから、縣も會社と一つ談判をして見たいと思ふ」と答へた。かういふ關係から對大津電車問題は縣會の重大問題化し、同月二十六日縣會の秘密會となり、委員七名を擧げて大津電車側に交渉するところがあつたが、相變らず要領を得なかつたので、十二月二日に至り左の建議案及び決議案を吾が黨を始め全議員の連名で提出即日上程可決された。

### 建 議

本縣ノ開發ニ資シ浦鹽トノ交通上兼テ軍事上ノ關係ヨリ湖西ノ地ヲ縦貫スル鐵道ノ敷設ハ縣民ノ熱望ニシテ頗ル緊要ノコトニ屬ス故ニ之ガ速成ニ關シ左記理由ノ主旨ヲ貫徹スルハ本縣ノ公益ヲ増進スルモノナルヲ以テ府縣制第四十四條ニ依リ内務大臣ニ建議シ鐵道院總裁ニ陳情書ヲ提出セントス

### 理 由

湖西地方ニ鐵道ヲ布設スルノ必要ハ敢テ論ヲ俟タズ頃日地方官民謀リテ之ガ企圖ヲ爲シ縣費補給ノ申請ヲ爲ス所アラントシ知事曩ニ本會ノ施設方針ヲ示スニ方リマタ此ノ事ヲ以テシ加フルニ大津電車株式會社ガ近ク敷設ノ意志及能力ナキニ拘ハラズ言フ左右ニ托シテ其ノ有スル大津阪本間ニ於ケル敷設權ノ讓歩ヲ肯ゼザルノミナラズ該鐵道ハ院線ニ連絡スルノ要ヲ認メツ、尙ホ之ヲ疏水北涯ニ止メントスル爲メ該計畫ノ進捗ヲ躊躇セシメタリト公表セリ果シテ然ラバ大津電車株式會社ガ是ニ承諾ヲ與ヘザル限リ縣民ノ宿望ヲ達スル能ハザルハ實ニ縣下ノ公益上頗ル遺憾トスル所ナリ故ニ政府ハ本縣ノ輿論ニ稽ヘ深ク國家ノ利益ニ鑑ミ我縣ノ福利ト我縣ノ輿論ニ相反スル大津電車株式會社ニ對シ東海道線連絡ノ目的ヲ達スル趣旨ニヨリ之ヲ讓歩セシムルノ措置ヲ要請スル爲メ本會ノ決議ヲ以テ内務大臣ニ建議シ及鐵道院總裁ニ陳情セントスル所以ナリ

大正七年十二月二日



提出者 山本岩三郎

外二十六名

滋賀縣會議長 安原仁兵衛 殿

## 決議書

本縣湖西ノ地ヲ縦貫スル鐵道ノ敷設ハ即チ本縣ノ開發ト且ツハ浦鹽トノ交通ヲ容易ナラシメ兼テ軍事上ニ便シ最モ緊要ノモノタリ頃日地方民相謀リテ之ガ企劃ヲナシ縣費補給ノ申請ヲ爲ス所アラントシ知事マタ曩ニ本會ニ其施政ノ方針ヲ示スニ方リ此急切ト併セテ其補給ノ要ヲ説キ加フルニ大津電車株式會社ガ近ク敷設ノ意思及ビ能力ナキニ拘ハラズ言ヲ左右ニ托シテ其有スル大津・阪本間ニ於ケル敷設權ノ讓歩ヲ肯諾セズ且ツ該鐵道ハ院線ニ連絡スル要アルニ尙ホ之ヲ疏水北涯ニ止メシメントスル爲メ其計畫ヲ躊躇セシメタリト公表セリ果シテ然ラバ是レ明カニ大津電車株式會社ハ該鐵道ノ敷設ヲ促進セントスル本縣ノ主旨ニ悖リ縣民ノ輿論ヲ無視シ延テ本縣ノ利益ヲ阻害スルノミナラズ國家ノ福祉ヲ支障セシムルモノト認ム

右決議ス

大正七年十二月二日

提出者 山本岩三郎

外二十六名

右建議案并に決議案に對し猪飼清六氏は委員を代表して大津電車に交渉の顛末を報告し、次で吾が黨の山本岩三郎・西島孫吉・大西平吉の諸氏が交々起つて熱辯を揮ひ全會一致を以て兩案とも可決したのである。

翌十二月三日森知事は左の諮問案を提出し、その理由を説明した後、本案可決後將來二分の補給は參事會の決議に委任せられたき旨を述べた。

## 湖西鐵道ニ對スル縣費補助ノ件諮問

湖西鐵道（東海道線ヨリ滋賀・高島兩郡ヲ經テ福井縣遠敷郡ニ於テ敦鶴線ニ連絡スルモノ）ノ敷設ハ本縣年來ノ宿望ニシテ産業開發上又ハ軍事上最モ必要ナルヲ認ム就テハ相當經營者アル場合ニ於テハ該經營者ニ對シ鐵道營業開始ノ年度ヨリ向フ十ヶ年間毎年建設費ノ二分迄ヲ縣費ヲ以テ補助セントス

右諮問ス

この諮問案は一人の異議者もなく全會一致を以て可決確定せられた。かくて吾が黨を始め全會一致を以て可決確定せられた湖西鐵道に對する縣費の補給は、江若鐵道株式會社の設立を容易ならしめ、鐵道敷設の免許を促進し、多年の滋賀・高島兩郡民の熱願を達成せしめたことは、國家の爲め慶賀に堪へざるところである。



## 第四章 雜 錄

四四四

### 第一節 立憲政友會滋賀縣支部幹部の畧歴

本縣に於ける吾が黨幹部諸氏の略歴は左の通りである。

#### 政黨搖籃時代の先覺者

藤 公 治

安政二年滋賀縣伊香郡古保利村大字東柳野妙覺寺慶殿ノ第二男ニ生レ幼名ヲ兵部ト稱シ長ジテ公治ト改ム 公治性辯才ニ長ジ善ク人ヲ服ス 自ラ鎧衣圓頂ヲ屑シトセズ 髮ヲ蓄ヘ政黨ニ入ル時ニ板垣伯等自由黨ヲ組織シ旌旗太ダ振フ 公治則共ニ盛ニ民權ヲ唱道シ伯・雲・石・長・藝ノ諸州ヲ代表シテ民選議院ノ設置ヲ建白ス 後石州ニ至リ其美濃郡津和野自由黨事務所ニ熱ヲ病ミ、明治十六年十一月歿ス 年二十九 辭世アリ

我れ死して後に自由の花咲かば

世を護る靈に一枝手向けよ

大 島 健 夫

安政三年十月茨城縣西茨城郡笠間町ニ生ル 大津自由黨ヲ組織シ自由民權ノ鼓吹ニ努ム 居ヲ石山村大字鳥居川ニナシ醫ヲ以テ業トシ又教育ニ力ヲ臻シ石山小學校名譽校長ニ推サル 殊ニ地方開發ニ意ヲ注ギ東海道線石山驛設置ニ盡瘁ス 大正四年十月歿ス

酒 井 有

弘化三年六月大津ニ生ル 少壯法律學ヲ修メ代言人試験ニ登第シ大津ニ於テ法律事務ヲ執ル 又夙ニ自由民權ヲ主張シ自由黨ニ加盟シ大島健夫等ト謀ツテ大津自由黨ヲ組織ス 後奈良ニ轉ジ辯護士トシテ令名アリ 明治二十四年一月奈良ニテ歿ス

伏 木 孝 内

安政二年十月滋賀縣東淺井郡田根村ニ生ル 少時江府ニ出デ、劍ヲ榊原健吉ニ學ビ傍ラ國學ヲ修ム 自由黨ノ組織セラレ、ヤ率先コレニ入黨シテ政界ニ馳驅シ板垣伯ノ知遇ヲ受ク 後歸郷シテ自由民權ノ思想ヲ鼓吹シ國會開設ニ際シテ上京シ自由黨本部ニ參畫シテ大イニ黨勢擴張ニ努ム 後再ビ歸郷シ劍道道場ヲ開キ武士道精神ノ養成ニ精勵セシガ後三たび上京シ政界ニ活躍セントシ



ヲ志ヲ得ズ不遇ノウチニ歿ス 時ニ明治四十一年二月

片岡米太郎

嘉永五年二月栗太郎片岡村ニ生レ弱冠ニシテ醫ヲ京都ニ學ビ業成リテ歸郷シ開業ス 常ニ泰西ノ史籍ヲ研究シ自由民權ノ說ヲ唱ヘ夙ニ板垣伯ニ心服シ伯ノ岐阜遭難ヲ聞クヤ患者ヲ捨テ之ニ赴ク 明治十三年國會期成同盟會ヲ起スヤ郷土ノ有志ヲ誘導シテ是ガ請願ニ奔走スル等常ニ湖南自由民權論者ヲ誘掖シタル功績少ナカラズ 明治三十一年十二月病ヲ得テ歿ス 年四十七

村田 豊

明治元年五月滋賀縣東淺井郡竹生村香花寺ニ生ル 慶應義塾大學卒業後星亨氏ニ私淑シ自由民權ノ說ヲ鼓吹ス 大津市ニ於テ湖南日報ヲ發行シ其社長トナル 縣會議員ニ當選後不遇ニ終ル 死歿ノ年月不詳

川村 吉三

嘉永五年九月滋賀縣野洲郡新庄村ニ生ル 少時京都市中沼先生ノ塾ニ入り漢學ヲ修ム 夙ニ自由黨

ニ加盟シ東都ニ出デ、板垣・星・栗原・植木等ノ領袖ト共ニ國事ニ奔走ス 詩文ヲ好クシ天保義民錄ノ著アリ 大正五年十月歿ス

野崎源左衛門

安政五年十二月滋賀縣高島郡西庄村ニ生ル 少時京都市村水香ニ就テ漢學ヲ修ム 聯合戶長・縣會議員ニ舉ゲラル 大正十二年四月歿ス

園田半五郎

文久二年一月滋賀縣蒲生郡武佐村ニ生ル 武佐村長・同村會議員・蒲生郡會議員・滋賀縣會議員・同參事會員ニ舉ゲラル 滋賀無盡株式會社取締役タリ

初代支部長

井上敬之助 從五位勳三等

慶元年三月滋賀縣甲賀郡石部町ニ生ル 村會議員・郡會議員・縣會議員・同參事會員・同議長ニ



舉ゲラル 滋賀縣地方森林會議員・滋賀縣地方衛生會委員・道路會議々員・調停委員等ニ歷任  
衆議院議員五回當選（明治三十五年・同三十六年・大正四年・同六年・同九年・同十三年）立憲  
政友會總務並ニ立憲政友會滋賀縣支部長タリ 昭和二年八月歿ス

### 歴代支部長

吉田羊治郎 正六位勳四等

明治四年二月滋賀縣犬上郡高宮町ニ生ル 大津商業學校卒業 高宮町耕地整理組合長・帝國農會  
議員・滋賀縣農會長ニ舉ゲラル 江若鐵道株式會社監查役・滋賀縣農工銀行取締役頭取ニ就任  
明治四十四年七月高宮町長當選就職 大正四年九月滋賀縣會議員當選 大正六年四月衆議院議員  
當選 大正十四年九月並昭和七年九月貴族院議員多額納稅者議員當選 昭和十四年十一月歿ス

清水銀藏

明治十二年一月滋賀縣野洲郡中里村ニ生ル 東京專門學校卒業 犬養木堂ニ隨ヒ政治ノ門ニ入ル  
政友會滋賀縣支部長・同本部總務ニ舉ゲラル 江州日々新聞社取締役タリ 昭和二年九月井上敬

之助ノ補缺トシテ衆議院議員當選 爾來昭和三年二月・同五年二月・同七年二月總選舉ニ連續當  
選昭和十二年四月選舉半ニ歿ス

富田八郎

明治九年十月滋賀縣阪田郡伊吹村ニ生ル 東京專門學校ニ學ブ 伊香郡會議員・同議長・滋賀縣  
會議員・所得稅調查委員・相續稅審查委員・木之本町長ニ舉ゲラル 又社團法人伊香相救社理事  
社長・木之本製絲株式會社・株式會社滋賀縣農工銀行取締役・同監查役・株式會社江北銀行取締  
役頭取・同滋賀縣合同貯蓄銀行・江州日々新聞社各取締役・財團法人江北圖書館理事・滋賀縣酒  
造組合聯合會長・全國酒造組合中央會評議員・近江信託株式會社監查役トナル 昭和三年二月衆  
議院議員當選

服部岩吉 勳四等

昭和十八年十一月滋賀縣栗太郡金勝村ニ生ル 同村助役・村會議員・村長トナリ滋賀縣會議員ニ  
當選連續三回ニ及ブ 栗太郡自治協會會長・栗太郡農會長・畜產組合聯合會長・滋賀縣町村長會長  
等ニ舉ゲラル 昭和七年二月衆議院議員ニ當選昭和十一年二月・同十二年四月連續當選三回ニ及



ブ昭和十三年一月立憲政友會滋賀縣支部長ニ舉ゲラル 又中村七右衛門氏ノ後ヲ受ケ江州日々新聞社々長トナル

### 歴代常任幹事及筆頭總務

桐畑 捨吉

慶應元年一月大津市ニ生ル 大津市會議員・同參事會員・同水道委員ニ選バル 國勢調査委員・所得調査委員・天孫神社氏子總代ニ舉ゲラル 立憲政友會滋賀縣支部會計幹事トシテ黨務ニ盡瘁ス

田中重太郎

明治六年五月彦根市旗手町ニ生ル 彦根中學校・第一高等學校ヲ經テ東京帝國大學ニ學ブ 大津區裁判所檢事・和歌山地方裁判所判事ニ歴任 後大津市ニ於テ辯護士開業 大津市會議員・同市會議長ニ舉ゲラル 大津瓦斯株式會社取締役社長トナル 立憲政友會滋賀縣支部幹事及江州日々新聞社取締役主幹トシテ黨務ニ盡瘁ス 昭和七年五月歿ス

山本岩三郎

明治十三年六月滋賀縣甲賀郡石部町ニ生ル 栗太郡役所ニ奉職 大正四年及大正十二年ノ二回縣會議員ニ當選 其間立憲政友會支部幹事タリ 江州日々新聞社主幹ニ就任 昭和六年二月歿ス

北村竹次郎

明治四年九月大津市ニ生ル 夙ニ政治ニ志シ立憲自由黨ニ加盟シ滋賀縣支部組織ニ力ヲ致ス ソノ機關紙タル淡海民報・江州新聞社ニ入社シ後滋賀新聞ヲ創立發刊ス 政友會立黨サル、ヤ入りテ滋賀支部事務主任トナル 後政友俱樂部・中正會・縣政革新會・憲政黨支部ニアリシモ憲政黨脱黨後ハ吾ガ黨ト政治行動ヲ共ニス 大津市會議員タルコト大正十四年以來現在ニ至ル

中村七右衛門

明治七年十月滋賀縣野洲郡篠原村ニ生ル 同村助役・村長・縣會議員ニ當選三回・同參事會員ニ選バル 篠原村産業組合長・野洲郡農會長・同畜産組合長ニ舉ゲラル 又近畿バラスト株式會社專務取締役・興業無盡株式會社監查役・江州日々新聞社々長ニ就任 立憲政友會滋賀縣支部常任幹事及筆頭總務トシテ黨務ニ盡瘁ス 昭和十四年二月歿ス



## 信正時治郎

明治元年二月香川縣ニ生レ明治二十三年五月大津市ニ移ル 明治四十年大津市會議員ニ舉ゲラレ爾來引續キ當選 此間名譽職市參事會員及市會議長トシテ市政ニ參與セリ 政友會滋賀縣支部常任幹事 昭和二年十一月歿ス

## 歷代衆議院議員

## 山崎友親

弘化元年正月滋賀縣滋賀郡中庄村ニ生ル 家世々膳所侯ニ仕フ 幼時膳所藩校遵義堂ニ學ビ後京都江戸ニ於テ漢學兵學ヲ學ブ 壯ニシテ王事ニ奔走シ藩主ノ嫌疑ヲ受ケテ岡園ニ繋ガレシコトアリ 維新ニ際シ藩論ヲ決シテ王事ニ勤メシム 膳所藩大目付役・參政ニ舉ゲラル 版籍奉還後膳所藩權大參事タリ 廢藩置縣後官ニ仕ヘテ岐阜縣屬・滋賀縣警部・同栗太郡長・野洲郡長ヲ歴任ス 致仕後自由民權ヲ唱ヘ同志ト共ニ栗太郡ニ湖東俱樂部ヲ設立ス 明治二十三年衆議院議員第一回總選舉ニ當選ス 死歿ノ年月不詳

## 岡田逸治郎

天保十年十二月滋賀縣野洲郡守山町ニ生ル 野洲郡第三區戶長・學區取締兼醫務取締タリ 縣會議員ニ選バル 明治二十七年三月衆議院議員當選 明治四十二年十月歿ス

## 脇坂行三

嘉永二年二月滋賀縣東淺井郡小谷村ニ生ル 漢籍・獨逸學及醫學ヲ修ム 地方衛生會委員・滋賀縣會議員・同常置委員等ニ舉ゲラル 又株式會社滋賀縣農工銀行取締役トナル 明治二十三年第一回衆議院議員選舉後相馬永胤ノ補缺トシテ當選 同二十七年三月第三回總選舉ヨリ第六回總選舉マデ連續四回當選 大正三年九月歿ス

## 片岡久一郎

嘉永六年四月滋賀縣栗太郡常盤村大字片岡ニ生ル 少時京都ニ遊ンデ宮原節庵ニ漢學ヲ學ビ又八幡ノ勤王家西川吉輔ニ國學ヲ學ブ 壯年京都新宮涼閣ニ就テ醫學ヲ修ム 歸郷シテ同村穴村駒井家ニ入籍シ醫業ニ從事シ傍ラ印岐志呂神社祠官タリ 夙ク自由民權ヲ唱ヘ立志社ニ加盟ス 戶長・村長・縣會議員等ニ舉ゲラル 瀬田川洗堰・淀川政修ノ工事完成ニ盡瘁シ琵琶湖氾濫ニ因ル沿湖



民ノ災害除去ニ努ム 明治三十一年三月並同年八月衆議院議員ニ當選二回 明治三十九年十二月歿ス

布施孫一郎

弘化四年十二月滋賀縣伊香郡七郷村ニ生ル 家世々養蠶ヲ業トス 戸長・教導職・學務委員・聯合戸長・村長ニ歷任ス 夙クヨリ蠶業界ニ盡瘁シ近江蠶業義社・養蠶傳習所ヲ興シ滋賀縣蠶糸業取締所頭取等ニ舉ゲラル 實業上ノ功勞ヲ以テ綠綬褒章ヲ賜フ 縣會議員當選 明治三十五年八月衆議院議員當選 明治四十四年三月歿ス

酒井岩造

弘化三年六月大津市ニ生ル 大津市會議員・同參事會員ニ選バル 大津市助役・同市長トナル 臨時事業調査委員ニ舉ゲラル 明治三十六年二月衆議院議員當選 大正四年七月歿ス

吉田虎之助

明治元年八月滋賀縣栗太郡常盤村ニ生ル 同村收入役・村長ニ就職 村會議員・縣會議員當選

明治四十一年五月並同四十五年五月衆議院議員當選 大正二年琵琶湖治水會長ニ就任 大正十一年琵琶湖水産組合長ニ當選 琵琶湖協會評議員・琵琶湖治水會顧問・大日本水産評議員・滋賀縣水産組合顧問等ニ舉ゲラル

村田虎次郎 勳四等

明治二年十一月大津市ニ生ル 明治三十五年四月大津市長ニ舉ゲラル 明治四十一年五月同四十五年五月衆議院議員當選二回 實業界ニ在ッテハ江若鐵道株式會社取締役・滋賀縣農工銀行取締役等ノ職ニ在リ 昭和十七年十一月歿ス

高橋政右衛門

文久元年八月滋賀縣愛知郡日枝村ニ生ル 明治十年東京ニ於テ洋反物卸商ヲ創業ス 明治三十五年日枝村村長當選就職 同三十八年縣會議員當選 同四十一年五月衆議院議員當選 東京吳服商同業組合副組長・東京織物業問屋同業組合理事・日墨興業株式會社社長・東京中央銀行取締役ニ舉ゲラル 昭和二年一月歿ス



## 島田保之助 勳四等

安政五年十月滋賀縣野洲郡中洲村川村家ニ生レ后チ島田家ヲ嗣グ 背水川村吉三八其兄ナリ 少壯夙ニ立憲ノ大義ヲ唱ヘ率先自由黨ニ投ズ 縣會議員當選 明治四十一年五月並大正四年三月衆議院議員ニ當選二回 昭和二年三月歿ス

## 森川源吾

明治九年二月滋賀縣東淺井郡速水村ニ生ル 東京法學院卒業 判檢事試驗辯護士試驗ニ合格シ大津區裁判所檢事代理・大津地方裁判所判事ヲ歴任 後辯護士ノ業務ニ從事シ大津辯護士會會長ニ舉ゲラル 明治四十五年四月衆議院議員當選

## 高井商二 正八位

明治十九年六月滋賀縣蒲生郡日野町ニ生ル 神戸高等商業學校卒業 陸軍三等主計ニ任ゼラル 郡會議員ニ選バル 大正十三年五月衆議院議員當選 昭和六年三月歿ス

## 中村喜平

文久二年九月滋賀縣阪田郡神照村ニ生ル 長濱町長・同町會議員・滋賀縣會議員・長濱絲米取引所理事長・營業稅調查委員ニ選バル 長濱瓦斯會社々長・長濱絲米取引所理事・相談役・審査委員トナル 尙縮緬生絲商ヲ營ム 大正六年四月並同九年五月衆議院議員當選二回 大正十五年八月歿ス

## 吉村鐵之助

安政五年八月大津市ニ生ル 東京商業會議所議員ニ舉ゲラル 日本機械・滿洲製粉・滿洲製糖・帝國製糖・帝國電燈・大日本電球・相模紡績・絹毛紡績各株式會社ノ重役タリ 大正六年四月・同九年五月衆議院議員當選二回 昭和十二年八月歿ス

## 安原仁兵衛

明治七年十月滋賀縣高島郡安曇村ニ生ル 明治法律學校ニ學ブ 村會議員・村長・郡會議員・縣會議員・同議長ニ舉ゲラル 又江若鐵道株式會社專務取締役トナル 大正九年五月並昭和三年二月衆議院議員當選二回 昭和六年八月歿ス



西村伊亮

明治七年二月滋賀縣愛知郡八木莊村ニ生ル 東京法學院卒業米國紐育市ニ遊學ス 大津米穀取引所理事長・大津商業會議所議員・滋賀縣會議員等ニ舉ゲラル 大正九年五月衆議院議員當選

兼松寅太郎

慶應二年十二月滋賀縣犬上郡彦根町ニ生ル 株式會社近江米取引所監査役・同理事・彦根米穀取引所仲買人・長濱製氷冷蔵株式會社々長トナル 大津商業會議所會頭・株式會社近江米取引所理事長・近江絹絲紡績株式會社取締役・近畿バラスト株式會社監査役ニ舉ゲラル 大正十三年五月衆議院議員當選 昭和十六年五月歿ス

藤澤萬九郎

慶應元年十一月滋賀縣東淺井郡竹生村ニ生ル 長濱講習學校卒業 京都草場船山・豊前恒藤敬吉ニ就キ漢學ヲ修ム 村會議員・郡會議員・同議長・縣會議員・同參事會員・同議長ニ舉ゲラル 又近江米取引所理事・長濱稅務署管内所得調査委員・東淺井郡農會副會長・滋賀縣山林會評議員トナル 大正十三年五月衆議院議員當選 大正十五年三月歿ス

仙波久良

明治十六年十二月滋賀縣東淺井郡湯田村ニ生ル 東京高等豫備校及攻玉社工學校ニ學ブ 大連市會議員・同參事會員ニ選バル 在滿洲日本居留民代表トナル 東洋石材工業株式會社專務取締役・日本全國運送同盟會々頭ニ舉ゲラル 昭和七年二月衆議院議員當選

森 幸太郎

明治二十二年七月滋賀縣東淺井郡竹生村ニ生ル 滋賀縣長濱農學校卒業 滋賀縣蠶種同業組合長・大日本蠶絲會特別議員・東淺井郡農會長・同養蠶業組合長・滋賀縣水產組合長・滋賀縣養蠶業組合聯合會副會長・同會長・同漁業組合聯合會會長・全國養蠶業組合聯合會副會長・全國漁業組合聯合會監事・日本蠶絲統制株式會社參與・中央農業協力會評議員・滋賀縣水產組合長等ニ選バル 縣會議員・同參事會員ニ舉ゲラル 昭和十一年二月・同十二年四月衆議院議員當選

### 歷代縣會議長

岡田定治郎

明治七年二月滋賀縣甲賀郡山内村ニ生ル 所得稅調查委員・相續稅審查委員ニ舉ゲラル 滋賀縣



會議員當選二回・同副議長・同議長ニ選バル・昭和七年二月歿ス

四六〇

山中正吉

明治八年七月滋賀縣蒲生郡西大路村ニ生ル 滋賀縣農工銀行取締役頭取トナル 滋賀縣會議員當選三回 同副議長・同議長ニ舉ゲラル 昭和七年二月歿ス

丸橋茂平 勳八等

明治六年九月滋賀縣愛知郡泰川村ニ生ル 泰川村收入役・同助後・同村長・同村會議員・愛知郡會議員・滋賀縣會議員當選四回・同議長ニ選バル 又所得稅調查委員・村・郡・縣農會役員ニ舉ゲラル

佐野眞次郎 正七位勳六等

昭和十年四月滋賀縣東淺井郡小谷村ニ生ル 昭和三十三年滋賀縣東淺井郡書記第一課長 大正五年滋賀縣屬兼通譯 大正六年滋賀縣愛知郡長 同七年同縣高島郡長ニ歷任シ 大正十二年二月退官 同年九月滋賀縣會議員ニ當選 爾來昭和十年九月ノ總選舉マデ連續當選四回ニ及ブ 此間縣

參事會員・都市計畫地方委員・地方森林會議員等ニ舉ゲラル 昭和十年十月滋賀縣會議長ニ當選ス 猶故井上敬之助氏ノ後ヲ受ケテ江州日々新聞社取締役社長トナリ 實業界ニ在ツテハ滋賀縣農工銀行取締役・興業無盡株式會社取締役トナリ 現在財團法人昭和興農會理事長ノ職ニ在リ

### 歴代縣會副議長

上原海老四郎

明治十一年九月滋賀縣高島郡饗庭村ニ生ル 饗庭村々長・高島郡會議員・滋賀縣會議員當選二回 高島銀行取締役・滋賀縣農工銀行取締役・滋賀合同貯蓄銀行取締役・百卅三銀行取締役・滋賀銀行取締役・近江信託常務取締役・近江信託社長トナル 昭和十三年二月歿ス

堀田圭三 正八位勳六等

明治十四年三月滋賀縣阪田郡大原村ニ生ル 金澤醫學專門學校卒業 陸軍三等軍醫タリ 村會議員・縣會議員當選三回・同副議長ニ舉ゲラル 昭和二年九月歿ス

林甚吉 從七位勳六等



明治十一年十一月滋賀縣甲賀郡石部町ニ生ル 陸軍二等軍醫・石部町助役・同町長・甲賀郡會議員・滋賀縣會議員當選二回・同副議長ニ選バル 大阪稅務監督局審査委員ニ舉ゲラル

前田 節 從七位勳六等

明治十三年二月滋賀縣高島郡大溝町ニ生ル 京都府立醫學學校卒業陸軍二等軍醫タリ 大溝町長・滋賀縣會議員當選四回 同副議長・同議長ニ舉ゲラル

信 正義 雄

明治三十年八月奈良縣宇智郡宇智村ニ生ル 長シテ大津市信正時治郎家ニ入ル 關西大學卒業辯護士ノ業務ニ從事ス 大津市會議員・同議長・滋賀縣會議員當選三回・同副議長ニ選バル 大津地方裁判所所屬辯護士會長ニ舉ゲラル 昭和十七年來議院議員當選

### 大津市

藤澤半四郎

明治十年一月滋賀縣滋賀郡石山村ニ生ル 同村々會議員・滋賀郡會議員ニ舉ゲラル 大津酒造組合長・滋賀縣酒造聯合會副長ニ選バル

本庄新兵衛

明治二年九月大津市柳町ニ生ル 大津市會議員ニ選バル 大津海陸物產株式會社監查役・同取締役トナル 昭和十七年二月歿ス

### 滋賀郡

猪飼清六

明治十一年四月滋賀縣滋賀郡伊香立村ニ生ル 東京專門學校ニ學ブ 伊香立村長・滋賀縣會議員ニ當選ス 滋賀縣地方森林會議員・滋賀縣地方物價委員會委員・滋賀縣農地委員會委員・滋賀縣價格形成地方委員會委員・滋賀縣農地委員會委員ニ任命サル 又滋賀縣產業組合聯合會會長・滋賀縣農業倉庫協會副會長・產業組合中央會滋賀支會副會長・產業組合中央金庫評議員等ニ舉ゲラル 又株式會社滋賀縣農工銀行監查役・江若鐵道株式會社取締役ニ選バル 綠綬功勞章並ニ紅綬功勞



章ヲ拜受ス

四六四

植平彌兵衛

明治九年十一月滋賀縣滋賀郡雄琴村ニ生ル 滋賀縣師範學校講習科ヲ修了シ小學校ニ奉職ス 雄琴村會議員・同村長・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 雄琴村農會長・滋賀郡農會長・滋賀郡畜産組合長・滋賀郡家畜保險組合長・滋賀縣畜産組合聯合會副會長等ニ舉ゲラル 又興業無盡株式會社取締役トナル

竹端 忠 七

明治七年一月滋賀縣滋賀郡堅田町ニ生ル 堅田町會議員・滋賀郡會議員・堅田町長ニ選バル 所得稅調查委員・堅田町産業組合長ニ舉ゲラル 昭和九年十二月歿ス

安孫子熊次郎

明治六年十月滋賀縣滋賀郡小松村ニ生ル 同村會議員・縣會議員・同參事會員・郡會議員・同議長・小松村長ニ選バル 又近江水産會社取締役・高島銀行取締役・華實無盡株式會社取締役トナル

又所得稅調查委員・地方森林會議員ニ舉ゲラル 昭和十二年二月歿ス

北村清一郎

明治二十六年十一月滋賀縣滋賀郡堅田町ニ生ル 縣立膳所中學ヲ經テ第三高等學校ニ學ブ 堅田町會議員・滋賀縣會議員當選 堅田町信用販賣購買組合長・堅田町農會長・滋賀縣農會議員ニ舉ゲラル 又所得稅調查委員・土地價格調查員・滋賀縣農工銀行監查役トナル

北村又三郎

明治四年十二月滋賀郡堅田町ニ生ル 滋賀縣立師範學校卒業後教職ニ就キ各學校ヲ經テ堅田尋常高等小學校長トナリ退職後堅田町會議員・堅田町長・近江米同業組合議員・同評議員ニ當選 昭和七年四月縣會議員補缺選舉ニ當選 昭和十年九月 在職中昭和十一年八月歿ス

三津川好照

明治二十三年二月滋賀縣滋賀郡阪本村ニ生ル 岡山第六高等學校ヲ經テ東京帝國大學法科大學ニ學ブ 阪本村長・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 又滋賀郡町村長會滋賀縣統制委員會委員・大政翼賛會滋賀郡支部長ニ舉ゲラル

四六五



栗 太 郡

高野又四郎

明治六年五月滋賀縣栗太郡瀬田村ニ生ル 初期代議士山崎友親ニ師事シ夙ク自由黨ニ加盟ス 爾來地方ニ在テ憲政發達ノタメニ奔走盡力ス

谷 口 篤 治

明治十二年五月滋賀縣甲賀郡宮村ニ生レ 栗太郡草津町谷口家ニ入家シ醫業ニ從事ス 大正十二年九月縣會議員ニ舉ゲラル 昭和二年九月歿ス

井 口 吉 宗

安政三年九月滋賀縣栗太郡部田村ニ生ル 部田村戸長・志津村會議員・同村長・栗太郡會議員・滋賀縣會議員ニ選バル 又栗太郡農會長・近江米同業組合志津村支部長等ニ舉ゲラル 明治三十七年十二月歿ス

園 田 喜 三 郎

嘉永四年十二月滋賀縣栗太郡葉山村ニ生レ園田家ヲ嗣グ 同郡出庭村戸長・滋賀縣會議員ニ選バル 明治二十八年七月歿ス

本郷菊太郎 勳七等

明治七年一月滋賀縣栗太郡瀬田村ニ生ル 瀬田村會議員・同助役・同村長・栗太郡會議員・同副議長・滋賀縣會議員・同參事會員・瀬田町長ニ當選 瀬田村農會長・瀬田町森林組合長・栗太郡自治協會長等ニ舉ゲラル 又株式會社滋賀縣農工銀行監查役・滋賀縣地方森林會議員トナル 昭和十二年十一月歿ス

相井儀三郎

明治二十年九月滋賀縣栗太郡下田上村ニ生ル 同村收入役・助役・村長・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 栗太郡農會議員・帝國農會議員・滋賀縣農會副會長・滋賀縣茶業組合長等ニ舉ゲラル

奥村和三郎



明治二十八年三月滋賀縣栗太郡葉山村ニ生ル 葉山村會議員・同村長・滋賀縣會議員・同參事會  
員ニ當選 葉山村農會長・滋賀縣產業組合金融統制團理事ニ舉ゲラル 又大政翼賛會栗太郡支部  
長・同縣協力會議員・同縣支部常任參與トナル

野 洲 郡

杉本理三郎

安政五年三月滋賀縣郎洲郡河西村ニ生ル 夙ク自由黨ニ加盟シ藩閥打倒民權擴張ノタメニ活躍ス  
同村會議員・同村長・縣會議員・同村產業組合長等ニ舉ゲラル 大正十三年十一月歿ス

津田善右衛門

明治四年六月滋賀縣野洲郡河西村ニ生ル 同村會議員・所得稅調查委員・土地賃貸價格調查委員  
會長・家屋賃貸價格調查委員會長等ニ舉ゲラレ現ニ河西村長・同村農會長タリ

田中兵治郎

嘉永五年五月野洲郡河西村荒見ニ生ル 村會議員・村農會頭・米同組合委員・野洲郡農會創立委  
員・河西村長・其他各種委員ニ舉ゲラル 明治三十二年縣會議員ニ當選ス 夙ニ板垣伯ノ自由民  
權論ニ心服シ同伯ノ機關新聞發刊ニ當リテハ多大ノ出資ヲナス等盡瘁スルトコロ少ナカラズ 明  
治三十二年十二月縣會議員在職中ニ歿ス

河原伊三郎

明治三十三年二月滋賀縣野洲郡速野村ニ生ル 同村會議員・滋賀縣會議員ニ選バル 東洲本農事  
實行組合長・速野村產業組合長等ニ舉ゲラル 滋賀合同自動車株式會社々長タリ

川村藤市郎

明治七年十二月滋賀縣野洲郡中洲村ニ生ル 同村會議員・同助役・同村長ニ舉ゲラル 大正四年  
七月歿ス

藤田音七

明治十二年十一月滋賀縣野洲郡玉津村ニ生ル 玉津村會議員・野洲郡會議員・滋賀縣會議員・玉  
津村長ニ選バル 又所得稅調查委員・野洲郡養蠶組合長・同畜產組合長・同農會長タリ



岩田重吉

安政六年十月京都ニ生レ幼ニシテ滋賀縣野洲郡祇王村岩田家ノ嗣子トナル 同村會議員・同村長・野洲郡會議員・同議長・滋賀縣會議員ニ舉ゲラル 又祇王村農會々頭・野洲郡農會議員・滋賀縣農會議員トナル 大正五年十二月歿ス

阪口重太郎

明治三年三月滋賀縣野洲郡三上村ニ生ル 三上村會議員・野洲郡會議員・同副議長・三上村長・滋賀縣會議員ニ舉ゲラル 昭和十年十月歿ス

### 甲賀郡

神崎祐吉 勳七等

慶應三年六月滋賀縣甲賀郡信樂村ニ生ル 長野助役・同村長・同村會議員・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 又多年信樂陶器同業組合長トシテ製品ノ改良・販路ノ開拓ニ努力ヲ傾倒ス 昭和三年三月歿ス

池村茂右衛門 勳七等

慶應三年八月滋賀縣甲賀郡北柚村ニ生ル 同村助役・同村長縣會議員ニ選バル 又甲賀郡農會副會長・甲賀郡畜産組合長・北柚信用組合長タリ 大正十五年十二月歿ス

富山和三郎

明治十三年十月滋賀縣甲賀郡油日村ニ生ル 油日村會議員・同助役・同村長・滋賀縣會議員・同參事會員ニ舉ゲラル 又油日村信用組合長・同農會評議員・甲賀郡農會評議員・滋賀縣地方森林會議員ニ選バル

田代繁吉

明治五年八月滋賀縣甲賀郡柏木村ニ生ル 滋賀縣師範學校卒業 甲賀郡伴谷尋常小學校長ニ補セラル 柏木村長・同村會議員ニ選バル 又柏木村農會會長・甲賀郡農會議員・同評議員・滋賀縣農會議員・同評議員・近江米同業組合議員・同評議員等ニ舉ゲラル

井上昇



滋賀縣甲賀郡石部町ニ生ル 初代支部長井上敬之助長男 石部町長トナリ滋賀縣會議員ニ當選三回ニ及ブ

蒲生郡

吉田源平

明治九年九月蒲生郡日野町大字村井ニ生ル 蒲生郡會議員・近江日野賣藥業組合長・日野町長・日野町農會長・滋賀縣製藥業株式會社々長 昭和六年九月縣會議員ニ當選一回

橋田治右衛門

明治十三年九月蒲生郡日野町大字水尾ニ生ル 日野町會議員其他地方公共ノ爲メニ盡瘁ス 昭和二年六月縣會議員當選一回

西村市良右衛門

安政二年三月滋賀縣蒲生郡日野町ニ生ル 日野町會議員・滋賀縣會議員・日野町農會長・近江米

同組合評議員等ニ舉ゲラル 又常ニ地方公共事業ニ盡瘁シツノ功績顯著ナリ 大正十三年三月歿ス

竹村善平

明治三年五月滋賀縣蒲生郡朝日野村ニ生ル 同村會議員・蒲生郡會議員・朝日野村長・滋賀縣會議員ニ舉ゲラル 又蒲生銀行監查役・天橋立鋼索鐵道株式會社取締役ニ選バル 昭和九年十二月歿ス

岩越彌市郎

明治十四年三月滋賀縣蒲生郡武佐村ニ生ル 武佐村會議員・同村長・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 又武佐村農會長・蒲生郡農會長・滋賀縣農會議員ニ舉ゲラル 又滋賀縣耕地協會副會長トナル

梅井孫三郎 勳七等

明治十四年六月滋賀縣蒲生郡安土村ニ生ル 蒲生郡會議員・安土村會議員・同村長・滋賀縣會議



員・同參事會員ニ選バル 又滋賀縣地方森林會議員ヲ命ゼラル 又琵琶湖治水會長・安土信用組  
合長・蒲神醬油工業組合理事長・滋賀縣醬油統制株式會社取締役ニ舉ゲラル

横山増右衛門

明治二十一年三月滋賀縣蒲生郡東櫻谷村ニ生ル 東櫻谷村助役・同村長・滋賀縣會議員ニ選バル  
又蒲生郡農會長・同養蠶組合長・同畜産組合副組合長・同自治協會副會長等ニ舉ゲラル 大政翼  
賛會蒲生郡支部長ヲ委囑サル マタ綿向自動車株式會社取締役・滋賀縣木材株式會社監査役タリ  
昭和十八年九月歿ス

久郷庄藏

明治十六年四月滋賀縣野洲郡祇王村ニ生レ長ジテ蒲生郡金田村久郷家ニ入家ス 滋賀縣師範學校  
及ビ東洋大學ニ學ブ 野洲小學校長及ビ中里小學校長ニ歷任ス 後教育界ヲ去リテ金田村長・滋  
賀縣會議員ニ選バル 又金田村信用組合長・近江米同業組合長ニ舉ゲラル 昭和十四年秋歿ス

神 崎 郡

猪田岩藏

明治七年一月神崎郡北五個莊村ニ生ル 同村會議員・同村長・所得稅調查委員・縣農會議員・滋  
賀縣會議員等ニ選バル 又滋賀縣農工銀行取締役頭取ニ舉ゲラル 昭和十七年一月歿ス

古川左近

明治十年二月滋賀縣神崎郡南五個莊村ニ生ル 神崎郡會議員・同議長・滋賀縣會議員ニ當選 産  
業組合神崎郡部會長・滋賀縣信用販賣購買利用組合聯合會理事等ニ舉ゲラル 又大政翼賛會神崎  
郡支部長タリ

本多嘉兵衛

嘉永年間滋賀縣神崎郡御園村ニ生ル 神崎郡會議員・御園村長・滋賀縣會議員ニ選バル 又神崎  
郡聯合教育會長・神崎愛知蠶絲組合長・近江米同業組合評議員・滋賀縣農會代表者ニ舉ゲラル  
明治四十二年十二月歿ス

愛 知 郡



森野正

明治十三年四月滋賀縣愛知郡愛知川町ニ生ル 同町會議員・滋賀縣會議員ニ選バル 又愛知郡農會長・愛知川町農會長ニ舉ゲラル 又自治協會長トナル 昭和十四年一月歿ス

河合米藏

明治十二年八月滋賀縣愛知郡葉枝見村ニ生ル 同村助役・同村會議員・同村長・滋賀縣會議員信用組合長等ニ舉ゲラル

### 彦根市

小林郁

明治二十一年七月滋賀縣犬上郡高宮町ニ生ル 京都帝國大學醫學部卒業 彦根町會議員・滋賀縣會議員・彦根市會議員・同副議長ニ舉ゲラル 彦根市犬上郡醫師會長タリ 大政翼賛會彦根市常務委員トナル

渡邊九一郎

慶應二年滋賀縣犬上郡彦根町ニ生ル 專修大學卒業 彦根町長・滋賀縣會議員ニ舉ゲラル 昭和十六年一月歿ス

### 犬上郡

若林乙吉

明治五年五月滋賀縣犬上郡河瀬村ニ生ル 同村長・滋賀縣會議員當選 蠶絲業同業組合中央會議員トナリ同中央會ヨリ蠶絲業視察ヲ囑託セラレ歐米及ビ支那ニ漫遊ス 滋賀縣輸出蠶絲同業組合長・滋賀縣蠶絲業組合長・全國製絲業組合聯合會議員・同評議員・日本中央蠶絲會議員・同評議員ニ舉ゲラル 又若林製絲紡績株式會社取締役社長・東亞金屬工業株式會社監查役・滋賀縣木材株式會社取締役・滋賀縣農工銀行取締役タリ

中村吉次郎

明治元年九月滋賀縣犬上郡高宮町ニ生ル 高宮村會議員・犬上郡會議員・高宮町長ニ選バル 犬上郡農會長・高宮產業組合理事長・土地貸賃價格調査委員會會長タリ



村岸 峯 吉

明治十五年四月滋賀縣犬上郡豐鄉村ニ生ル 同村會議員・同村長・滋賀縣會議員ニ當選 又彦根市犬上郡町村營林組合會議員タリ

四七八

### 長濱市

松田 與 吉 勳八等

慶應三年十二月滋賀縣阪田郡北郷里村ニ生ル 東京專修學校ヲ卒業 村會議員・郡會議員・村長トシテ地方自治ニ貢獻ス 殊ニ觀音坂隧道開鑿ヲ發起シソノ期成同盟會長トシテ活躍セリ 又近江ウエルベツト株式會社ヲ創設シテソノ社長タリ 昭和二年二月歿ス

横田 立 次 郎

明治九年二月滋賀縣阪田郡長濱町ニ生ル 滋賀縣立商業學校ヲ卒業ス 長濱町會議員・同町長・滋賀縣會議員・所得調査委員等ニ舉ゲラル

### 阪田郡

堀田 三 省

嘉永三年三月滋賀縣東淺井郡大鄉村ニ生ル 幼少ニシテ堀田家ノ養嗣子トナル 筑前ノ碩儒廣瀬淡窓ノ門ニ入り漢學數學ヲ學ビ後更ニ長崎ニ遊ンデ醫學ヲ修メ郷里ニ歸リ醫院ヲ開ク 村會議員・郡會議員・縣會議員ニ舉ゲラル地方自治ニ貢獻ス 長兄中島俊三ハ實家ヲ相續シ次兄脇坂行三ハ同郡小谷村ノ脇坂家ニ入り兄弟三人肩ヲ並ベテ縣會議員タルハ世人ノ注目ヲ惹キタリ 大正八年二月歿ス

常喜 榮 太郎

明治七年十月滋賀縣阪田郡東黒田村ニ生ル 東黒田村會議員・同村長・阪田郡會議員・滋賀縣會議員ニ選バル 滋賀縣醫師會代議員・阪田郡校醫會副會長タリ

野一色 幸 治 勳八等

四七九



明治八年六月滋賀縣阪田郡大原村ニ生ル 夙ニ身ヲ教育界ニ投ジ同郡春照・大原・東黒田・東・長濱等各小學校訓導若クハ訓導兼校長ヲ歴任ス 後村會議員・大原村長・縣會議員ニ舉ゲラル

三原 佐 八

明治元年滋賀縣阪田郡大原村ニ生ル 明治三十年來連續村會議員ニ當選勤績 ソノ間ニ村長ニ當選スル三回

大橋 彦 六

明治十六年三月滋賀縣阪田郡大原村ニ生ル 夙ニ地方自治ニ參畫シ選バレテ區長・村會議員・學務委員等ノ公職ニ就ク 觀音坂隧道ノ企畫事業ノ促進等ニ盡瘁シ功績多シ

高森 慶 多郎

明治五年二月滋賀縣阪田郡東黒田村ニ生ル 少壯ニシテ區長・學務委員・村會議員・村長・郡會議員・郡農會議員等ニ選任セラレ地方自治ニ貢獻ス 又横山隧道ノ開鑿ニハ地方委員長トシテ東奔西走シ遂ニ目的ヲ達セシモ業半バニシテ大正九年四月歿ス

東 淺 井 郡

伊 藤 之 朗

萬延元年二月滋賀縣東淺井郡上草野村ニ生ル 彦根藩士外村省吾ニ就イテ漢學及ビ國史ヲ學ブ 上草野村長・東淺井郡會議員・滋賀縣會議員・同參事會員ニ舉ゲラル

寺 澤 原 二

明治三年十一月滋賀縣東淺井郡竹生村ニ生ル 區長・村會議員等ニ選任セラル 大正十二年十月歿ス

藤 澤 三 藏 (舊姓若林)

明治元年八十滋賀縣東淺井郡竹生村ニ生ル 夙ニ自由黨ニ屬シ民權擴張ニ努力ス 大正十三年二月歿ス



小山 義象

元治元年三月滋賀縣東淺井郡湯田村大路ニ生ル 夙ニ政事ニ奔走シ自由黨ニ加盟ス 縣會議員ニ選バル 滋賀縣農工銀行取締役ニ舉ゲラル 昭和十三年三月歿ス

柴辻 貞次郎

明治四年十月滋賀縣東淺井郡速水村ニ生ル 郡會議員・村長・縣會議員ニ選バル 又信用組合長・産業組合長・近江米同組合長ニ舉ゲラル 昭和七年一月歿ス

中島 俊造

安政三年三月東淺井郡大郷村ニ生ル 世々醫ヲ業トス 府縣制改正前縣會議員ニ當選二回 當時實弟脇坂行三・堀田三省ト共ニ肩ヲ並ベテ縣會議員トナリ注目ヲ惹キタリ 明治四十三年五月歿ス

西島 孫吉

明治十年十月東淺井郡大郷村ニ生ル 米國ニ留學シ歸國後東淺井郡會議員ニ當選 大正四年九月

縣會議員ニ二回當選 昭和二年九月歿ス

伊 香 郡

村井 丑之亟

明治六年十一月滋賀縣伊香郡南富永村ニ生ル 少壯ニシテ村田・藤田・小川ノ諸氏ト共ニ大井憲太郎ノ門ニ出入シテ大イニ自由主義ヲ鼓吹ス 後東京ニ遊學シ生立塾ニ漢學ヲ更ニ法學院ニ法律ヲ修ム 歸郷後縣會議員・同參事會員・地方森林會議員ニ選任サル 後更ニ清國上海東亞同文書院ニ學ビ又北米合衆國ニ經濟學研究ノタメニ留學滯米七年 歸朝後北海道開拓ノタメニ渡道シ北見國紋別郡ニ農場ヲ經營シ 又天塩國上川郡名寄町ニ移リテ各種ノ事業ヲ興シ同町名譽町長・同町長ニ舉ゲラル 北海水電株式會社事務取締役・北名新聞社々長・合資會社菱共運送店・菱共倉庫代表社員等トナル 昭和二年二月歿ス

兩 森 九 郎

安政五年十二月滋賀縣伊香郡七郷村ニ生ル 同村會議員・同助役・同村長・滋賀縣會議員ニ選バ



ル 又滋賀縣米質改良組合取締役・七郷村農會長・伊香郡農會副會長等ニ舉ゲラル 大正十四年十二月歿ス

四八四

清水與治郎

文久三年六月滋賀縣伊香郡永原村ニ生ル 永原村會議員・伊香郡會議員・同參事會員・永原村長等ニ舉ゲラル 昭和六年三月歿ス

東野佐治郎

明治八年十一月滋賀縣伊香郡余吳村ニ生ル 同村會議員・同村長・伊香郡會議員・滋賀縣會議員ニ選バル 又余吳村農會議員・伊香郡農會議員・同副會長ニ舉ゲラル 昭和十六年十二月歿ス

谷口久次郎

明治十九年六月滋賀縣伊香郡水原村ニ生ル 同村會議員・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 又永原村產業組合長・產業組合中央會滋賀支部常任理事副會長・滋賀縣產業組合聯合會副會長・伊香郡農會長・同養蠶業組合長・同畜産組合長等ニ舉ゲラル 大政翼賛會滋賀縣支部常務委員タ

## 高 島 郡

石田與太郎

明治五年十一月滋賀縣高島郡今津町ニ生ル 今津村會議員・同村長・今津町長・同町會議員・高島郡會議員・滋賀縣會議員・同參事會員ニ再三選バル 又高島郡畜産組合長・滋賀縣地方森林會議員・中央畜産會評議員・畜産組合滋賀縣聯合會長・高島郡農會長・滋賀縣農會副會長等ニ舉ゲラル各種委員ニ選任サル 又大政翼賛會高島支部長ニ推薦サル

井花伊右衛門

明治二十二年十二月滋賀縣高島郡海津村ニ生ル 大阪成器商業學校卒業 海津村長・同村會議員・滋賀縣會議員・同參事會員ニ選バル 海津村農會長・海津村漁業協同組合長・高島郡農會副會長・地方森林會議員・滋賀山林會評議員・滋賀縣石灰工業組合理事長・工業組合中央會滋賀縣支部副會長・滋賀縣水産組合副會長等ニ選任サル 又株式會社滋賀縣農工銀行監查役・太湖運輸株式會社取締役・興業無盡株式會社取締役等ニ舉ゲラル 海津村農地委員等各種委員ヲ命ゼラル

四八五



第二節 歴代重なる黨員の氏名

本縣に於ける歴代重なる黨員の氏名は左の通りである。是等の人士は憲政の爲め將た地方自治の爲め、貢献せられたる功績は顯著なるものがあるが、一々これを採録するに遑がないから、その氏名のみを録して永遠にこれを傳ふることとする。猶ほこの以外にも隠れたる功勞者が多數ある見込であるが、資料が得られなかつたから總てこれを逸したことは、甚だ遺憾とするところである。

大津市

- |        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 谷口賢治郎  | 上田五一郎  | 梅田音次郎 | 松里房太郎 |
| 村田六之助  | 平岡小まさ  | 田中郁太郎 | 久保久吉  |
| 藤堂太左衛門 | 眞田武左衛門 | 牧野善之助 | 上野周吉  |
| 北川清五郎  | 竹本直吉   | 鶴飼新七  | 若代久太郎 |
| 奥村佐次郎  | 山田捨次郎  | 宮角太郎吉 | 馬杉庄平  |
| 竹花正治   | 松村賢藏   | 田原捨吉  | 鹿山虎藏  |
| 横川虎之助  | 伊藤安次郎  | 田中謙三  | 植村新四郎 |

- |        |        |       |        |
|--------|--------|-------|--------|
| 松宮龜次郎  | 芝田善助   | 榊田彦次郎 | 梅原藤吉   |
| 八田利三   | 岩波小左衛門 | 岩波正造  | 上田音右衛門 |
| 池田仙右衛門 | 岡本音次郎  | 中野庄藏  | 中野治兵衛  |
| 山田萬吉   | 田中駒市   | 福井定治郎 |        |

滋賀郡

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 紀戸彌市   | 伊藤軍太郎  | 安孫子熊治郎 | 北村清    |
| 安孫子和一郎 | 小村孫右衛門 | 景山松樹   | 杉本與三郎  |
| 馬場清太郎  | 鍵五郎左衛門 | 橋詰吉次郎  | 山口俊三   |
| 山本茂    | 岡崎與惣吉  | 中井善太郎  | 原田庄右衛門 |
| 木原喜久藏  | 宮上小五郎  | 山本忠八   | 濱本龜次郎  |
| 藤野奎之助  | 寺田喜一郎  | 唐木仁之助  | 小野耕四郎  |
| 桑野七次郎  |        |        |        |

栗太郡



春日淳三郎	中野傳助	鶴飼退藏	元持大造
杉江孝房	横江棟麻呂	磯田清右衛門	安土彌吉
宇野善次郎	竹川萬太郎	田中新次	井上武右衛門
横山安藏	成子作三	今村幾太郎	三好勝太郎
加藤元太郎	園田三郎	安井庄四郎	今井與三郎
奥村善次郎	中村九市郎	小笹長兵衛	永元善三郎
北村清雄	奥村利一	若林多一郎	稻田忠九郎
山中惣太郎	里内孫四郎	津田願成	木村由太郎
北川吉郎平	服部岩雄	青地重次郎	松田權次
小幡彌三郎	里内新助	山中源之丞	中野喜一郎
藤田善司	佐倉利喜松	山中彖次郎	上野完次郎
山本榮次郎	井上歡三	駒井彌平	柴田末次郎
野洲郡	萩原宗吉	増田龍太郎	樋上泰一郎
千代平藏			

西村市藏	田中豊吉郎	吉川次良左衛門	杉本理三郎
橋本文藏	岩井半四郎	新清四郎	島田清市
小森新太郎	大西鐵次郎	三品利兵衛	中井述次郎
西井彌壽郎	北脇作次郎	高崎爲藏	齋藤傳吉
今川義一	今井熊五郎	南瀬三	杉本勉
杉江平吉	中井藤造	生田與作	森田安次郎
川島晴吉	岩田榮太郎	長谷川鶴松	繁本庄吉郎
下村龜次郎	津田恭太郎	堀江宇三郎	奥村善太郎
小山勝四郎			

甲賀郡

中井清吉	望月龜吉	立川伊與助	岡崎安吉
小島元雄	奥田次郎	竹内善之助	山本角太郎
山崎孫一郎	神崎謙三	高井源右門	山川三治
中村五一郎	中森武助	谷川藤造	増井宗治



平井彦太郎  
中村正平  
木下清兵衛  
高井孝太郎  
大谷政次郎  
加藤辰之助  
平田義太郎  
谷口兵造  
中西喜三郎  
倉田安治郎  
太田幾太郎  
吉川善兵衛  
山崎吉兵衛  
勝村德治郎  
谷伊三郎  
植西源八  
中森作藏  
菊田宗吉  
黑川八右衛門  
岡本吉左衛門  
岡村政太郎  
谷村八右衛門  
宇田和三郎  
北崎鑛太郎

蒲生郡

野田東三郎  
增田長次郎  
岡崎芳太郎  
矢野諄亮  
門阪善藏  
西岡半右衛門  
瀨川仙藏  
奧井柳吉  
竹村竹次郎  
東野春造  
安井伊藏  
小梶甚三郎  
田原權平  
久田榮吉  
小林鐵次郎  
市岡榮次郎  
蜂谷良祐  
赤尾德治  
高階研治郎  
入山直次郎  
奧野文之助  
塚本猪五郎  
三浦清一  
曾羽秀三郎  
小谷榮吉  
福永忠兵衛  
中西長次郎  
野田幾太郎

神崎郡

駒井九藏  
橋本好太郎  
中川清五郎

河村平兵衛  
八木恒  
日根野鶴吉  
河部喜兵衛  
安村七左衛門  
小島彌助  
小寺半治郎  
松村又次郎  
山本武夫  
富田太七  
北川吉造  
中村正夫  
小南治三郎  
村川市五郎  
竹原政吉  
田井中一藏  
中野傳藏  
片宿善十郎  
小西孝太郎  
西村龜次郎  
中村勘助  
林茂助  
今堀丈右衛門  
西川權右衛門  
竹原政兵衛  
德永源三郎

愛知郡

藤田次郎右衛門  
小椋仙彌  
廣田惣次郎  
小堀源之助  
杉山龜五郎  
高橋嘉十郎  
梅原五郎兵衛  
小林重次郎  
生駒善介  
堀口源平  
藤野嘉平  
大橋太郎兵衛



前川岩次郎  
岡村多内  
山田稔  
山本種次郎  
鯉江利右衛門

彦根市

松居六三郎  
伊藤喜三郎  
北村惣六  
加納基  
安居喜造  
中村一藏  
小菅伊藏  
大村清五郎  
夏川熊次郎  
戸崎甚藏  
田原辰藏  
正村達次郎  
原甲次郎  
前川五兵衛  
長阪寛二

犬上郡

青山又次郎  
林秀三郎  
筒井庄太郎  
上田末吉  
西山新右衛門  
土田卯之助  
馬場完道  
田中淺次郎  
上田喜代松  
音瀬卯平  
中村和平  
谷鎌次郎  
高橋甚之丞  
西村淺右衛門  
山本宇三郎  
上田米吉  
坂上治助  
中島民次郎

長濱市

大浦貞治郎  
河路豊吉  
荒田伊三郎  
大橋孫二郎  
下阪伊織  
木下喜代藏  
日比久太郎  
松田永吉  
國友九重郎  
山根實一  
垣見文平  
木村善之助  
辻村省吾  
千田宇三郎  
木村眞造  
一居利七  
青木新七  
山口三治郎  
金子悦  
川崎長平  
鳥井正章  
松宮資弼  
木下順三  
吉田時太郎

阪田郡

山根左太郎  
瀧澤久米藏  
樋口孝次郎  
藤井傳吉  
澤村常太郎  
箕浦相教  
松井忠造  
大馬孫作  
北澤清七  
田中呈司  
北村順三  
菅居又治  
松田仲之進  
河地喜三  
樋口鶴治  
山中眞造  
川村與平  
松田重太郎  
山根敏三  
中川増太郎  
山中早之助  
田中新八  
宮川眞造  
岡島彌左衛門



吉村平造 藤田外一 神戶長治郎 野村敬吉  
 中川光雄 堀田辰次郎 田中彌左衛門 福永惣登市  
 藤本孫三郎 藤田外次郎 川口佐八 森源吾

東淺井郡

中村半治郎 若林三造 脇坂孝三 堤苔次郎  
 立石軍次 山田與平治 宮川恒一 狩野新一  
 伊賀並吉五郎 森川作藏 池澤英三 草野谷十  
 木原四郎 堤定治 熊谷直隆 村上善正  
 柴田孫太郎 笠原藤次郎 川崎太二三 關谷種藏  
 小林外藏 秋田常三郎 雲彌助 丸岡將三  
 小崎吉之助 宇野瀧之助 姉川榮藏 森平藏  
 武田與惣松 弓削孫太郎 阿部秀也 山田兵太郎  
 長谷又兵衛 堤佐之七 清水宇八 中川治一  
 中村榮治郎 山家孝藏 小林清太郎 山田清吉

伊香郡

杉江寅之助 富岡彌助 西橋源之進 北河吉太郎  
 片桐彌壽治 伊吹新六 北村彦次郎 中村光之  
 北川良太郎 岩崎忠太郎 伊藤由太郎 松山慶次郎  
 吉村貞治郎 堀田謙剛 山口重造 榊原虎次郎  
 脇阪駒吉 伊吹清一 香水謙造 速水利一  
 關谷久左小 曾我他三 藤田庄一郎 中山政太郎  
 松山良助 山田新八郎 石原忠太郎 高山時太郎  
 平野左三 中川藤治郎 上松丹次 杉本繁太郎  
 村田政治郎 松井米吉 關甚三 堀承一  
 細江五郎吉

淺見清吉 木村孫太 橫關幸吉 長谷川良三  
 東野修 淺野善次郎 田川雅太郎 松井常太郎  
 吉田辰彌 平塚亨三 中ノ庄伊三郎 白髭孫太郎



吉田吉兵衛	丸山粮藏	村井重三郎	山岡徳松
中川倅治郎	高橋元市	殿村官藏	桐畑義雄
成瀬房太郎	浅井清紀	藤田甚左衛門	久保田藤代松
津田助夫	横關又藏	平尾徳平	中村米七
前川理三郎	大音直俊	船野長人	堂守助四郎
廣瀬孫助	民徳市治郎	木村安治	田中伍市
片桐奎治郎	村井茂十郎	山岡吉太郎	井口眞平
川崎泰英	内藤重太郎	森田健三郎	吉川孫右衛門
片山侃	二宮巳之助	前川半七	千田定七
安達徳次郎	望月文次郎	二宮政雄	野田彦四郎
美濃部八右衛門	藤田増太郎	東野重郎	橋本喜治郎
藤原留藏	岡田源内	上田元吉	

高島郡

大西平吉

木下太三郎

栗本清良

里田宇平

伊吹良三	岩佐定一	西川仁右衛門	谷本庄三
上藤吉松	赤塚二郎	日置祐太郎	西川新六
北村惣三郎	萬木良知	山野榮藏	河本嘉十郎
桑原太一郎	小川松治郎	古武與八	川越安治
峰森清太郎	藤原悦二	柳崎藤四郎	吉田貞之
大塚源左衛門	萬木常三	馬場三郎助	伊香權右衛門
河合與右衛門	内藤正雄		

立憲政友會滋賀縣支部黨誌 終



昭和十八年十二月二十五日印刷  
昭和十九年一月五日發行

〔非賣品〕

滋賀縣大津市玉屋町十四番地

元立憲政友會滋賀縣支部黨誌編纂事務所

編輯兼 代表者 服部 岩吉

滋賀縣大津市四ノ宮町一六

印刷人 (西遊三) 中村 七右衛門

滋賀縣大津市四ノ宮町一六

印刷所 中村 太古舍

電話 九九番







975  
138



